

令和4年第1回臨時会 目次

令和4年4月5日（火曜日）

議事日程第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出欠席議員氏名	2
説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	3
開 会	4
開 議	4
議会報告 議会運営委員長報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	5
諸般の報告	5
議長の辞職について	5
選第2号 議長の選挙について	5
副議長の辞職について	8
選第3号 副議長の選挙について	8
常任委員の選任について	10
議会運営委員の選任について	11
選第4号 置賜広域行政事務組合議会議員の選挙について	12
選第5号 置賜広域病院企業団議会議員の選挙について	14
同意第3号 南陽市監査委員の選任について	16
提案理由説明 市 長	18
採 決	18
市長挨拶	18
閉 会	19

令和4年第2回臨時会 目次

令和4年4月21日（木曜日）

議事日程第1号	23
本日の会議に付した事件	23
出欠席議員氏名	24
説明のため出席した者の職氏名	25
事務局職員出席者	25
開 会	26
開 議	26
議会報告 議会運営委員長報告	26
会議録署名議員の指名	26
会期の決定	26
諸般の報告	27
議第26号から議第28号まで計3件	27
提案理由説明 市 長	27
総括質疑	27
議案付託表	30
（総務常任委員長報告）	
議第26号から議第28号まで計3件	31
採 決	32
議第25号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第2号）	33
提案理由説明 市 長	33
予算特別委員会の設置について	33
議案付託表	34
（予算特別委員長報告）	
議第25号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第2号）	35
採 決	35
市長挨拶	35
閉 会	36

令和4年第2回臨時会
予算特別委員会 目次

令和4年4月21日（木曜日）

出欠席委員氏名	37
説明のため出席した者の職氏名	38
事務局職員出席者	38
本日の会議に付した事件	39
開　　会	39
委員長の互選	39
副委員長の互選	40
議第25号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第2号）	40
採　　決	42
閉　　会	42

令和4年6月定例会 目次

令和4年6月6日（月曜日）

議事日程第1号	51
本日の会議に付した事件	52
出欠席議員氏名	53
説明のため出席した者の職氏名	54
事務局職員出席者	54
会期日程表	55
開 会	56
開 議	56
議会報告 議会運営委員長報告	56
会議録署名議員の指名	56
会期の決定	57
諸般の報告	57
表彰状の伝達	57
承第4号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第3号）についての専決処分 の承認を求めることについて	58
提案理由説明 市 長	59
質 疑	59
採 決	59
報第2号から報第6号まで計5件	59
説 明 市 長	59
総括質疑	60
同意第4号 南陽市固定資産評価審査委員会委員の選任について	60
提案理由説明 市 長	61
質 疑	61
採 決	61
同意第5号 南陽市宮内財産区管理委員の選任について	61
提案理由説明 市 長	61
質 疑	61
採 決	62
議第30号から議第32号まで計3件	62
提案理由説明 市 長	62
総括質疑	62
議案付託表	63
議第29号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第4号）	64

提案理由説明	市 長	64
予算特別委員会の設置について		64
議案付託表		65
散 会		66

令和4年6月7日（火曜日）

議事日程第2号		67
本日の会議に付した事件		67
出欠席議員氏名		68
説明のため出席した者の職氏名		69
事務局職員出席者		69
一般質問表		70
開 議		85
一般質問		85
佐藤憲一議員		85
1. 地域おこし協力隊について		85
山口裕昭議員		90
1. 有事における市民の安全確保について		90
2. 今後の観光振興について		91
島津善衛門議員		100
1. 「教育委員会の考え方」を保護者からの率直な疑問2点と 財政課の南陽市公共施設等総合管理計画に関連してお尋ね します。		101
2. 農地の再生 逆転の発想を		101
高橋一郎議員		110
1. 気候変動の影響と治水計画の見直し「流域治水プロジェクト」について		111
2. 非核平和のタベ事業について		112
3. 中学校の部活の在り方について		112
散 会		120

令和4年6月8日（水曜日）

議事日程第3号		121
本日の会議に付した事件		121
出欠席議員氏名		122
説明のため出席した者の職氏名		123
事務局職員出席者		123
開 議		124

一般質問	124
佐藤 明議員	124
1. 市長選挙と白岩市政の政治姿勢について	124
2. 物価高騰から暮らしを守るやさしく強い経済政策を	124
高岡亮一議員	133
1. 宮内公民館改築について	135
2. NHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」に関連して	135
散 会	141

令和4年6月21日（火曜日）

議事日程第4号	143
本日の会議に付した事件	143
出欠席議員氏名	144
説明のため出席した者の職氏名	145
事務局職員出席者	145
開 議	146
議会報告 議会運営委員長報告	146
（総務常任委員長報告）	
議第30号 南陽市議会議員及び南陽市長の選挙における選挙運動用自動車の 使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	146
質 疑	147
採 決	147
（産業建設常任委員長報告）	
議第31号及び議第32号の計2件	147
質 疑	148
採 決	148
（予算特別委員長報告）	
議第29号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第4号）	148
質 疑	148
採 決	149
委員会報告書	150
議案審査結果表	151
（追加議案）	
議第34号 財産の取得について	152
提案理由説明 市 長	152
質 疑	152
採 決	152
発議第3号 営農継続のための施策の見直しと支援の充実に関する意見書の提	

出について	152	
提案理由説明	島津善衛門議員	152
質 疑	153	
採 決	153	
発議第4号 議会ICT推進特別委員会の設置について	153	
提案理由説明	山口正雄議員	153
質 疑	153	
採 決	154	
議会ICT推進特別委員会委員の選任について	154	
議第33号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第5号）	155	
提案理由説明	市 長	155
議案付託表	156	
(予算特別委員長報告)		
議第33号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第5号）	157	
質 疑	157	
採 決	157	
市長挨拶	157	
閉 会	158	

令和4年6月定例会
予算特別委員会 目次

令和4年6月16日（木曜日）

出欠席委員氏名	159
説明のため出席した者の職氏名	160
事務局職員出席者	160
本日の会議に付した事件	161
開　　会	161
議第29号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第4号）	161
採　　決	177
散　　会	177

令和4年6月21日（火曜日）

出欠席委員氏名	179
説明のため出席した者の職氏名	180
事務局職員出席者	180
本日の会議に付した事件	181
開　　議	181
議第33号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第5号）	181
採　　決	183
閉　　会	184

令和4年第1回臨時会

南陽市議会会議録

(第402号)

南陽市議会事務局

令和 4 年 4 月 5 日（火曜日）

本 会 議

令和4年4月5日（火）午前10時00分開会・開議



議事日程第1号

令和4年4月5日（火）午前10時開議

議会報告 議会運営委員長報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議長の辞職について

日程第 5 選第 2号 議長の選挙について

日程第 6 副議長の辞職について

日程第 7 選第 3号 副議長の選挙について

日程第 8 常任委員の選任について

日程第 9 議会運営委員の選任について

日程第 10 選第 4号 置賜広域行政事務組合議会議員の選挙について

日程第 11 選第 5号 置賜広域病院企業団議会議員の選挙について

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に下記日程を追加

日程第 12 同意第3号 南陽市監査委員の選任について

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（17名）

1 番	伊 藤 英 司	議員	2 番	佐 藤 憲 一	議員
3 番	山 口 裕 昭	議員	4 番	島 津 善 衛 門	議員
5 番	高 岡 亮 一	議員	6 番	高 橋 一 郎	議員
7 番	舩 山 利 美	議員	8 番	山 口 正 雄	議員
9 番	片 平 志 朗	議員	10 番	梅 川 信 治	議員
11 番	川 合 猛	議員	12 番	高 橋 弘	議員
13 番	板 垣 致 江 子	議員	14 番	高 橋 篤	議員
15 番	遠 藤 榮 吉	議員	16 番	佐 藤 明	議員
17 番	殿 岡 和 郎	議員			

◎欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

白岩孝夫	市長	大沼豊広	副市長
穀野純子	総務課長	嶋貫憲仁	みらい戦略課長
佐野毅	情報デジタル 推進主幹	高橋直昭	財政課長
矢澤文明	税務課長	高野祐次	総合防災課長
竹田啓子	市民課長	尾形久代	福祉課長
大沼清隆	すこやか子育て 課長	嶋貫幹子	ワクチン接種 対策主幹
島貫正行	農林課長	寒河江英明	農村森林整備主幹
長沢俊博	商工観光課長	川合俊一	建設課長
佐藤和宏	上下水道課長	大室拓	会計管理者
長濱洋美	教育長	鈴木博明	管理課長
佐野浩士	学校教育課長	山口広昭	社会教育課長
土屋雄治	選挙管理委員会 事務局長	青木勲	代表監査委員
細川英二	監査委員事務局長	安部浩二	農業委員会 事務局長

事務局職員出席者

安部真由美	事務局長	太田徹	局長補佐
江口美和	庶務係長	丸川勝久	書記

~~~~~

## 開 会

○議長（高橋 篤議員） 御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いします。

おはようございます。

御着席願います。

開会前に、恒例によりまして4月1日付で人事異動がありましたので、御紹介いただきます。

大沼副市長よりお願い申し上げます。

○副市長 おはようございます。

4月1日付で職員の人事異動の発令をいたしましたので、異動の課長級職員を紹介させていただきます。

議員各位より向かって左側から順に申し上げます。

初めに、1列目でございます。

総務課長、穀野純子。

続きまして、2列目でございます。

市民課長、竹田啓子。

続きまして、3列目でございます。

ワクチン接種対策主幹、嶋貫幹子。

次に、右に移ります。

1列目でございます。

建設課長、川合俊一。

続きまして、2列目でございます。

管理課長、鈴木博明。

続きまして、3列目でございます。

公立置賜総合病院総務課長、板垣幸広。

以上でございます。どうぞ御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 以上で紹介を終わります。

去る3月29日告示になりました令和4年南陽市議会第1回臨時会を開会いたします。

~~~~~

開 議

○議長 ただいま出席されている議員は全員であります。

よって、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第1号によって進めます。

~~~~~

### 議会報告 議会運営委員長報告

○議長 ここで、本臨時会の運営等について、議会運営委員長より報告を願います。

議会運営委員長 山口正雄議員。

〔議会運営委員長 山口正雄議員 登壇〕

○議会運営委員長 おはようございます。

私から、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日招集されました令和4年第1回臨時会の運営について、去る4月1日午後1時より議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について報告いたします。

本臨時会は、議会の申合せにより、各役職や委員会改選のため、地方自治法第101条第3項の規定に基づき、議員請求により招集されたものであります。

正副議長選挙及び常任委員会委員の選任等、さらには議事日程などを勘案し協議いたしました結果、会期については本日1日とすることに決しました。

以上、本臨時会の運営について議会運営委員会において協議決定いたしましたので、議員各位の御賛同を御協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行

います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長が指名いたします。

会議録署名議員は、8番山口正雄議員、12番高橋 弘議員の両議員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

~~~~~

### 日程第2 会期の決定

○議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期については、先ほどの議会運営委員会委員長報告のとおり、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決しました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長 日程第3 諸般の報告であります。

本臨時会に説明のため出席を求めた者の職氏名は別紙のとおりでございますので御了承願います。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時05分 休 憩

午前10時07分 再 開

○事務局長 それではここで議長が交代いたします。

高橋 篤議長に代わりまして、船山利美副議長に議長をお願いいたします。

○副議長(船山利美議員) それでは、会議を再開いたします。

~~~~~

### 日程第4 議長の辞職について

○副議長 日程第4 議長の辞職についてを議題といたします。

では、ここで高橋 篤議長の退席を願います。

[議長 高橋 篤議員 退席]

○副議長 高橋 篤議長より辞職願が提出されました。

辞職願を事務局長より朗読いたさせます。

事務局長。

○事務局長 [辞職願朗読]

○副議長 お諮りいたします。高橋 篤議長の議長辞職願を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 御異議なしと認めます。よって、高橋 篤議長の辞職を許可することに決しました。

ここで、高橋 篤議員の復席を求めます。

[高橋 篤議員 復席]

~~~~~

日程第5 選第2号 議長の選挙について

○副議長 日程第5 選第2号 議長の選挙を行います。

- 副議長 議場の閉鎖を命じます。
〔議場閉鎖〕
- 副議長 ただいまの出席議員は17名であります。
ここで投票用紙を配付させます。
〔投票用紙配付〕
- 副議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。
(「なし」の声あり)
- 副議長 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。
〔投票箱点検〕
- 副議長 異状なしと認めます。
念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。
事務局長に点呼を命じます。
- 事務局長 〔議席番号、氏名、点呼〕
〔投票〕
- 副議長 投票漏れはございませんか。
(「なし」の声あり)
- 副議長 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。
〔議場開鎖〕
- 副議長 これより開票を行います。
開票に先立ちまして、会議規則第31条第2項の規定により立会人の指名を行います。
立会人に、1番伊藤英司議員、16番佐藤明議員を指名いたします。よって、両議員の立会いをお願いいたします。
〔開票〕
- 副議長 選挙の結果を報告いたします。
投票総数17票で出席議員と符合しております。
うち有効投票 15票
無効投票 2票であります。
有効投票中、船山利美15票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は、地方自治法第118条第1項の規定により4票であります。よって、不肖私、船山利美が議長に当選いたしました。

この際、議長に当選した私、船山利美より御挨拶を申し上げます。

〔議長 船山利美議員 登壇〕

- 議長(船山利美議員) ただいま南陽市議会議長に選任いただきました船山利美でございます。誠にありがとうございました。

任期後半の重責に、改めて引き締まる思いとその重さを痛感したところでございます。

振り返ってみますと、このたびの任期当初から、全国的に新型コロナウイルス感染の拡大が始まり、あらゆる行事、イベント等が自粛や中止になったことは御存知のとおりであります。計り知れない影響が地方経済を直撃し、町全体が疲弊している状況が続いている中で、これまでも多くの緊急経済対策事業が実施されてきました。しかしながら、いまだに出口が見えない現状であります。

これからも行政当局、議会とワンチームで議論や連携を図りながら、南陽市復活を合言葉に市内経済を取り戻していくことが、まずは一丁目一番地と考えております。さらに、議会として市民の負託に応え、併せて議会の活性化も図っていかねばならないと思っております。

私のできる限り全力を尽くしてまいる所存でございますので、議員皆様、そして当局の皆様の御協力を切にお願いを申し上げ、就任と御礼の挨拶といたします。ありがとうございました。

(拍手)

- 議長 ここで暫時休憩いたします。
なお、再開は予鈴にて御連絡いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時40分 再開

- 議長 再開いたします。


~~~~~

**日程第 6 副議長の辞職について**

- 議長 日程第 6 ではありますが、先ほど私、船山利美が議長に就任しましたので、日程第 6 は審議不要となりました。  
次に進みます。

~~~~~

日程第 7 選第 3 号 副議長の選挙について

- 議長 日程第 7 選第 3 号 副議長の選挙を行います。

- 議長 議場の閉鎖を命じます。
〔議場閉鎖〕
- 議長 ただいまの出席議員は17名であります。
ここで投票用紙を配付させます。
〔投票用紙配付〕
- 議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。
〔投票箱点検〕
- 議長 異状なしと認めます。
念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。
事務局長に点呼を命じます。
- 事務局長 〔議席番号、氏名、点呼〕
〔投票〕
- 議長 投票漏れはございませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。
〔議場開鎖〕
- 議長 これより開票を行います。
開票に先立ちまして、会議規則第31条第2項の規定により立会人の指名を行います。
立会人に、2番佐藤憲一議員、15番遠藤榮吉議員を指名いたします。よって、両議員の立会いをお願いいたします。
〔開票〕
- 議長 選挙の結果を報告いたします。
投票総数17票で出席議員と符合しております。
うち有効投票 14票
無効投票 3票であります。
有効投票中、梅川信治議員14票、以上のとおりであります。
この選挙の法定得票数は、地方自治法第118条第1項の規定により4票であります。よって、

梅川信治議員が副議長に当選されました。
当選されました梅川信治議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

この際、副議長に当選されました梅川信治議員の御挨拶を登壇の上、お願い申し上げます。

副議長 梅川信治議員。

〔副議長 梅川信治議員 登壇〕

○梅川信治議員 おはようございます。

10番梅川信治でございます。

ただいま投票いただきまして誠にありがとうございます。今まで以上に身の引き締まる思いであります。

市民の安心、安全、議会活性化のために、この職を一生懸命務めてまいります。議員各位の御指導、御協力、また、当局の皆様の御指導をいただきながら一生懸命務めてまいります。よろしくお願い申し上げます。挨拶といたします。大変ありがとうございます。（拍手）

○議長 ここで暫時休憩いたします。

なお、再開は予鈴にて御連絡いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

○議長 再開いたします。

~~~~~

## 日程第8 常任委員の選任について

○議長 日程第8 常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議長が指名いたすことになっておりますので、各常任委員の氏名を事務局長より朗読いたさせます。

事務局長。

○事務局長 〔常任委員の氏名 朗読〕

総務常任委員会

3番 山口 裕 昭 議員

5番 高岡 亮一 議員  
7番 船山 利美 議員  
13番 板垣 致江子 議員  
14番 高橋 篤 議員

文教厚生常任委員会

1番 伊藤 英司 議員  
2番 佐藤 憲一 議員  
9番 片平 志朗 議員  
10番 梅川 信治 議員  
12番 高橋 弘 議員  
15番 遠藤 榮吉 議員

産業建設常任委員会

4番 島津 善衛門 議員  
6番 高橋 一郎 議員  
8番 山口 正雄 議員  
11番 川合 猛 議員  
16番 佐藤 明 議員  
17番 殿岡 和郎 議員

以上でございます。

○議長 ただいま朗読させたとおり、それぞれ各常任委員会委員に指名いたします。

この際、各常任委員会を開催し、正副委員長の互選を行うため暫時休憩いたします。

なお、再開は予鈴にて御連絡いたします。

午前11時11分 休 憩

午前11時35分 再 開

○議長 再開いたします。

休憩中に議長のもとに通知がありました各常任委員会の正副委員長の氏名を事務局長より報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長 [各常任委員会正副委員長氏名朗読]

総務常任委員会

委員長 山口 裕昭 議員  
副委員長 板垣 致江子 議員

文教厚生常任委員会

委員長 片平 志朗 議員  
副委員長 佐藤 憲一 議員

産業建設常任委員会

委員長 島津 善衛門 議員  
副委員長 高橋 一郎 議員

以上でございます。

○議長 以上であります。報告のとおり御了承願います。

~~~~~

日程第9 議会運営委員の選任について

○議長 日程第9 議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたします。

3番 山口 裕昭 議員

6番 高橋 一郎 議員

8番 山口 正雄 議員

12番 高橋 弘 議員

15番 遠藤 榮吉 議員

以上、5名の議員を議会運営委員に指名いたします。

この際、議会運営委員会を開催し、正副委員長の互選を行うため暫時休憩といたします。

なお、再開については予鈴にて御連絡いたします。

午前11時38分 休 憩

午前11時49分 再 開

○議長 再開いたします。

休憩中に議長のもとに通知がありました議会運営委員会の正副委員長の氏名を報告いたします。

委員長に8番山口正雄議員、副委員長に15番遠藤榮吉議員、以上であります。

~~~~~

日程第10 選第4号 置賜広域行政事務組  
合議会議員の選挙について

○議長 日程第10 選第4号 置賜広域行政事  
務組合議会議員の選挙を行います。

○議長 置賜広域行政事務組合同規約第5条第2項の規定により、議長及び議員2名の3名を選出することになっておりますので、議長を除く2名の議員を選出するものであります。

お諮りいたします。置賜広域行政事務組合同議会議員の選挙は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法により行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、置賜広域行政事務組合同議会議員の選挙は指名推選により行うことに決しました。

指名推選は議長において行いたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、置賜広域行政事務組合同議会議員は議長において指名推選を行います。

置賜広域行政事務組合同議会議員に、3番山口裕昭議員、11番川合 猛議員の2名を指名推選いたします。

お諮りいたします。ただいま指名推選いたしました3番山口裕昭議員、11番川合 猛議員を置賜広域行政事務組合同議会議員の当選人とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、3番山口裕昭議員、11番川合 猛議員を置賜広域行政事務組合同議会議員の当選人に決しました。

ただいま当選されました2名の方が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により本席より告知いたします。

~~~~~

日程第11 選第5号 置賜広域病院企業団 議会議員の選挙について

○議長 日程第11 選第5号 置賜広域病院企

業団議会議員の選挙を行います。

○議長 置賜広域病院企業団規約第5条の規定により、3名を選出するものであります。

お諮りいたします。置賜広域病院企業団議会議員の選挙は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、置賜広域病院企業団議会議員の選挙は指名推選により行うことに決しました。

指名推選は議長において行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、置賜広域病院企業団議会議員は議長において指名推選を行います。

置賜広域病院企業団議会議員に、4番島津善衛門議員、8番山口正雄議員、不肖私、7番船山利美を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名推選いたしました4番島津善衛門議員、8番山口正雄議員、私、7番船山利美を置賜広域病院企業団議会議員の当選人と決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、4番島津善衛門議員、8番山口正雄議員、不肖私、7番船山利美を置賜広域病院企業団議会議員の当選人に決しました。

ただいま当選されました3名の方が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により本席より告知いたします。

ここで、本日追加告示になりました議案1件について、議会運営委員会で御審議いただくために暫時休憩いたします。

なお、再開については予鈴にて御連絡いたします。

午前11時55分 休 憩

午後 0時00分 再 開

○議長 再開いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催されましたので、議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長 山口正雄議員。

〔議会運営委員長 山口正雄議員 登壇〕

○議会運営委員長 私から議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日追加告示され、本臨時会に提案されます議案は同意案1件であります。

議案の審査について申し上げます。

南陽市監査委員の選任についての同意案については、提案理由説明、委員会付託省略、質疑の後、討論を省略し、表決は簡易表決で行うことといたしました。

以上、本臨時会の運営について議会運営委員会において協議決定いたしましたので、議員各位の御賛同と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

## 日程第12 同意第3号 南陽市監査委員の選任について

○議長 日程第12 同意第3号 南陽市監査委員の選任についてを議題といたします。

○議長 この際、地方自治法第117条の規定により、14番高橋 篤議員の退席を求めます。

〔14番 高橋 篤議員 退席〕

○議長 この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました同意第3号 南陽市監査委員の選任について提案理由を申し上げます。

議会選出監査委員、川合 猛議員が本日付をもって監査委員を辞任されましたので、後任の委員に高橋 篤議員を適任と認め選任いたしましたので、地方自治法第196条の規定により御提案申し上げるものでございます。

御審議の上、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、同意第3号は委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。同意第3号は討論を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。よって、同意第3号は討論を省略することに決しました。

お諮りします。同意第3号 南陽市監査委員の選任について、これを同意したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、同意第3号は同意することに決しました。

14番高橋 篤議員の復席を認めます。

〔14番 高橋 篤議員 復席〕

○議長 最後にお諮りいたします。本臨時会において議決されました議案の中で整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決しました。

以上をもって本臨時会に提案されました議案の審査は全て終了いたしました。

~~~~~

市長挨拶

○議長 ここで市長より発言を求められておりますので、これを認めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 令和4年第1回臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本臨時会におきましては、提案いたしました議案1件につきまして慎重に御審議を賜り、原案のとおり御同意いただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

さて、本臨時会におきまして正副議長に就任されました船山利美議長、梅川信治副議長には、心からお祝いを申し上げます。円滑な議会運営、そしてますますの市議会発展のために御活躍いただきますよう御期待申し上げます。

また、議会運営委員会委員長並びに各常任委員会委員長に就任されました議員各位におかれ

ましても、御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、いよいよ令和4年度がスタートいたしました。議員各位におかれましては各般にわたり指導力を発揮され、御自愛をいただきながら、特段の御指導と御協力をお願い申し上げますとともに、御健勝にて御活躍されますことを心から御祈念申し上げまして御礼の御挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

~~~~~

### 閉 会

○議長 これをもちまして、令和4年南陽市議会第1回臨時会を閉会いたします。

御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

どうも御苦労さまでした。

午後 0時07分 閉 会

南陽市議会議長 船 山 利 美  
前 議 長 高 橋 篤  
会議録署名議員 山 口 正 雄  
同 高 橋 弘



# 議 案 等

(令和4年第1回臨時会)

令和4年第2回臨時会

# 南陽市議会会議録

(第403号)

南陽市議会事務局

令和4年4月21日（木曜日）

本 会 議

令和4年4月21日（木）午前10時00分開会・開議



## 議事日程第1号

令和4年4月21日（木）午前10時開議

議会報告 議会運営委員長報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議第 26号 南陽市税条例等の一部を改正する条例の設定について

日程第 5 議第 27号 南陽市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議第 28号 南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議第 25号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第2号）

日程第 8 予算特別委員会の設置について

(予算特別委員長報告)

日程第 9 議第 25号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第2号）

閉 会

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

---

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（17名）

|      |           |    |      |           |    |
|------|-----------|----|------|-----------|----|
| 1 番  | 伊 藤 英 司   | 議員 | 2 番  | 佐 藤 憲 一   | 議員 |
| 3 番  | 山 口 裕 昭   | 議員 | 4 番  | 島 津 善 衛 門 | 議員 |
| 5 番  | 高 岡 亮 一   | 議員 | 6 番  | 高 橋 一 郎   | 議員 |
| 7 番  | 舩 山 利 美   | 議員 | 8 番  | 山 口 正 雄   | 議員 |
| 9 番  | 片 平 志 朗   | 議員 | 10 番 | 梅 川 信 治   | 議員 |
| 11 番 | 川 合 猛     | 議員 | 12 番 | 高 橋 弘     | 議員 |
| 13 番 | 板 垣 致 江 子 | 議員 | 14 番 | 高 橋 篤     | 議員 |
| 15 番 | 遠 藤 榮 吉   | 議員 | 16 番 | 佐 藤 明     | 議員 |
| 17 番 | 殿 岡 和 郎   | 議員 |      |           |    |

◎欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

|         |                    |         |                      |
|---------|--------------------|---------|----------------------|
| 白 岩 孝 夫 | 市 長                | 大 沼 豊 広 | 副 市 長                |
| 穀 野 純 子 | 総 務 課 長            | 嶋 貫 憲 仁 | みらい戦略課長              |
| 佐 野 毅   | 情報デジタル<br>推進主幹     | 高 橋 直 昭 | 財 政 課 長              |
| 矢 澤 文 明 | 税 務 課 長            | 高 野 祐 次 | 総合防災課長               |
| 竹 田 啓 子 | 市 民 課 長            | 尾 形 久 代 | 福 祉 課 長              |
| 大 沼 清 隆 | すこやか子育て<br>課 長     | 嶋 貫 幹 子 | ワクチン接種<br>対 策 主 幹    |
| 島 貫 正 行 | 農 林 課 長            | 寒河江 英 明 | 農村森林整備主幹             |
| 長 沢 俊 博 | 商 工 観 光 課 長        | 川 合 俊 一 | 建 設 課 長              |
| 佐 藤 和 宏 | 上 下 水 道 課 長        | 大 室 拓   | 会 計 管 理 者            |
| 長 濱 洋 美 | 教 育 長              | 鈴 木 博 明 | 管 理 課 長              |
| 佐 野 浩 士 | 学 校 教 育 課 長        | 山 口 広 昭 | 社 会 教 育 課 長          |
| 土 屋 雄 治 | 選挙管理委員会<br>事 務 局 長 | 青 木 勲   | 代 表 監 査 委 員          |
| 細 川 英 二 | 監査委員事務局長           | 安 部 浩 二 | 農 業 委 員 会<br>事 務 局 長 |

事務局職員出席者

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 安 部 真由美 | 事 務 局 長 | 太 田 徹   | 局 長 補 佐 |
| 江 口 美 和 | 庶 務 係 長 | 丸 川 勝 久 | 書 記     |

~~~~~

開 会

○議長（船山利美議員） 御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いします。

おはようございます。

御着席願います。

去る4月14日告示になりました令和4年南陽市議会第2回臨時会を開会いたします。

~~~~~

## 開 議

○議長 ただいま出席されている議員は全員であります。

よって、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第1号によって進めます。

~~~~~

議会報告 議会運営委員長報告

○議長 ここで、本臨時会の運営等について、議会運営委員長より報告を願います。

議会運営委員長 山口正雄議員。

〔議会運営委員長 山口正雄議員 登壇〕

○議会運営委員長 おはようございます。

私から、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日招集されました令和4年第2回臨時会の運営について、去る4月18日午前10時より議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について報告いたします。

初めに、会期について申し上げます。

本臨時会に提案されます議案は、条例案3件、補正予算案1件の計4件であります。

当局より総務課長及び財政課長の出席を求め、

提出議案の説明を受け、協議いたしました結果、本臨時会の会期を本日1日とすることに決しました。

次に、議案の審査について申し上げます。

まず、条例案3件についてであります。一括議題とし、提案理由説明、総括質疑の後、総務常任委員会に付託し、本会議休憩中、委員会を開催し審査、審査終了後、委員長報告、質疑、討論、表決の順で行うことといたしました。

次に、補正予算案1件についてであります。提案理由説明、質疑省略、予算特別委員会設置、同委員会に付託し、本会議休憩中、委員会を開催し審査、審査終了後、委員長報告、質疑、討論、表決の順で行うことといたしました。

以上、本臨時会の運営について、議会運営委員会において協議決定いたしましたので、議員各位の御賛同と御協力を賜りますようお願い申し上げます。報告といたします。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長が指名いたします。

会議録署名議員は、1番伊藤英司議員、13番板垣致江子議員の両議員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期については、先ほど議会運営委員長報告のとおり、本日1日としたいと思っております。これに御異議ござい

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決しました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長 日程第3 諸般の報告であります。

本臨時会に説明のため出席を求めた者の職、指名、議員派遣の報告は別紙のとおりでございますので、御了承願います。

~~~~~

日程第4 議第26号から

日程第6 議第28号まで計3件

○議長 日程第4 議第26号 南陽市税条例等の一部を改正する条例の設定についてから、日程第6 議第28号 南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案3件を議事の都合により一括して議題といたします。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 おはようございます。

ただいま上程されました議第26号 南陽市税条例等の一部を改正する条例の設定についてから、議第28号 南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの条例案3件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、議第26号 南陽市税条例等の一部を改正する条例の設定について申し上げます。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税において住宅ローン控除の延長、固定資

産税において商業地等の負担調整措置の特例や省エネ改修を行った既存住宅に係る減額措置の拡充などについて、所要の改正を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第27号 南陽市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、固定資産税同様に、商業地等の負担調整措置の特例などについて、所要の改正を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第28号 南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、高額所得世帯の課税限度額の引上げなどについて、所要の改正を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

以上、条例案3件につきまして一括して提案理由を申し上げましたが、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 これより質疑に入ります。

ただいま議題となっております議案3件について、総括して質疑ございませんか。

16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 提案者の市長に第28号の国民健康保険税の税条例に対するこの条例の制定についてお尋ねいたします。

今回の条例は、国保税が3万ほど限度額が上がると、こういう提案であります。

これは、国会でも決定されまして、上位法ということで各自治体をお願いをすると、こういうふうな流れになっているわけですが、この限度額、毎年のように上がっているのが現状であります。やっぱり私は、これまでも上げるべきではないと再三再四、当局に対して要望をしまりました。

しかし、残念ながらずっと毎年のように上が

りっ放しと、こういう状況であります。

それで、お尋ねしたいんですが、去る3月の議会で未就学の子供たち、均等割、これ半額になったわけです。大変結構なことではありますが、これとは裏腹に、舌も乾かぬうちにまたこういう形で提案をしてくると、果たしていかなものかというふうに思っているわけでありませぬ。

しかも正確に言うと、この10年間で7回も上がっているんです、市長。7回もですよ。これではたまったものではないと思いますが、市長の考えをお聞きしたい。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 御質問にお答え申し上げます。

3月のお子さんの均等割が軽減されたことについては、長年の要望が実ったということで、それについては大変よかったというふうに思っているところですが、今回、一方で限度額が引上げになったということで、負担が重くなることについては本意ではないというふうに思っております。

今現在、日本全体の高齢化が最もピークに達しようという時期で、社会保障に係る財源が厳しいということは理解しておりますが、国においては、こういった物価高騰の折から、そういったことも鑑みて国民負担をなるべく増やさないようということ、市長会でも申し上げているとおりでございますので、そのように今後とも必要な要望を行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 私思うんですけれども、一方では子供の均等割、これ市長会をはじめ様々な諸団体が駄目ですよと、こう再三前から言っていますね。私も議会等で申し上げてきましたが、しかし一方ではこういう形で、毎年のように値上げしていると。今コロナの問題も含めて、ウ

クライナ問題も含めて、諸物価がどんどんどんどん2回も3回も上がっている状況も多々あるわけですね。

そういう状況の中で、また負担増になると、これではたまったものではないと、こういうふうに私思うんですよ。それで、この国民健康保険とかあるいは介護保険もそうですけれども、国が責任を持ってやっていくと、これが一番いい方法ではないのかなと思うんですが、そういった議論というのは市長会等々でやって来られたのかどうか、この辺どうでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 ただいまの御質問の点につきましては、国が責任を持ってということをお必ず文言の中に申し添えているというふうに承知しております。

国民の負担も、それから地方自治体の負担も増やすことなく、この国民皆保険の制度において、国の責任で制度をしっかりと運用して、国民の健康を守ってもらいたいということは常々申し上げております。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 私言っていることは、市長はよく理解しているわけですね。

市長も今おっしゃったように、佐藤 明言っていることは大体そのとおりだというふうに、答弁聞こえるわけですがけれども。私はやっぱり市長もそうでしょうけれども、立場は同じなわけです。行政にしようが、立法府にしようが、どこにしようが、やっぱり国民の負担は駄目ですよと、こういうことが私、言えると思うんですね。

ですから、その辺しっかり肝に銘じていただいて、いろいろな場所で、この問題等について発言をしていただきたいものだなと、このことを重ねて申し上げたいというふうに思います。

以上です。

○議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております条例案3件は、会議規則第37条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおり、所管の総務常任委員会に付託いたします。

なお、本議案の審査は、この後の休憩中に総務常任委員会を開催し審査願います。

○議長　ここで、暫時休憩いたします。
再開は予鈴にてお知らせいたします。
午前10時14分　休　憩

午前10時45分　再　開

○議長　再開いたします。
休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

(総務常任委員長報告)

日程第4　議第26号から

日程第6　議第28号まで計3件

○議長　ただいま議題となっております議第26号　南陽市税条例等の一部を改正する条例の設定についてから、議第28号　南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案3件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長　山口裕昭議員。

〔総務常任委員長　山口裕昭議員　登壇〕

○総務常任委員長　おはようございます。

それでは、私から総務常任委員会の報告を申し上げます。

本臨時会において当委員会に付託されました議案3件について、先ほど第2委員会室において関係課長等の出席を求め委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第26号　南陽市税条例等の一部を改正する条例の設定について申し上げます。

本案は、地方税法等の改正に伴い所要の改正を行うもので、当局から主な改正内容について説明がありました。

初めに、個人市民税の1点目、住宅ローン控除の改正についてであります。

所得税の住宅ローン控除の改正により適用期限を4年間延長し、所得税から控除し切れない

額をこれまでと同様に個人住民税から控除するもので、令和5年度課税分から適用になるものであります。

2点目は、上場株式等の配当所得等に係る課税方式の改正についてであります。

特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と個人住民税が一致するよう改正するもので、具体的には所得税で確定申告を選択した場合は、住民税で申告不要を選択できなくなるものであります。

次に、固定資産税の1点目、貯留機能保全区域の課税標準の特例の新設についてであります。

特定都市河川浸水被害対策法が改正され、河川の氾濫などで侵入した雨水を一時的に貯留する機能を有する土地を県知事が貯留機能保全区域に指定すると、所有者が盛土や塀の設置等を行う場合、事前に県知事に届出が必要となるなど、土地の所有者に一定の負担が生じるため、最初の3年間の課税標準を4分の3とするものであります。

2点目は、土地に係る負担調整措置の改正であります。

負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等の課税標準額を前年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%を加算した額とするものであります。

3点目は、省エネ改修を行った既存住宅に係る減額措置の改正についてであります。

一定の省エネ改修を行った場合、住宅の固定資産税は翌年度に限り3分の1を、認定長期優良住宅は3分の2を減額する制度で、より良質な省エネ改修に対し適用するものであります。

委員からは、上場株式等の配当所得等に係る課税方式の改正で、納税者へのメリットはあるのかとの質問があり、公平性の観点から地方税法が改正され、所得税で確定申告をした場合に、住民税ではほかの所得税率より低い税率が適用される申告不要制度が選択できなくなるものと

の説明がありました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第27号 南陽市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法等の改正に伴い、貯留機能保全区域の課税標準の特例の新設と土地に係る負担調整措置の改正について、固定資産税と同様の改正を行うものであります。

委員からは、市内で指定されたところはあるのかとの質問があり、固定資産税ともに県内で指定された土地はない、との説明がありました。

検査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第28号 南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法等の改正に伴い所要の改正を行うものであります。

改正内容は、課税限度額を基礎課税額分においては2万円引き上げ65万円に、後期高齢者支援金分においては1万円引き上げ20万円に、介護納付金分は17万円のまま据置きするもので、全ての区分で限度額となった場合、課税額は102万円になるとの説明がありました。

委員からは、税率の改正はあるのかとの質問があり、この改正により、高所得者層から御負担をいただくことで、税率を改正せずに国保事業を運営することができることとなるとの説明がありました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 これより質疑に入ります。

ただいまの総務常任委員長の報告に対し質疑

ございませんか。

16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 ただいま総務常任委員長の報告の議第28号 南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての案件について、私は反対の立場を表明するものであります。以上です。

○議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

ただいまの総務常任委員長報告に対し、16番佐藤 明議員より議第28号 南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について異議がありましたので、分割して採決を行います。

初めに、議第28号 南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。議第28号の採決は起立採決により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

議第28号 南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 御着席願います。

起立多数であります。よって、議第28号は原案のとおり決しました。

次に、お諮りいたします。議第28号を除く議案2件について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、議第28

号を除く議案2件については、原案のとおり決しました。

~~~~~

日程第7 議第25号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第2号)

○議長 日程第7 議第25号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました議第25号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第2号)の補正予算案につきまして提案理由を申し上げます。

補正の内容は、緊急経済対策事業として、新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰の影響を受けている市民の家計を応援し、地域における消費を喚起するため、市内で利用できるクーポンを配布する「全市民応援クーポン事業」の新規追加であり、財源につきましては、国県支出金で措置いたしますのでございます。

以上、提案理由を申し上げますが、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。質疑は予算特別委員会において行うこととし、この際、質疑を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、この際、質疑を省略することに決しました。

~~~~~

#### 日程第8 予算特別委員会の設置について

○議長 日程第8 予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。議第25号の補正予算議案を審査するため、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置することに決しました。

議第25号の補正予算議案は、ただいま設置いたしました予算特別委員会に付託いたします。

○議長　なお、先ほどの議会運営委員長報告のとおり、この後の本会議休憩中に予算特別委員会を開催し、審査願います。

ここで暫時休憩いたします。

再開は予鈴にてお知らせいたします。

午前10時58分　休　憩

午前11時20分　再　開

○議長　再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

(予算特別委員長報告)

日程第9 議第25号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第2号)

○議長　日程第9 議第25号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第2号)について、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長 殿岡和郎議員。

[予算特別委員長 殿岡和郎議員 登壇]

○予算特別委員長　私から予算特別委員会の報告を申し上げます。

本臨時会において、当委員会に付託されました案件は、令和4年度一般会計補正予算1件であります。これを審査するため、先ほど委員会を開催し審査を行いました。

当委員会は、議長を除く全員で構成されておりますので、審査経過などは省略し、結果のみを報告させていただきます。

議第25号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第2号)は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

○議長　これより質疑に入ります。

ただいまの予算特別委員長報告に対し、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の希望ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長　討論の希望がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第25号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第2号)は、予算特別委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　御異議なしと認めます。よって、議第25号は予算特別委員長報告のとおり決しました。

最後にお諮りいたします。本臨時会において議決されました議案の中で、整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　御異議なしと認めます。よって、整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決しました。

以上をもって本臨時会に提案されました議案の審査は全て終了いたしました。

~~~~~

**市 長 挨拶**

○議長　ここで、市長より発言を求められておりますので、これを認めます。

市長。

[白岩孝夫市長 登壇]

○市長　令和4年第2回臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今臨時会におきましては、御提案申し上げました議案につきまして、慎重に御審議を賜り、全議案とも原案のとおり、御可決をいただきま

したことに、厚く御礼を申し上げます。

さて、令和4年度は「南陽を世界ブランドに」という壮大な構想の実現に挑戦する重要な年です。各界の著名な方々との御縁が、南陽につどい、つながりあったこの好機を逃すことなく成果につなげてまいりたいと存じます。

喫緊の課題であります新型コロナウイルス感染症に対しまして、本市では3回目のワクチン接種の機会を積極的に提供し、12歳から17歳までの接種に向けても、希望される方に迅速に提供できるよう対応しているところでございます。全国的に感染状況が好転しておりませんが、少しでも早くコロナ禍が収束するよう、対策事業を牽引してまいり所存でございますので、今後とも、なお一層の御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、「赤湯温泉桜まつり」が開催され、まさに見頃の時期を迎えております。関係各位の御努力の中、感染対策を講じての開催で何かと御苦労が多いことと拝察いたしますが、桜の花の美しさが、来場者の心を癒やすものとなり、烏帽子山公園を訪れてよかったと実感できる桜祭りになることを願っております。

また、春の風物詩であります山形県縦断駅伝競走大会が27日から開催され、29日の最終日に南陽市を通過いたします。

南陽・東置賜チームは、前人未到の総合10連覇を目指し頑張っております。ソーシャルディスタンスを取りながら、ぜひ沿道などで、声を出さない拍手等での応援をお願い申し上げます。

結びになります。議員各位におかれましては、時節柄、御自愛をいただきまして、各般にわたり御健勝にて御活躍されますよう、心から御祈念申し上げまして、御礼の御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

~~~~~

閉 会

○議長 これをもちまして令和4年南陽市議会第2回臨時会を閉会いたします。

御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

どうも御苦労さまでございました。

午前11時27分 閉 会

南陽市議会議長 船 山 利 美

会議録署名議員 伊 藤 英 司

同 板 垣 致江子

令和4年第2回臨時会
4月21日（木曜日）

予算特別委員会

令和4年4月21日（木）午前10時59分開会



殿 岡 和 郎 委員長

島 津 善 衛 門 副委員長

出 欠 席 委 員 氏 名

◎出席委員（16名）

1番	伊 藤 英 司	委員	2番	佐 藤 憲 一	委員
3番	山 口 裕 昭	委員	4番	島 津 善 衛 門	委員
5番	高 岡 亮 一	委員	6番	高 橋 一 郎	委員
8番	山 口 正 雄	委員	9番	片 平 志 朗	委員
10番	梅 川 信 治	委員	11番	川 合 猛	委員
12番	高 橋 弘	委員	13番	板 垣 致 江 子	委員
14番	高 橋 篤	委員	15番	遠 藤 榮 吉	委員
16番	佐 藤 明	委員	17番	殿 岡 和 郎	委員

◎欠席委員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

白 岩 孝 夫	市 長	大 沼 豊 広	副 市 長
穀 野 純 子	総 務 課 長	嶋 貫 憲 仁	みらい戦略課長
佐 野 毅	情 報 デ ジ タ ル 推 進 主 幹	高 橋 直 昭	財 政 課 長
矢 澤 文 明	税 務 課 長	高 野 祐 次	総 合 防 災 課 長
竹 田 啓 子	市 民 課 長	尾 形 久 代	福 祉 課 長
大 沼 清 隆	す こ や か 子 育 て 課 長	嶋 貫 幹 子	ワ ク チ ン 接 種 対 策 主 幹
島 貫 正 行	農 林 課 長	寒 河 江 英 明	農 村 森 林 整 備 主 幹
長 沢 俊 博	商 工 観 光 課 長	川 合 俊 一	建 設 課 長
佐 藤 和 宏	上 下 水 道 課 長	大 室 拓	会 計 管 理 者
長 濱 洋 美	教 育 長	鈴 木 博 明	管 理 課 長
佐 野 浩 士	学 校 教 育 課 長	山 口 広 昭	社 会 教 育 課 長
土 屋 雄 治	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	細 川 英 二	監 査 委 員 事 務 局 長
安 部 浩 二	農 業 委 員 会 事 務 局 長		

事務局職員出席者

安 部 真由美	事 務 局 長	太 田 徹	局 長 補 佐
江 口 美 和	庶 務 係 長	丸 川 勝 久	書 記

本日の会議に付した事件

議第25号 令和4年度南陽市一般会計補正予算
(第2号)

~~~~~

開 会

○事務局長 それでは、初めての予算特別委員会です。委員長の互選されるまでの間、委員会条例第10条第2項の規定により、年長の委員が臨時委員長の職務を行うこととなっております。

出席委員中、殿岡和郎委員が最年長委員でありますので、殿岡委員に臨時の委員長をよろしくお願いいたします。

[殿岡臨時委員長 委員長席に着席]

○臨時委員長(殿岡和郎委員) おはようございます。

年長委員をいただきましてありがとうございます。私がおもてなしの委員長ということで職務をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は、16名全員であります。

~~~~~

委員長の互選

○臨時委員長 これより予算特別委員会委員長の選挙を行います。

お諮りいたします。委員長の選挙は、指名推選の方法により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時委員長 御異議なしと認めます。よって、

指名推選の方法により行うことに決しました。

指名推選は、私から行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時委員長 御異議なしと認めます。

それでは、私から予算特別委員会の委員長を指名させていただきます。

予算特別委員会委員長に、私殿岡和郎を指名いたします。

ただいまの指名に対し御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時委員長 御異議なしと認めます。よって、私殿岡和郎が予算特別委員会委員長に当選いたしました。

私より御挨拶を申し上げます。

[殿岡和郎委員長 登壇]

○委員長(殿岡和郎委員) おはようございます。

たびたび予算委員長というお仕事を皆さんの支持でさせていただき、心から感謝を申し上げます。

考えてみますと、今の教育長が課長時代から何回か予算委員長をやらせていただきましたし、この前期についてもさせていただきました。

皆さんの予算に対する熱意、それから発言、これが非常に南陽市の発展に寄与するものと思います。これは堂々と予算委員会がなければ南陽市は1円も動かすことはできません。それを肝に銘じまして、やっぱり声を大きくして賛成、反対、よろしくお願いをしたいと思います。

御意見は、時間かかっても何ぼでも出していただけて結構ですから、分かるように御協力をお願いしたいと思います。

就任の挨拶を終わります。ありがとうございます。

[殿岡和郎委員長 委員長席に着席]

○委員長(殿岡和郎委員) ただいまから委員長の職務を行いますので、よろしくお願いを申

上げます。

~~~~~

### 副委員長の互選

○委員長 それでは、予算特別委員会副委員長の選挙について議題といたします。

お諮りいたします。副委員長の選挙は指名推選の方法により行いたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。よって、指名推選の方法により行うことと決しました。

指名推選は私から行いたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。

それでは、私から予算特別委員会の副委員長を指名させていただきます。

予算特別委員会副委員長に島津善衛門委員を指名いたします。

ただいまの指名に対し御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。よって、島津善衛門委員が予算特別委員会副委員長に当選されました。

ただいま副委員長に当選されました島津善衛門副委員長から、自席で就任の御挨拶をお願いいたします。

島津善衛門副委員長。

○副委員長(島津善衛門委員) おはようございます。

ただいま副委員長という重責を負わせていただくことになり、厚く御礼申し上げます。

先ほど委員長の挨拶にありましたが、委員長はとても元気な後期高齢者でございます。経験も長く知識も豊富でいらっしゃいますので、副委員長としてその辺を勉強させていただきたい

というふうに思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長 これより予算の審査に入ります。

本委員会に付託されました案件は、令和4年度補正予算1件であります。

~~~~~

議第25号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第2号)

○委員長 それでは、議第25号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第2号)について審査を行います。

当局の説明を求めます。高橋直昭財政課長。

[財政課長 高橋直昭 登壇]

○財政課長 [令和4年第2回臨時会 予算に関する説明書により 議第25号について説明] 省略別冊参照。

○委員長 この際、委員各位並びに当局にお願いいたします。

質疑、答弁は、ページ数、款項目を明示し、簡明に行い、議事進行に特段の御協力をお願いいたします。

これより質疑に入ります。

補正予算書の予算に関する説明書により、歳入、歳出全般、8ページから9ページまでについて質疑ございませんか。

6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 ちょっと賛成の立場なんですけれども、二、三お伺いしたいというふうに思っています。

まず、3,000円の以前クーポン券があったわけですけども、3,000円のクーポンの消化率というか、達成した率というか、逆に言えば残った枚数なんかあるのかどうかお伺いをしたいと思います。

○委員長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 委員の御質問にお答え申し上げ

げます。

前回の3,000円のクーポンにつきましては、対象者が胎児分含めまして、3万362人でした。掛ける3,000円ですので、配布金額といたしましては、9,108万6,000円となっております。

それで、実際、事業所の方から換金の総額でございますけれども、8,824万7,000円でしたので、先ほどの9,108万6,000円に対しては、換金率といいますか、96.9%となっております。

以上でございます。

○委員長 高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 分かりました。

やっぱり100%というのは、なかなかないのかなというふうに思ったわけですが、この郵送でいく、今回も郵送でというようなことですから、当然行っているというふうなことの理解でいいと思うんですけども、戻ってきている分というのはあるのでしょうか。

○委員長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

一旦こちらのほうに戻ってきたとしても、例えば家族の方がちょっと離れたところにいるとか、そういった場合についてはこちらのほうで再度郵送しているものですから、ほとんど全てをお配りさせていただいたというふうなことでございます。

○委員長 高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 これは、いわゆる地元の商店街の方にとっても、それから市民にとってもいいクーポンだというふうに思っています。このたび、今回2,000円だというふうなことなんですけれども、これはいわゆる県の補助金が県議会で決まったからというふうな御説明だったと思うんですけども、そのような理解でよろしいのでしょうか。

例えば、事務費というのはかかるわけですか

ら、もし例えば先に分かっている、だとすれば3,000円が5,000円だったらよかったのかなというふうに単純に思っちゃうわけですね、市民の方。だからその辺の説明も含めて、なぜ今回新たに2,000円なのかというようなことを分かりやすく説明が要るのかなというふうに思っているんですけども、その辺どうでしょうか。

○委員長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

山形県のほうのこの補助金につきましては、まず令和3年度についてはございませんでした。令和4年度に新設されたものでございます。

それで前回は3,000円で、今回が2,000円というふうなことになりますけれども、担当課としてもできれば3,000円をしたかったんですけども、国のほうの交付金の残高の状況、また、経済対策についてもこれで終わりというふうなことはないのかなと、今後も状況に応じて、また経済対策をする必要があるのかなというふうな部分で、後に残す部分も必要だろう、さらに商工観光課のほうで全て使える分とは思いませんけれども、後に残す分も含めまして、今回は2,000円、そのうち県のほうで半分の1,000円を負担していただくというふうに、今回提案させていただくものでございます。

○委員長 市長。

○市長 ちょっと補足させていただきます。

なぜ今これ、この事業が必要かという部分についてなんですけれども、2月にウクライナ戦争が始まりまして、その前から昨年燃料の高騰、諸物価の高騰というのがあったわけですが、さらに、この4月に入ってから様々な価格が改定されて、市民の生活、家計を圧迫しているという状況がございます。何らかのこの物価高騰対策は必要だろうというふうに考えました。

その結果、できるだけ早くということで、急に、急いで決めたものでありましたけれども、このタイミングで上程をさせていただき、でき

るだけ早く市民の皆さんに、少しでも家計を応援できればと考えたところでございます。

○委員長 高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 今回の市長の説明のとおりだと思っただけですけども、とすれば、この事業の概要の説明のところについては、やっぱり第一番目に燃料価格が上がってきたというふうなことを説明したほうがいいのかなどというふうに私思っていますので、例えば、市民に対する通知、郵送でする際に、そこらをやっぴり丁寧に説明したものをいれるとか、そういったものがあるか、ということなのですが、どのようにお考えでしょうか。

○委員長 要望ですか、意見ですか。

○高橋一郎委員 いえ、考えをお聞きしたい。

○委員長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

私たちのほうでも、今、委員がおっしゃったとおりというふうにご考えてございまして、こちらのほうで作成している事業概要についても、新型コロナウイルスだけでなく、ウクライナ情勢等に起因した燃料価格、物価高騰等の影響を受けている市民の家計を応援するというふうなことを、一番最初に事業概要、目的というふうな部分で謳っているものでございますので、御理解をいただければと思います。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

(発言する声なし)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第25号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。よって、議第25号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました令和4年度補正予算1件の審査は終わりました。

慎重な御審議を賜り、誠にありがとうございました。委員各位の御協力に対し、深く感謝申し上げます。

閉 会

○委員長 これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前11時19分 閉 会

予算特別委員長 殿 岡 和 郎

議 案 等

(令和4年第2回臨時会)

令和4年6月定例会

南陽市議会会議録

(第404号)

南陽市議会事務局

令和 4 年 6 月 6 日（月曜日）

本 会 議

令和4年6月6日（月）午前10時00分開会・開議



議事日程第1号

令和4年6月6日（月）午前10時開議

議会報告 議会運営委員長報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 表彰状の伝達

日程第 5 承第 4号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第3号）についての専決処分の承認を求めることについて

日程第 6 報第 2号 令和3年度南陽市一般会計予算継続費の逐次繰越報告について

日程第 7 報第 3号 令和3年度南陽市一般会計予算繰越明許費の繰越額報告について

日程第 8 報第 4号 令和3年度南陽市一般会計予算事故繰越の繰越額報告について

日程第 9 報第 5号 令和3年度南陽市下水道事業会計予算建設改良費の繰越額報告について

日程第 10 報第 6号 南陽市土地開発公社経営状況説明書の提出について

日程第 11 同意第4号 南陽市固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 12 同意第5号 南陽市宮内財産区管理委員の選任について

日程第 13 議第 30号 南陽市議会議員及び南陽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 14 議第 31号 南陽市道路線の廃止について

日程第 15 議第 32号 南陽市道路線の認定について

日程第 16 議第 29号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第4号）

日程第 17 予算特別委員会の設置について

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（17名）

1 番	伊 藤 英 司	議員	2 番	佐 藤 憲 一	議員
3 番	山 口 裕 昭	議員	4 番	島 津 善 衛 門	議員
5 番	高 岡 亮 一	議員	6 番	高 橋 一 郎	議員
7 番	舩 山 利 美	議員	8 番	山 口 正 雄	議員
9 番	片 平 志 朗	議員	10 番	梅 川 信 治	議員
11 番	川 合 猛	議員	12 番	高 橋 弘	議員
13 番	板 垣 致 江 子	議員	14 番	高 橋 篤	議員
15 番	遠 藤 榮 吉	議員	16 番	佐 藤 明	議員
17 番	殿 岡 和 郎	議員			

◎欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

白岩孝夫	市長	大沼豊広	副市長
穀野純子	総務課長	嶋貫憲仁	みらい戦略課長
佐野毅	情報デジタル 推進主幹	高橋直昭	財政課長
矢澤文明	税務課長	高野祐次	総合防災課長
竹田啓子	市民課長	尾形久代	福祉課長
大沼清隆	すこやか子育て 課長	嶋貫幹子	ワクチン接種 対策主幹
島貫正行	農林課長	寒河江英明	農村森林整備主幹
長沢俊博	商工観光課長	川合俊一	建設課長
佐藤和宏	上下水道課長	大室拓	会計管理者
長濱洋美	教育長	鈴木博明	管理課長
佐野浩士	学校教育課長	山口広昭	社会教育課長
土屋雄治	選挙管理委員会 事務局長	青木勲	代表監査委員
細川英二	監査委員事務局長	安部浩二	農業委員会 事務局長

事務局職員出席者

安部真由美	事務局長	太田徹	局長補佐
江口美和	庶務係長	丸川勝久	書記

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

開 会

○議長（船山利美議員） 御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

おはようございます。

御着席願います。

去る5月30日告示になりました令和4年南陽市議会6月定例会を開会いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

開 議

○議長 ただいま出席されている議員は全員であります。

よって、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第1号によって進めます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

議会報告 議会運営委員長報告

○議長 ここで、本定例会の運営等について、議会運営委員長より報告を願います。

議会運営委員長 山口正雄議員。

〔議会運営委員長 山口正雄議員 登壇〕

○議会運営委員長 おはようございます。

私から、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日招集されました令和4年6月定例会の運営について、去る6月3日、午前10時より議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告いたします。

本定例会に提案されます議案は、承認案1件、報告5件、同意案2件、条例案その他議案3件、補正予算案1件の計12件であります。

当局より総務課長及び財政課長の出席を求め、

提出議案の説明を受け、議案数及び一般質問の通告を考慮し、協議いたしました結果、定例会の会期を本日から21日までの16日間と決した次第であります。

この16日間の会期において、お手元に配付してあります日程表に従い、本会議、各常任委員会及び予算特別委員会を開催し、御審査くださるようお願い申し上げます。

次に、議案の審査について申し上げます。

まず、承認案1件につきましては、提案理由説明、委員会付託省略、質疑、討論、表決の順で行うことといたしました。

次に、報告5件につきましては、一括して説明を求めることといたしました。

次に、同意案2件につきましては、1件ずつ議題とし、提案理由説明、委員会付託省略、質疑、討論省略、表決の順で行うことといたしました。

次に、条例案その他議案3件につきましては、一括議題とし、提案理由説明、総括質疑の後、所管の各常任委員会に付託といたしました。

次に、補正予算案1件につきましては、提案理由説明、質疑省略、予算特別委員会設置、同委員会に付託の上、審査をいただくことにいたしました。

最後に、一般質問であります。通告議員は6名でありますので御報告いたします。

以上、本定例会の運営について、議会運営委員会において協議決定いたしましたので、各議員の御賛同と御協力を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定に

より、議長が指名いたします。

会議録署名議員は、2番佐藤憲一議員、14番高橋 篤議員の両議員を指名いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

~~~~~

## 日程第2 会期の決定

○議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、先ほどの議会運営委員長報告のとおり、本日より21日までの16日間といたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日より21日までの16日間と決しました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長 日程第3 諸般の報告であります。

本定例会に説明のため出席を求めた者の職、氏名、議員派遣の報告、議会庶務報告、定例監査報告について、別冊諸般の報告のとおりでございますので、御了承願ひます。

~~~~~

## 日程第4 表彰状の伝達

○議長 次に、日程第4 表彰状の伝達を行います。

去る5月25日、東京で開催されました第98回全国市議会議長会定期総会において、市議会正副議長4年在職として、高橋 篤議員が表彰されました。

また、市議会議員15年在職として、板垣致江

子議員が表彰されました。

同じく、市議会議員10年在職として、山口正雄議員、そして、不肖、私、船山利美の2名が表彰されました。

受賞されました各位には、その御功績に対し、心より敬意を表します。

それでは、これより表彰状の伝達を行います。

○事務局長 初めに、正副議長在職4年表彰の伝達を行います。お名前をお呼びしますので、演壇にお進み願ひます。

高橋 篤議員。

(表彰者登壇)

---

### 表 彰 状

南陽市 高 橋 篤 殿

あなたは市議会正副議長として4年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第98回定期総会に当たり、本会表彰規程によって表彰いたします。

令和4年5月25日

全国市議会議長会

会長 清 水 富 雄

○事務局長 次に、市議会議員在職15年表彰を行います。

板垣致江子議員、演壇にお願ひいたします。

(表彰者登壇)

---

### 表 彰 状

南陽市 板 垣 致 江 子 殿

あなたは市議会議員として15年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第98回定期総会に当たり、本会表彰規程によって表彰いたします。

令和4年5月25日

全国市議会議長会

会長 清 水 富 雄

○事務局長 次に、市議会議員在職10年表彰を行います。

山口正雄議員、演壇をお願いいたします。  
(表彰者登壇)

---

表 彰 状

南陽市 山 口 正 雄 殿

あなたは市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第98回定期総会に当たり、本会表彰規程によって表彰いたします。

令和4年5月25日

全国市議会議長会  
会長 清 水 富 雄

---

○事務局長 最後に、舩山利美議長へ梅川信治副議長より伝達いたします。

(表彰者登壇)

---

表 彰 状

南陽市 舩 山 利 美 殿

あなたは市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第98回定期総会に当たり、本会表彰規程によって表彰いたします。

令和4年5月25日

全国市議会議長会  
会長 清 水 富 雄

---

○議長 ただいま表彰状の伝達を行いました、各議員は地方自治の進展に多大なる御功績を上げられ、これが認められ表彰されました。誠にめでとうございます。今後とも市政の発展と市民福祉の向上にますますの御活躍をお願い申し上げます、お祝いの言葉といたします。

それでは、ここでこのたび受賞されました皆さんを代表して、高橋 篤議員から御挨拶をお願いいたします。登壇の上、お願いいたします。

[14番 高橋 篤議員 登壇]

○高橋 篤議員 おはようございます。

ただいまは、全国議長会のほうから表彰いただきまして、誠にありがとうございました。

私は、議長、副議長、それぞれ2年間、そして板垣致江子議員には15年、また山口正雄議員は10年、そして舩山議長は10年ということで、代表いたしまして御挨拶を申し上げます。

私は、副議長、議長職時代に、本当にいろいろなことがありました。しかしながら、ここにおいでの方の議員の皆様、そして白岩市長をはじめ、執行部の皆様にとりまして御協力をいただきまして、無事務めさせていただきましたことも、御礼を申し上げたいと思います。

表彰を受けたからには、今後、市民の福祉向上にしっかりと務めてまいり、そして、南陽市発展のために頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

結びになります、南陽市ますますの御発展と、そしてこの神聖なる議場にいらっしゃいます皆様方の御健勝を御祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長 以上で、表彰状の伝達は終了いたしました。

次に進みます。

~~~~~

日程第5 承第4号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第3号）についての専決処分承認を求めることについて

○議長 日程第5 承第4号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第3号）についての専決処分承認を求めることについてであります。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めま

す。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 おはようございます。

ただいま受賞された皆様に、心からお祝いとお喜びを申し上げます。今後ますますの御活躍を御祈念しております。

ただいま上程されました承第4号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第3号）についての専決処分の承認を求めることについての承認案1件につきまして、提案理由を申し上げます。

補正の内容は、低所得の子育て世帯に児童1人当たり5万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費を新規追加するものであり、財源につきましては、国庫支出金で措置いたすものでございます。

以上、承認案1件につきまして、提案理由の説明を申し上げますが、御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 お諮りいたします。ただいま議題となっております承第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、承第4号は、委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。承第4号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第3号）についての専決処分の承認を求めることについては、これを承認いたしたいと思っております。御異議ございませんか。

んか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、承第4号は、承認することに決しました。

~~~~~

日程第 6 報第 2号から

日程第 10 報第 6号まで計 5件

○議長 日程第6 報第2号 令和3年度南陽市一般会計予算継続費の通次繰越報告についてから、日程第10 報第6号 南陽市土地開発公社経営状況説明書の提出についてまでの報告5件を、議事の都合により一括議題といたします。

この際、市長より説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました、報第2号 令和3年度南陽市一般会計予算継続費の通次繰越報告についてから、報第6号 南陽市土地開発公社経営状況説明書の提出についてまでの報告案5件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、報第2号 令和3年度南陽市一般会計予算継続費の通次繰越報告について申し上げます。

本案は、新温浴施設整備事業費につきまして、令和3年度事業費の執行が困難であることから、通次繰越しとして令和4年度に繰越したため、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、御報告いたすものでございます。

繰越額につきましては、繰越計算書を御高覧いただきたいと存じます。

次に、報第3号 令和3年度南陽市一般会計予算繰越明許費の繰越額報告について申し上げます。

本案は、令和3年度予算に計上しました社会保障・税番号制度事務事業費をはじめとする各

種事業につきまして、年度内に事業完了が困難であることから、繰越明許費として令和4年度に繰越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、御報告いたすものでございます。

繰越額につきましては、繰越計算書を御高覧いただきたいと存じます。

次に、報第4号 令和3年度南陽市一般会計予算事故繰越の繰越額報告について申し上げます。

本案は、令和3年度予算に計上しました新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費につきまして、国の通知に基づき、令和3年度中に執行しなかった予算を事故繰越として令和4年度に繰越したため、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、御報告いたすものでございます。

繰越額につきましては、繰越計算書を御高覧いただきたいと存じます。

次に、報第5号 令和3年度南陽市下水道事業会計予算建設改良費の繰越額報告について申し上げます。

本案は、令和3年度に予算計上した事業のうち、下水道供用開始区域内における新築住宅の使用開始に合わせて年度末に工事を執行したため、年度をまたぐ施工期間となった案件が1件、雨水事業において、国の補正予算により3月に補助の追加を受けたため、事業執行を翌年度に繰越す案件が1件の、計2件を建設改良費繰越額として地方公営企業法第26条第3項の規定により、御報告いたすものでございます。

繰越額につきましては、繰越計算書を御高覧いただきたいと存じます。

次に、報第6号 南陽市土地開発公社経営状況説明書の提出について申し上げます。

本案は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、南陽市土地開発公社から提出されました令和3年度経営状況及び令和4年度事業計

画につきまして、御報告を申し上げます。

初めに、令和3年度事業についてでございますが、市の都市計画道路、宮内池黒線の計画線沿いに民間による宅地造成が計画されたことに伴い、部分的に道路用地の先行取得に取り組んでまいりました。

財務状況につきましては、財産目録及び貸借対照表のとおりでございます。

次に、令和4年度の事業計画でございますが、現段階で具体的な事業計画はございませんが、市から代行用地取得依頼や工業団地造成等の要請があった場合に対応できるよう、一定の予算を計上しております。

詳細につきましては、決算書及び予算書を配付させていただいておりますので、御高覧いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長 ただいまの報告5件について、総括して質疑ございませんか。

(発言する声なし)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

報第2号から報第6号までの報告5件につきましては、報告事項でありますので、御了承をお願いいたします。

~~~~~

日程第11 同意第4号 南陽市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長 次に、日程第11 同意第4号 南陽市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました、同意第4号 南陽市固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。

本委員のうち1名が本年6月30日をもって任期満了となりますので、議案書記載のとおり、再任の1名を適任と認め選任いたしたいので、御提案申し上げるものでございます。

御審議の上、御同意いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よつて、同意第4号は委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。同意第4号は討論を省略したいと思ひます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よつて、同意第4号は討論を省略することに決しました。

お諮りいたします。同意第4号 南陽市固定資産評価審査委員会委員の選任について、これを同意したいと思ひます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よつて、同意第4号は同意することに決しました。

~~~~~

## 日程第12 同意第5号 南陽市宮内財産区管理委員の選任について

○議長 次に、日程第12 同意第5号 南陽市宮内財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました、同意第5号 南陽市宮内財産区管理委員の選任について提案理由を申し上げます。

本財産区管理委員のうち1名が本年6月30日をもって任期満了となりますので、議案書記載のとおり、再任の1名を適任と認め選任いたしたいので、御提案申し上げるものでございます。

御審議の上、御同意いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第5号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よつて、同意第5号は委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。同意第5号は討論を省略したいと思ひます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よつて、同意第5号は討論を省略することに決しました。

お諮りいたします。同意第5号 南陽市宮内財産区管理委員の選任について、これを同意したいと思います。これに御異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、同意第5号は同意することに決しました。

~~~~~

日程第13 議第30号から

日程第15 議第32号まで計3件

○議長 次に、日程第13 議第30号 南陽市議会議員及び南陽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第15 議第32号 南陽市道路線の認定についてまでの議案3件を、議事の都合により一括して議題といたします。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました、議第30号 南陽市議会議員及び南陽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第32号 南陽市道路線の認定についてまでの議案3件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、議第30号 南陽市議会議員及び南陽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が去る4月6日施行されたことに伴う所要の改正であり、国会議員の選挙の公営に要する費用に係る限度額が引き上げられたことに伴い、南陽市議会議員及び南陽市長の選挙における選

挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第31号 南陽市道路線の廃止について申し上げます。

本案は、市道1路線を廃止するもので、中ノ目4号線について市道再編により終点を変更して再認定するため、当該路線を一旦廃止するものでございます。

次に、議第32号 南陽市道路線の認定について申し上げます。

本案は、市道3路線を認定するものですが、初めに、長岡2号線及び長岡3号線につきましては、民間の宅地開発道路が完成したことにより認定するものでございます。

次に、中ノ目4号線につきましては、市道再編により終点を変更して再認定するものでございます。

なお、廃止、認定路線名等は議案書記載のとおりでございます。

以上、議案3件につきまして一括して提案理由を申し上げましたが、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 市長の提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案3件について、総括して質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、会議規則第37条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第16 議第29号 令和4年度南陽市
一般会計補正予算（第4号）

○議長 日程第16 議第29号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました議第29号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第4号）の予算案1件につきまして、提案理由を申し上げます。

補正の主な内容は、市庁舎に省エネ設備を導入するための設計等業務委託料及び企業版ふるさと納税を受けて実施する農業関係事業補助金の新規追加、新型コロナウイルス感染症対策予算でありますワクチン接種対策事業費及び休日診療所で行うPCR検体検査に係る委託料の増額補正、この冬の豪雪により破損した市内公共施設の雪害修繕工事などであり、財源につきましては国県支出金、寄附金、繰入金などで措置いたしますのでございます。

また、債務負担行為の追加、地方債の変更をいたしますのでございます。

以上、補正予算案1件につきまして提案理由を申し上げますが、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。質疑は予算特別委員会において行うこととし、この際、質疑を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、この際、質疑を省略することに決しました。

日程第17 予算特別委員会の設置について

○議長 日程第17 予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。議第29号の補正予算議案を審査するため、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置したいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置することに決しました。

議第29号の補正予算議案は、ただいま設置いたしました予算特別委員会に付託をいたします。

なお、予算特別委員会は、日程に従い委員会を開催し、審査願います。

~~~~~

散 会

○議長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

どうも御苦労さまでした。

午前10時38分 散 会

令和 4 年 6 月 7 日（火曜日）

本 会 議

令和4年6月7日（火）午前10時00分開議



議事日程第2号

令和4年6月7日（火）午前10時開議

日程第 1 一般質問

散 会

---

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ



---

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（17名）

|      |           |    |      |           |    |
|------|-----------|----|------|-----------|----|
| 1 番  | 伊 藤 英 司   | 議員 | 2 番  | 佐 藤 憲 一   | 議員 |
| 3 番  | 山 口 裕 昭   | 議員 | 4 番  | 島 津 善 衛 門 | 議員 |
| 5 番  | 高 岡 亮 一   | 議員 | 6 番  | 高 橋 一 郎   | 議員 |
| 7 番  | 舩 山 利 美   | 議員 | 8 番  | 山 口 正 雄   | 議員 |
| 9 番  | 片 平 志 朗   | 議員 | 10 番 | 梅 川 信 治   | 議員 |
| 11 番 | 川 合 猛     | 議員 | 12 番 | 高 橋 弘     | 議員 |
| 13 番 | 板 垣 致 江 子 | 議員 | 14 番 | 高 橋 篤     | 議員 |
| 15 番 | 遠 藤 榮 吉   | 議員 | 16 番 | 佐 藤 明     | 議員 |
| 17 番 | 殿 岡 和 郎   | 議員 |      |           |    |

◎欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

|      |                 |       |                |
|------|-----------------|-------|----------------|
| 白岩孝夫 | 市長              | 大沼豊広  | 副市長            |
| 穀野純子 | 総務課長            | 嶋貫憲仁  | みらい戦略課長        |
| 佐野毅  | 情報デジタル<br>推進主幹  | 高橋直昭  | 財政課長           |
| 矢澤文明 | 税務課長            | 高野祐次  | 総合防災課長         |
| 竹田啓子 | 市民課長            | 尾形久代  | 福祉課長           |
| 大沼清隆 | すこやか子育て<br>課長   | 嶋貫幹子  | ワクチン接種<br>対策主幹 |
| 島貫正行 | 農林課長            | 寒河江英明 | 農村森林整備主幹       |
| 長沢俊博 | 商工観光課長          | 川合俊一  | 建設課長           |
| 佐藤和宏 | 上下水道課長          | 大室拓   | 会計管理者          |
| 長濱洋美 | 教育者             | 鈴木博明  | 管理課長           |
| 佐野浩士 | 学校教育課長          | 山口広昭  | 社会教育課長         |
| 土屋雄治 | 選挙管理委員会<br>事務局長 | 細川英二  | 監査委員事務局長       |
| 安部浩二 | 農業委員会<br>事務局長   |       |                |

事務局職員出席者

|       |      |      |      |
|-------|------|------|------|
| 安部真由美 | 事務局長 | 太田徹  | 局長補佐 |
| 江口美和  | 庶務係長 | 丸川勝久 | 書記   |

~~~~~

開 議

○議長（船山利美議員） 御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いします。

おはようございます。

御着席願います。

これより本日の会議を開きます。

ただいま出席されている議員は全員であります。

よって、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第2号によって進めます。

~~~~~

### 日程第1 一般質問

○議長 日程第1 一般質問であります。

本定例会において一般質問の通告のあった議員は6名であります。

一般質問においては、発言される議員、答弁される執行部ともに簡明に行い、その成果が十分得られるよう、そして市民の負託に応えられるよう特段の御配慮をお願いいたします。

それでは、順序に従い一般質問に入ります。

#### 佐藤憲一議員質問

○議長 最初に、2番佐藤憲一議員。

〔2番 佐藤憲一議員 登壇〕

○佐藤憲一議員 おはようございます。

2番、政風会、佐藤憲一です。

県内の新型コロナの新規感染者も50人を下回り、市内での感染もようやく収まりつつあるようではありますが、これまで医療関係ははじめ最前線携わっておられた方々、また市長を先頭にその対応に尽力いただいております関係部署の皆さんに対し、心から感謝と敬意を表しますと

ともに、一日も早く平穏な日常生活が送れることを願うものであります。

しかしながら、世界に目を向けますとロシアによるウクライナに対する軍事侵攻がまだに続いており、開戦から100日を過ぎても収束が見えず、全世界が一日も早く戦いが終えることを祈っております。

さて、年2回くらいは一般質問をしようと考えておったことから、さきの3月定例会で地域おこし協力隊についてお尋ねしようと言言通告書を提出いたしました。提出期限が過ぎたため没となってしまいました。そこで、今定例会で市長選挙を1か月後に控え、市長の政治姿勢についてお尋ねしようと思いましたが、このような案件の質問の役者は佐藤議員しかいないと考えたことから、今回は没となりました3月定例会の地域おこしについての発言通告書を再提出させていただきました。

それでは、通告してございます地域おこし協力隊について、壇上からの御質問を申し上げ、再質問については特に隣接市町村、自治体の事例、取組などについてお尋ねをいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

第1点目、本市で取組を開始することとなったきっかけは何かであります。地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等への条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PRの地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援など「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住、定着を図る取組で平成21年度2009年に創設されて、今年で14年を迎えます。創設当時は、都道府県では群馬県、山梨県の2県、市町村は本県の村山市をはじめ全国で30の市町村、会員数89人でスタートしておりますが、本市で取組を開始することとなったきっかけは何かお尋ねいたします。

第2点目、受入開始年度並びに各年度の受入れの推移はどうなっているかでございますが、

総務省発表の令和4年3月時点、令和3年度になるわけではありますが、取組団体数、受入自治体1,088、全自治体の63%で、6,015名が活躍しているとされておりますが、本市の地域おこし協力隊の受入れは、白岩市長が初当選された翌年の平成27年度から受入れを開始しておりますが、各年度の受入人数等の推移はどうなっているのかお尋ねをいたします。

第3点目、隊員に対する活動内容、待遇等がありますが、地域おこし協力隊を任命するのは各自治体であり、活動や条件、待遇等は募集自治体によって様々なようですが、任期もおおむね1年以上3年以内となっておりますが、本市の状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

第4点目、隊員の活動内容、また待遇等はどうなっているかではありますが、地域おこし協力隊は隊員本人にとってもメリットがあることはもちろんではありますが、隊員を受け入れる地域や団体にとってもメリットの大きい制度であり、隊員が任期終了後もその地域へ定住、定着することを目的としておりますが、総務省の発表によりますと令和3年3月31日まで任期を満了した隊員定住状況は、任期終了後、およそ65%の隊員が同じ地域に定住しているようでありますが、これまで本市に着任された隊員の方の状況はどうなっているのかお尋ねをいたします。

第5点目、国、県の財政支援と予算措置はどうなっているかではありますが、地域おこし協力隊に係る国、県の支援は、本市の場合、年度ごとにどういう推移になっているのかお尋ねをいたします。

第6点目、地域おこし協力隊を進める上での課題がありますが、本市が受け入れるに当たって課題があるとすればどのようなものが考えられるかお伺いをしたいと思います。

第7点目、地域おこし協力隊以外の総務省の施策を取り入れてはどうかではありますが、総務省では地域の創造、地方の再生の施策として地

域おこし協力隊のほかに、集落支援員、地域力創造アドバイザー、地域活性化起業人、地域プロジェクトマネジャーの制度を掲げておりますが、地域、地区の活性を図る観点から、これらの施策を取り入れてはどうかと考えますがいかがでしょうか。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 おはようございます。

2番佐藤憲一議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、地域おこし協力隊についての御質問の1点目、本市での取組開始することとなったきっかけについてでございますが、総務省による平成21年度の制度開始以来、地域おこし協力隊による地域協力活動の事例が地方自治体へ広まってまいりました。本市においても少子高齢化が進む中、地域の担い手となり活力を維持するための人材を求めており、地域おこし協力隊は地域の活性化を促進できる事業として、私が市長に就任させていただいた翌年の27年度から取組を開始いたしました。

次に、2点目の受入開始年度並びに各年度の入力の推移についてでございますが、今申し上げましたとおり受入開始年度は平成27年度でございます。受入力の推移につきましては、各年度の隊員数で申し上げますと、平成27年度は1名、平成28年度は2名、平成29年度は3名、平成30年度は2名、令和元年度はおりません。令和2年度は3名、令和3年度は6名、今年度は7名となっております、8年間で延べ24名、実人数にして11名の隊員を受け入れております。

次に、3点目の活動内容や条件、待遇についてでございますが、総務省による地域おこし協力隊推進要綱を基に、南陽市地域おこし協力隊設置要綱及び新たに受入れを行う際の南陽市地

域おこし協力隊募集要項により、活動内容や条件、待遇等について定めており、任期につきましては、本市においても1年ごとに最長3年まで延長可能としております。

次に、4点目の任期終了後の隊員の定住状況についてでございますが、総務省統計による任期終了後の隊員の同じ地域への定住割合65.3%は、活動地と同一市町村内への定住割合53.1%と活動地の近隣市町村内への定住割合12.2%の合計の値となっておりますので、これに倣い申し上げますと、本市においてこれまで任期が終了した隊員4名のうち、市内定住が1名、近隣市町が1名で、同じ地域への定住割合は50%となっており、残り2名は他地域に転出しております。

次に、5点目の国、県の財政支援及び本市の年度ごとの予算（決算）の推移についてでございますが、まず、令和4年度現在の国の財政支援といたしまして、隊員1名当たり480万円を上限に、地域おこし協力隊の活動に要する経費の特別交付税措置が講じられております。そのうち隊員への報償費等として280万円まで、それ以外の活動に要する経費として200万円までが内訳とされております。

また、年度ごとの予算の推移を申し上げますと、受入れを開始した平成27年度の予算は378万6,000円、平成28年度の予算は724万9,000円、平成29年度の予算は1,195万3,000円、平成30年度の予算は800万円でございます。令和元年度は隊員を受け入れておりませんでしたので予算はございません。令和2年度の予算は1,199万4,000円、令和3年度の予算は2,457万円、令和4年度の予算は3,316万1,000円となっております。

次に、6点目の制度を進める上での課題についてでございますが、本市が求める人材と応募側が希望する活動とのマッチングの問題が挙げられます。昨年度、空き家の利活用に関する活

動のための地域おこし協力隊員を雇用し、空き家のリノベーションやDIYなどを進める予定でございましたが、募集に対して応募がございませんでした。今後は募集の期間や時期など周知を工夫することで、必要な人材の確保に努めてまいります。

最後に、7点目の地域活性化を図るため、地域力の創造・地方再生の各種施策を取り入れてはどうかについてでございますが、議員御指摘のとおり国では地方への人の流れの創出や、地方の課題解決のため様々な制度が創設されており、本市が必要とする人材を外部から活用する際に有効な手段の一つであると考えます。様々な取組を進める上で、どの制度が活用できるのかを見極め、適切な活用に努めてまいります。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

2番佐藤憲一議員。

○佐藤憲一議員 答弁ありがとうございました。

一般質問の打合せというようなことで市長の日程を見てみますと、2日ほど取られておりますが、完璧な答弁で再質問するようなことがあまりないんですが、若干お伺いをしたいと思えます。

一つは、きっかけとなったことについて、あまり細かく触れられていなかったなと思っております。というのは、いろいろな市町村というか、私が調べた置賜3市5町の募集要項とか見てみますと、具体的に目的を置いて募集をしておられる。それはある程度14年も経過したからそういう状況になっていると思うんですが、何かちょっと募集するには一定程度の目標というか、目的があって、そしてPRしていくということも必要ではないかと思いますが、その点、これまでの取組について、どうなっているのか。市長でなくても結構です。課長でも結構ですので、よろしく願いいたします。

○議長 嶋貫みらい戦略課長。

○**みらい戦略課長** ただいまの佐藤憲一議員の御質問にお答え申し上げます。

地域おこし協力隊の本市の活用の考え方についてでございますが、まず、平成27年度、最初に協力隊を活用するきっかけとなりましたが、具体的には商店街の新たな魅力づくりについて外部からの新しい視点を取り入れ、地域活性化に、そのときは若者の視点を取り入れてというふうなことでねらいを持つての最初の活用というふうなことにさせていただいております。

その後でございますが、具体的に本市の場合ですと、それぞれの市の行政課題の具体的な個別の課題に対しまして、そこにマンパワーだったりとか、外からの力を活用してというふうな趣旨がございますので、結果的に農林分野で多い登用になっておりますが、フリーでの活動スタイルといいますよりは、特定の課題に対して、そこに外からの協力隊の力をお借りするというふうなスタンスで採用をしているところでございます。

以上でございます。

○**議長** 2番佐藤憲一議員。

○**佐藤憲一議員** ありがとうございます。

今、具体的というか、なくてということではないんでしょうが、派遣する隊員の活動することを指定してというか、そういうことはあまりないようですが、最初、平成27年度においてになったときには、大垣さんですか。

○**議長** 傍聴席の方、お静かにお願いします。

○**佐藤憲一議員** おいでになったんですが、彼は結構幅広く活動しておられたのかなと。また、初めてですから、目立ったということもあると思うんですが、そんなことに私は感じているんですが、先ほど申しましたように各置賜地区の市町では、具体的に絞って協力隊を募集しておるようであります。

例えばなんですけど、長井とか川西とか小国などは、ある程度目標とするものを定めて募集し

ておるようです。長井では7つに分かれているんですね。令和4年度募集する項目として。一つはけん玉のふるさとプロジェクト推進活動、二つ目に芸術文化による地域活動おこし、三つ目、山岳・自然観光推進活動、四つ目、アクティビティ観光推進事業、五つ目、ICT教育支援事業、六つ目、地域活動活性化事業、これはほかの自治体でもいろいろあると思うんですが、あとは地域活性化事業、あと多くの市町村が取り入れている新規就業者推進事業、相当細かくなっております。

また、川西町ではより具体的になっておって、東沢地区農業研修生、それから果樹農業研修生、かわにし森のマルシェ運営支援。

小国でも四つほど分かれております。集落支援活動部門、農業部門、スポーツ活動支援部門、歴史民俗資料館整備運営部門。

白鷹町でもちょっと変わった対応をしておるようであります。宿泊施設白鷹源内邸というような施設があるようであります。その運営支援として、現在募集中であるようです。そんなことで、比較的目標を置いているという感じも受けております。

そんなことで、南陽市の経過、推移、御報告いただいて、それなりの人員を受け入れて、いろいろ担当部署で頑張っていただいておりますが、今後もより具体的に提起をして募集されてはどうかと思っております。そんなことで、他市町の事例を申し上げます。

あと、二、三点お聞きしますが、一番最後に7点目でお聞きした各項目、総務省施策の項目の中の集落支援員というような、これも特交を措置されるというような施策があります。この集落施設支援員も山形県内で令和3年度で9つの自治体で30人を超える人を受け入れておるというようなことのようにです。長井が10人、それからどこかの市が10人ということで、相当受入れをしておるんですが、その制度について、私

は不勉強で分からないんですが、先ほど申し上げた、ある程度の目的を持って支援、活動していただくための地域おこし協力隊として導入するのが地域づくりのために、お手伝いをいただくために協力隊を活用されてはいかがかと思っております。公民館、南陽市8地区あります。全部のところにするというのは難しいかとは、いろいろ財源のこともあって難しいかとは思いますが、最終的には特交措置になりますから、新たな人材を採用するよりも、職員を採用するよりも、大変財政的にも効果的になるんじゃないかと思っておりますが、特に、来年度になりますが、宮内公民館が移転、新築されるというようなこともあるようですし、その辺のことに、社会教育課長、その辺の考えなどについてお伺いをさせていただきます。

○議長 答弁を求めます。

山口社会教育課長。

○社会教育課長 ただいまの質問にお答え申し上げます。

地域おこしの一環として、いずれかの公民館に同協力隊員を配置してはどうかという御質問の趣旨かなと捉えさせていただいたところでございます。地域おこし協力隊員は、市長答弁のとおり、御存知のとおり、3年間の任期終了後には自活していくというようなことが1つの目標、目的化されてございます。そういった意味で、本人の希望と経済的な合理性、こういったものが合致する必要があるのかなと思っております。

先進事例等では、先ほどお示しいただいたとおり、例えば長井あるいは川西さんの例を挙げさせていただいたと思いますが、いずれについてもコミュニティセンター化を図ってございまして、市長部局としてまちづくりを捉えておられる市町村かなと思っておりますので、そういった先進事例も研究しながら勉強してまいりたいなと思っております。

以上であります。

○議長 2番佐藤憲一議員。

○佐藤憲一議員 ありがとうございます。

地域おこし協力隊は県内で村山市が平成21年から、創設当時から導入をされて、現在ももちろん継続してやっておられますが、ある程度何かそういうことをするには、きちっとした総括的なものがやはり必要なのではないかと思っております。特に南陽市の場合、農業中心として受入れをされておりますが、その辺の総括はどうなっているのか。

例えばなんですが、村山市では、年1回活動報告書なるものを発行して、約15ページにわたる冊子を出しておるようであります。あと、この頃、南陽市でも市報等に定期的にとりか、不定期になっているのではないかとと思っておりますが、市民の方に周知するためにそういう協力隊のPRを載せております。その辺について、特に総括的なものについて、農林関係のこれまでの取組についてどうなっているのかお伺いをしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

島貫農林課長。

○農林課長 ただいまの議員の御質問にお答えさせていただきます。

ただいま農業の分野におきまして7名、活動を地域のほうでいただいております。その総括という御質問でございますが、以前は報告会的なものを実施をしておりましたが、ここ3年ほどは、正直申し上げますとコロナ禍の影響で御本人たちの活動もなかなか地域の皆様とできないという状況が続いております。そうした中で、そういった報告会的なものも正直申し上げますと、そういった事情もございまして、なかなかできないと。いろいろ中で検討はさせていただいている部分はございますが、できないという状況にあるという部分を御理解いただければと思います。

以上です。

○議長 2番佐藤憲一議員。

○佐藤憲一議員 ありがとうございます。

なかなか業務のほかとっては失礼なんです  
が、協力隊員として、皆さんに失礼なことにな  
ろうかと思いますが、やっぱりある程度総括を  
していただきながら、そして担当部署との交流  
も図っていただきながら、担当部署との支援を  
していただきながらすれば、より受入側にとっ  
ても大変いいあんばいになるのではないかと思  
います。

最近、4月になってからマスコミ、新聞にも  
10回ほど記事が出ておったようであります。特  
にいろいろな角度から、その地域おこし協力隊  
を捉えておられる記事も載っておりますので、  
その辺も参考にさせていただきながら、取組につ  
いてよろしく願いをいたしたいと思えます。

相手があることですので、なかなか難しい施  
策だとは思いますが、お金のことを言っでは申  
し訳ないんですが、ある程度特交で措置される  
制度でありますので、国の施策を有効に活用い  
ただきますようお願いをして、15分ほど貴重な  
一般質問の時間を残してしまいましたが、以上  
で質問とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長 以上で2番佐藤憲一議員の一般質問は  
終了いたしました。御苦労さまでした。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は10時55分といたします。

午前10時36分 休 憩

午前10時55分 再 開

○議長 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

山口裕昭議員質問

○議長 次に、3番山口裕昭議員。

〔3番 山口裕昭議員 登壇〕

○山口裕昭議員 おはようございます。

3番山口裕昭です。

ここ数日、寒い日が続いております。先週は  
かなり暑い日もあったはずですがけれども、この  
気温差はいささか異常に感じます。先週末には  
各地でひょうが降り、住宅や公共施設の窓ガラ  
スが割れ、道路がひょうの粒だらけになるよう  
なニュース映像が流れておりました。本市では  
幸いひょうが降ることはなかったようですが  
けれども、ひょうが降った地域では農作物の被害も  
甚大だったようです。被害に遭われた地域の皆  
様に心からのお見舞いを申し上げたいと思いま  
す。

さて、2月24日にロシアのウクライナ侵略が  
始まってからおよそ100日が経過し、この間、  
戦況は士気の高いウクライナ軍の激しい抵抗に  
より一進一退を繰り返しております。正直、ど  
れだけの方が3月の定例会の時点で6月に開催  
される本定例会まで戦争が継続していると想像  
したことでしょう。この侵略戦争により、世界  
的に戦争のリスクを真剣に考える流れが進んで  
おり、有事への備えが急務になっております。  
特に我が国は核戦力を保有しながら民主主義体  
制を取らない、いわゆる権威主義国家が近隣に  
複数存在し、地政学的にも潜在的脅威が大きい  
地域にあることを今回のロシアのウクライナ侵  
略戦争により改めて気づかされた方も多いと考  
えます。

当然のことながら、有事などないにこしたこ  
とはないのですが、市民の安全安心を守る観点  
から、地方自治体としてできることを今から備  
えておくことも必要と考えます。

以上の観点から、次の質問を行いたいと思  
います。

(1) 他国から飛翔体が飛来した場合の対応  
についてお伺いいたします。

昨今、北朝鮮からの弾道ミサイルの発射が頻  
繁に行われております。かの国では食料事情が



かなり逼迫しているとの情報があり、また新型コロナウイルス感染症によって追い打ちをかけられた市民生活は壊滅状態に陥っているとの観測も広がっています。秋の収穫期までかなり不安定な状況が続くとの予想もあり、いつ予測不能の行動に出るのか分からない状況にあります。差し迫って本市を標的に飛翔体が飛来する可能性はあまり高くないとは思われますが、我が国の上空を飛翔体が通過する場合、本体または部品等が誤って落下する可能性も否定できません。現在、飛翔体が通過するなどの危険が予測される場合はJアラートが発せられますが、その場合の対応は決まっているのでしょうか。

(2) 現在、避難場所に指定されている多くの場所は地震や水害を想定して指定されていると考えますが、指定場所では飛翔体飛来の際の避難方法は決められているのでしょうか。

(3) 今後、飛翔体飛来に備えた避難マニュアルの作成や避難訓練の実施などは計画されているのでしょうか。

続いて、今後の観光振興についてお伺いいたします。

コロナ禍以降初となる制限なしのゴールデンウィークで、心配されたリバウンド感染も想定を下回ったことから、政府ではインバウンドの復活に向け方針を転換し、また県が行う観光キャンペーンも継続されるなど、夏に向けて観光業の復活が大いに期待される状況となっております。

この夏以降、確実に到来するアフターコロナ・ウィズコロナの状況では、新たな観光の形が必要な時代になることは明白で、このような状況下で今までの常識にとらわれていては、今後、時代のニーズに応えられず、大きなビジネスチャンスを逃す結果となるおそれがあります。今こそ発想の大きな転換が必要であると考えます。

以上のことを踏まえ、以下の質問を行います。

(1) 円安が進む中、今後需要増が見込まれるインバウンドに向けた取組について伺います。

現在、世界人口の4分の1余りはイスラム教徒であり、2070年にはキリスト教徒をしのぎ世界で最も人口が多くなる見込みとなります。訪日客においても、世界最大のイスラム国であるインドネシアをはじめとするイスラム教徒の方々の来訪が増加しております。

一方、イスラム教は非常に戒律が厳しいことで知られ、特に食に関してはハラール認証を受けた食事しか受け付けないなど、観光客の受入れに際しては独自の対応が必要となります。以前、この場で対応について提言を行った経緯もありますが、ハラール認証についての現在までの取組など対応状況はどのようになっているのでしょうか。

(2) コロナ禍以前、様々な観光イベントなどを行っていたわけですが、全てのイベントが中断している現状は、イベントの効果を検証して仕分を行い、取捨選択を行う絶好の機会だったと考えます。限られた予算の中、効果が低いものは廃止して効果が大きいものに集中することは重要なことだと考えますが、効果検証はどのような方法で行われ、その結果は施策にどのように反映されているのでしょうか。

(3) 現在、アウトドア関係の需要が大きく伸びており、各メディアでは多くの特集が生まれ、SNS等でも数多く発信されている状況となっている中、先日、大野平キャンプ場は実質的な閉鎖となり、本市には昨今のトレンドであるアウトドアのニーズを満たせる施設がなくなっております。市内にはアウトドアのニーズを満たせる魅力のある場所が多く存在すると思いますが、今後新たに整備される考えはないのでしょうか。

以上、壇上からの質問といたします。御回答よろしくお願いたします。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 3番山口裕昭議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、有事における市民の安全確保についての1点目、飛翔体が飛来した場合の対応についてでございますが、本市では武力攻撃に備え、武力攻撃事態等における国民の保護のための法律、いわゆる国民保護法や山形県国民保護計画を踏まえて、南陽市国民保護計画を策定しております。この中で、Jアラートが発せられた場合の警報の伝達方法や被災情報等の収集と県への情報提供、県からの避難指示を受けての避難実施要領の策定、避難住民の誘導など、事態発生に伴う対処方針をあらかじめ定めております。

次に、2点目の飛翔体飛来の際の指定避難所での避難方法についてでございますが、他国から発射された飛翔体が日本に飛来する可能性がある判断された場合、日本政府は全国瞬時警報システムJアラートで必要な地域の携帯電話やスマートフォンに緊急速報メールを配信し、国民に弾道ミサイル等が発射された旨の緊急情報が伝達され、市町村においては防災行政無線で一斉に緊急情報を伝達し、住民に緊急避難を呼びかけます。

国民保護法に基づき指定避難所は設けておりますが、飛翔体が日本に向かって発射された場合、極めて短時間で日本に飛来することが予想されます。避難方法は国民保護法により避難施設に指定されているかどうかに関わらず、屋外にいる場合、近くのできるだけ丈夫な建物の中、または地下に避難すること、屋内にいる場合には、近くの避難できるところに丈夫な建物があれば、直ちにその建物に避難するか、それができなければできるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動するという行動指針が示されております。

次に、3点目の飛翔体飛来に備えた避難マニ

ュアルの作成や避難訓練の実施についてでございますが、南陽市国民保護計画に基づき、武力攻撃事態等における国民保護措置や緊急対処保護措置を総合的に推進していくこととしており、飛翔体飛来に備えた個別の避難マニュアル作成の計画はございません。

また、飛翔体飛来に備えた避難訓練について計画はございませんが、飛翔体飛来に対応できる類似の訓練として、地震災害を想定した総合防災訓練における、参加者が地震発生と同時に「まず低く、頭を守り、動かない」というシェイクアウト訓練を実施しております。

次に、今後の観光振興についての御質問の1点目、ハラル認証の現在までの取組など対応状況についてでございますが、ハラル認証へのこれまでの対応につきましては、県が主催する外国人旅行者対応研修会において、様々な国の旅行者への対応の一つとして、宗教上禁じられている食材について学ぶ機会はありましたが、ハラル認証に特化しては行っておりません。また、旅館、飲食店等において、ハラル認証に向けての動きは承知しておりません。

ハラル認証については、今後、商工会、旅館組合、料理飲食店組合等に情報を提供してまいりたいと考えております。

次に、2点目のイベントの効果検証と施策への反映についてでございますが、第6次総合計画に基づく事務事業評価において、市が関わっているイベントを含めた事業については、妥当性、必要性、公平性、効率性、有効性の5項目について毎年評価検証し、改善点等があれば改善案を次年度に生かしております。

また、第2期南陽市まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、桜・バラ・菊のイベント等参加者数を重要業績指標KPIに定め、毎年検証しているところでございます。さらに進行管理として、市振興審議会において、KPIの達成度等を基に事業の効果検証をいただい

ております。

なお、地域の実情を踏まえ、またコロナ禍の中で事業内容を見直した事例もございました。

今後も効果検証をしっかりと行いながら、次年度の事業や新たな施策へ反映してまいりたいと存じます。

次に、3点目のアウトドアのニーズを満たす場所の整備についてでございますが、現時点で市では新たなアウトドア関連施設を整備する計画はございませんが、市内には南陽スカイパークエリアなど魅力のある場所がございますので、新たな活用や整備については今後も検討してまいります。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 それでは、再質問に移らせていただきます。

まず、飛翔体の対応について、先ほど来、国民保護法、県の保護計画に合わせて市の計画ということで、あらかじめ計画を定めているという話でしたけれども、何で私がこのような話をするかといいますと、先日から気になっているのは、本市、この場所ですけれども、朝鮮戦争の停戦ラインの38度線に近いところにあるんですね。ここちょうど38度05分という場所にあります。ちょうど38度線の場所というのが南陽市の大橋付近になります。ここからちょうど西に1,000キロ以上行くと朝鮮戦争の停戦ラインということで、地理的状況が非常にそういう場所だなというのがまずあったので、ちょっと気になって話を聞いてみようかなという形になりました。

この地理的状況から考えますと、北朝鮮から、例えば太平洋側のいろんな施設のほうに飛翔体を飛ばした場合、本市の上空付近を通過する可能性というのが非常に高いのかなと考えているところなんですけれども、その場合、今般、ウ

クライナでロシア軍がいろいろミサイルを打っていますけれども、そのミサイルの使用されているところで、かなりの数が目標物に達する前に落下するなどして、目標を外しているということが報告されているようです。北朝鮮の飛翔体というのは、旧ソ連やロシアの技術を応用して造られているというところは広く知られているところなんですけれども、本家本元のロシアのミサイルがそれだけ外れるということは、それを応用して造っているかの国のミサイルがどのような精度かというのは推して知るべきかなと思うところでありまして、本市自体は人口的に考えても、戦略的に考えても、目標になることは考えにくいかなとは思いますが、このような状況であれば、途中で墜落してくるとか、部品が途中でぼろっと落ちてくるとか、すごい高いところから落ちてきますので、この間のひょうで、例えばゴルフボール大のもので140キロとか、テニスボール大のもので240キロとかというスピードで落ちてくるといってもいい話もあつたくらいですので、そういう落下物があれば非常に大きな被害が想定されるのかなと思います。

先ほどの市長のほうからも、避難の場合は地下施設であつたり、丈夫な施設にということではあつたんですけれども、本市には地下施設と呼べるものはまずないのかなと思うんです。その場合、丈夫な建物に避難するよという話もありますけれども、その場合、市内で想定される丈夫な建物、これなら大丈夫じゃないのという建物というのはどの程度想定されているのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

高野総合防災課長。

○総合防災課長 ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

議員御指摘のとおり、いわゆる地下施設、地下に潜るような施設が南陽市にはないというふ

うな事実はございます。その次に考えられるものとして、いわゆるコンクリート製の施設、例えば、こちらのほうで避難施設として指定している中で、いろいろな体育館とか防災と同じように指定をしておりますが、その中でもコンクリート製の施設については、ある程度の強度がある。そこで窓から離れていただくというふうなことが考えられます。

具体的な施設ではございませんが、こういったミサイルに関する避難の方法の一つとして、例えば道端でこの場面に遭遇した場合に、側溝に入って身を守るというふうな形もございます。こういったものを組み合わせて命を守る最善の行動を取っていただくというふうなことになるかと思っております。

以上でございます。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 側溝というのは、最近の側溝は結構蓋もされていますし、なかなか難しいのかなと思うんですけども、どのような施設であっても直撃を受けてしまえばまず駄目なわけで、ただ普通の住宅よりは大丈夫なんじゃないかなというのが市内の拠点的に何か所かあるのであれば、そういうのを御指定いただければ、もしものときのための、避難する目安にもなるのかなと思いますので、その辺についても可能であれば、民間の施設等もあると思いますので、可能であればお示しいただけるようなマニュアルがあればいいのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、先ほど市長も言われましたけれども、Jアラートが発令された場合、大体数分くらいで飛んできてしまうという場合になるわけですけども、その場合は当然自宅であったり、職場であったり、で遭遇する場面が多いかと思ひます。夜であれば自宅だと思ひますけれども。そうした場合の行動マニュアル等はできているのかというのがありまして、それを例えば市民

のほうにお示しするような形というのはできるのかと。今の状況で、あまり仰々しいものをするとう不安をあおるといふことも考えられますけれども、もしものときのためにこういうことがあれば、こういう対応を取ったほうがいいですよみたいなマニュアル等をつくって周知するといふことはお考えでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

高野総合防災課長。

○総合防災課長 ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

議員御承知のとおり平成29年頃に北朝鮮のミサイルが発射された際に、日本、北海道等を通じたといふふうな事例がございました。そのときにこの件について非常に危機感がありまして、国民にどのような対応をするかといふことを知らせるためのパンフレット等作成をし、当市においてもホームページ等でそれ以降公表しております。

実際には、先ほどの答弁ともダブってまいりますけれども、屋外にいる場合、そしておうちも含めて建物の中にいる場合、屋内にいる場合といふふうに分けて、その中の最善の方法といふことで、そのパンフレットの中にお示しをしております。屋外は近くの建物の中、地下にといふふうなことでありますし、建物がない場合は物陰に身を隠してくださいといふことであります。また、屋内、御自宅のようなどころであれば、窓から離れていただく、なるべく中のところに寄っていただくようなことで、窓のない部屋に移動していただくといふことで、それが時間のない中での行動といふことで示されているものでございます。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 ただ、平日の日中に自宅にいる方というのは、御高齢の方が多いいのかなと思ひます。ホームページ等で継続的にお示しするのは大事なことだとは思ひますけれども、な

かなか高齢の方でホームページのほう見られない方というのもいらっしゃると思うんですね。そういう方のためにも、定期的に啓蒙されるのも必要なんじゃないのかと。誰も彼もがネットにアクセスできて、皆さんが見られるというわけではないと思いますので、その辺については柔軟に対応していただきたいと。本当の有事なんて、万に一つもあってはいけないわけでして、万に一つにしても可能性があるとするれば、市民の生命、財産を守るために必要なことはしていかななくてはならないと思いますので、まず可能性を考えれば、ここに飛んでくるという可能性を考えると、大規模なシェルターとかという施設は必要ないとは思うんですけれども、行動指針の設定やその他の周知などは、費用もそうかかるわけではないですので、そういう費用のかからないところからぜひ進めていただきたいなと思います。

続いて、観光振興について進みたいと思います。

先ほど市長のほうから、ハラルの対応について、県の研修会等で学ぶ機会があるということでお聞きしたんですけれども、例えば県の研修会と市の旅館さんですとか、宿泊業者さんで、実際にその研修会に行ったとかという情報はあるのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

長沢商工観光課長。

○商工観光課長 質問にお答え申し上げます。

県が主催する研修会でも、観光の団体が参加できるような研修会もこれまでございました。さらには、市のほうで参加して、旅館等にこういったハラル認証についての考えについて確認したこともあるんですけれども、なかなか現時点で各旅館または飲食店等で、ハラル認証までを取って対応するのはどうかなというふうな意見が多かったものですから、例えば市が独自に、さらに研修会を実施したりとか、そういった対

応は現時点ではしてございません。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 今の、実際に行ったところはないということだったんですけれども、先日来、市長さんのほうで南陽を世界ブランドにということでお話があったと思います。目標を実現する上でインバウンドというのは非常に大事なんじゃないかなと思うのでありまして、東北地方というのは、コロナ禍以前というのはインバウンド後進地域と言われていまして、殊インバウンドに関しては非常に遅れた地域です。南陽市も御多分に漏れずそのような状況だったと思うんですけれども、ただ、今、コロナ禍のために全国一律でインバウンドがほとんど中断しているという状況は、全国横一線とは言わないまでも、かなり今までの先進地域のアドバンテージは以前ほど大きくなくなったのではないかなと思います。

正直、今こそ今までの出遅れを取り返す千載一遇のチャンスじゃないのかなと思うんですけれども、先ほども述べたように、今後、インドネシアなどのイスラム圏はどんどん拡大する傾向にあります。市長がよく台湾のほうに行かれて、台湾のほうでインバウンドもアウトバウンドもされておりますけれども、確かに台湾のほうもかなりこれから伸びてくる部分だとは思いますが、やはり先ほどから言っているように、イスラム教のイスラム圏の方々というのは、正直、今来ても行くところがないんですよ。先ほどからいろいろ話があったように、教義的に厳しいものがあって、なかなかそれに合致する場所がないということがありまして、観光に行きたくても食事どうするの、いろいろそんなことがあって来られないという場合があります。

ですので、例えばイスラム圏からの誘客については、各事業所、先ほど商工観光課長からもありましたけれども、各事業所さんや商店さん

のほうが経営方針に沿って判断する、決定することですから強制できませんけれども、例えばですけれども、市が主導して研修会等を開催するとか、講師のほうをどこかから呼んできて開催してみるとか、希望する旅館があればという形で取るというのは可能でしょうか。

○議長 答弁を求めます。

長沢商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

市が直接実施すべきかどうかもあると思うんですけれども、先ほども申し上げましたとおり商工会さんとか、観光協会、旅館組合、料理飲食店組合さんのほうと、またそういったニーズがあるかも含めて再確認をしながら、ぜひそういった研修会を実施すべきだというふうになれば、市がするか、ほかの団体がするかもあるんですけれども、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 ニーズがあればという話でしたけれども、人口3万人からの小さい自治体ですよね。そんなに大きなところと同じことをやってもお客さんは来ないと思うんですね、実際は。普通に中小企業であれば、ニッチ市場のほうに入っていくしかないとか、そういう部分になってくるんですね。そうすると、よそさんがやっていないことをやらないと、なかなかお客さんというのは来ないんじゃないかと私は思うんです。確かにニーズを聞いて、ニーズがあればというのも一つだと思うんですけれども、こちらのほうから発信して、こういうことをすればこういうことがあるかもしれませんよと呼びかけるのもありなんじゃないのかなと私は思うんです。

ただ、お客さんが来ない、来ないじゃなくて、旅館さんですとか、事業者さんからの呼びかけを待っているだけじゃなくて、受動的じゃなくて、こちらから能動的に働きかけるのも必要で

はないかと思うんですけれども、それについてはどのようにお考えですか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 議員おっしゃるとおりだというふうに思います。その上で、今のお話をぜひ観光業界の方に、山口議員からお話をいただきたいと思います。やっぱり受け入れる主体である、そういった事業者の皆さんがどういったお客さんを自分たちで呼び込みたいと思うか次第のところがありますので、こういった効果があるよということを熱く、山口議員からもおっしゃっていただければ、いろいろ変わってくるのかなというふうに思います。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 熱く語るかどうかは別として、その辺はやぶさかではないですけれども、やっぱり先ほども言ったように受け身じゃなくてこちらからいかないと、どうですかといかないとなかなか進まない部分があると思うので、それについては、私もやりますから、ぜひ市のほうでも面倒見ていただければと思いますので、よろしくお願いします。

例えばそれ以外にも、今、イスラム教のお話をしましたけれども、ほかの国の方々もいろいろいらっしゃるわけですね。市内のほうにはいろいろな国から来られている方がいっぱいいらっしゃると思います。その辺は、本人の承諾を得てのことだとは思いますが、そういう人たちの言語や出身地などをデータベース化して、観光の案内をしていただくとか、多少費用がかかってもあれですけれども、ボランティアですとかそういう感じをお願いすることというのは可能かと思うんですけれども、それについてはどうお考えでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

長沢商工観光課長。

○**商工観光課長** お答え申し上げます。

今、現時点で商工観光課として、そういった形でボランティアしていただける方の把握というのはできていない状況でございますけれども、そういった方々がいろいろな観光案内等でボランティアでやっていただけるというのは非常にいいことだと思いますので、そういった方々がまずどれぐらいいらっしゃるかも含めて把握して、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○**議長** 3番山口裕昭議員。

○**山口裕昭議員** やっぱりそういうふうな志を持った方もいらっしゃると思うんですね。調査して現状を把握してみないと、実際可能かどうか分からないですし、そういう希望がある方もいらっしゃるかどうかというの聞いてみないと分からないわけで、ぜひその辺の調査というのは進めていただきたいなと思います。

あとは、イベントの効果の検証についてなんですけれども、今までいろいろな企画のほうを行ってきて、いろいろやってきたわけですよ。どんな優れた企画でもずっと漫然とやってしまうとマンネリ化が進んできて、だんだん駄目になってきます。必ずアップデートが必要だと思うんですけれども、イベントを企画して実証、検証したときに、企画をやめるべきときの指標というの必要なのかなと。必ずどんな優れた企画でもだんだん陳腐化してきますよね。そうならないように、アップデートしていかなくてはいけないわけです。ブラッシュアップする必要があるわけですが、それを幾ら頑張っても最終的には費用対効果が問えないと。もうやってもしょうがないという部分になってくると思うんです。

そうなったときに、いろんなしがらみがあったり、いろんなことがあってやめられないということがよくあると思うんです。そうなったときに、このラインを下回ったらやめしまうと

というような指標というのはお持ちなんですか。

○**議長** 答弁を求めます。

長沢商工観光課長。

○**商工観光課長** お答え申し上げます。

毎年毎年、事業の成果等について検証はしているわけですが、数値的な当然比較もするわけですが、これを下回ったら例えば廃止とか、そこまでの基準は、商工観光課としては持ち合わせてはございませんけれども、あと、ここ2年間というのは事業の効果検証というよりも、コロナ禍にあって事業を実施できるのかどうかとか、または事業を実施したとしても縮小開催かどうかとか、そういった方向でこれまで検討または来年度に向けて企画をしてきた経過がありますので、今、山口議員がおっしゃったような、幾らを下回れば事業として廃止すべきではないかとか、そういった検討のほうまでなかなかできなかった2年間でございましたけれども、今後はそういったことも含めて検討すべきなのかなというふうに感じました。

○**議長** 3番山口裕昭議員。

○**山口裕昭議員** よく登山とかすると、山は下りる決断をするのが一番難しいと。戦争すると軍は撤退する決断をするのが一番難しいとよく言われますよね。事業でもそうだと思います。なかなかやめる決断というのは難しく、何でやめたのかという話は必ず出ます。ただ、そこを決断するのはトップの一番大事な仕事ではないのかなと思うんですけれども、市長、どうお考えですか。

○**議長** 答弁を求めます。

市長。

○**市長** それもおっしゃるとおりだと思います。そういう意味で、健康増進施設の位置づけではありましたが、観光の一翼も担っていたあのハイジアパークについては、市民の皆さん

の中に楽しみにしておられる方、継続してほしい方の顔を思い浮かべながらも、市としては有識者の皆さんの御意見を尊重しつつ、やめるといふ決断をさせていただきました。

これは市にとって非常にインパクトの大きい事業であるということが決断が必要だった背景にございますけれども、そんなにインパクトが大きくなるとも、そういったものも小さいものでもあろうかというふうには思っています。

ただ、実際に例えばこのイベントについて、集客が100人いかなかったら来年からやめますよというような決め方はちょっと難しいのかなと。その辺は市民の皆さんの感覚とか、運営の皆さんの気持ちとか、その辺も含めて総合的に判断していくべきかなと。そこを市が主催しているものであれば判断していく責任はしっかりと履行してまいりたいというふうに思っています。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 そうですね。やっぱりどうしてもやめる決断というのは、職員の方には難しいと思うんですよね。そこはやっぱりトップの判断でしっかりやっていただきなと思いますので、今回、ハイジアパークの件についても大変大きな決断だと思いますし、ぜひそういう形でお願いしたいなと思います。

例えばですけれども、検証に関して言えば、例えばPDCA、よく言われますよね。プラン、ドゥ、チェック、アクションというものなんですけれども、日本の企業とか行政というのはPDCAのPにすごく力を入れるんですよね。なぜかというとな失敗が怖いからです、まずは。失敗を恐れるあまりにPDCAのP、プランの部分に力を入れ過ぎて、時間がかかり過ぎて、やったときにはもう時代遅れとか、そういう陳腐なことがよく起きるんです。

大事な予算ですので、失敗してお金を無駄にするのは非常に怖いというのは分かるんですけ

れども、例えばプランの段階で100を求めないで70、80の段階でも少ない予算で何点かのイベント、企画を行ってみて、その中からいいものを伸ばしていくという方法もあるのかなと。

例えばチャレンジ枠みたいなものを設けて、全体の上限の予算を決めて、例えば1企画100万円でやってくださいよというのを、5つくらいやれば500万円ですよ、最大で。そういう感じの企画をやってもいいのかなと思います。まさに小さく産んで大きく育てるみたいなことだと思うんですけれども、これに若年層、若い職員の方々の意見を取り入れてやってみたら、物すごく面白いものができるんじゃないかなと。その中から一つでも市を代表するようなイベントができれば大成功じゃないのかなと思うんですけれども、それについてはどうお考えでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 今のは、若い職員の皆さんの発想を生かす方法としての、そういったインセンティブといいますか、予算づけといいますか、そういうことだと思いますけれども、大変いいことだと思います。やはり議員おっしゃるようによつと同じ発想ではイノベーションが生まれなこともございますし、若い皆さんや外部の視点など、様々な従来にない発想を生かせるような仕組みを考えていきたいなというふうに思います。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 そうですね。これは目の前にいる課長さんたち皆さんに言えることなんですけれども、例えば若い人がこういうものはどうでしょうと持ってきたときに、例えば奇想天外なものを持ってきたときに、そんなもの、できるわけないだろうというのは簡単なんですよね。ふざけているのか、こんなことできないべと言うのは簡単なんですけれども、じゃなくて、面白いよね、だったらどうやったらできるか考え



てみようよというような、少し発想の転換が必要なんじゃないかと。

どんな人でも、最初にどんと否定されてしまうと次から物を言えなくなるんですよ。どこの民間の会社でもそうなんですけれども、最初に、本当にばかじゃないのと言われた瞬間にもう次から何も言えなくなるというのが必ずあります。そうじゃなくて、先ほども言ったように、面白いことを言うよね、どうしたらできるか考えっぺ、みんなで考えてみっぺと。本当にできるんだったら、できそうだったら、幾らでも、1個でも2個でも実現しようよというような考えでぜひやっていただきたいなど。どんな企画でも実現することを前提にやってみることも大事だと思いますので。失敗したとしてもポジティブな失敗であれば、その後に学ぶことは非常に大きいわけで、ぜひ若手職員の方からアイデアを募集して、その中で何点か実際に行ってみるようなやり方をしていただきたいなど。

トップの一番大事な仕事というのは、責任を取ることであります。責任を取ることを恐れている上司の下では部下の方は伸びないと思いますので、ぜひ責任を、自分が責任を取るのをやれよと言っただけであればいいのかと思います。

あと、アウトドアについてなんですけれども、先ほど市長のほうからスカイパーク等の話もありましたけれども、実際、私もまさにイメージしているのは、スカイパーク周辺等もあるんですね。やっぱりスカイパーク等は、スカイパークであれば水場とかトイレもあるのかと。雲海が見られるという絶好のスポットなんです。しかもあそこはすごく店とか、商店も、あそこはスーパーマーケットもコンビニも結構車ですぐ行ける距離にあって、ビギナーの方には非常に行きやすいところじゃないかなと思うんですよ。ああいうところをぜひ活用していただきたいなど。

あと、例えば竹原の運動公園の上のほうにあ

る広場、あそこも水場もトイレもあるはずですので、例えば電源を1つ入れてもらうだけでオートキャンプ場ができるんですよ。オートキャンプ場ができれば、その下の運動公園の部分を子供たちが遊ぶ広場にもできますし、そうすると家族連れが来るような楽しい施設になるんじゃないのかなと思うんです。

これについても、例えば既存の施設にちょっと手をかけるだけですぐにできるわけじゃないですか。結構スピード感を持ってやっていただければすごくいいのかなと思うんですけれども、これについては何か考えることはできないでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

長沢商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

商工観光課所管で言いますと南陽スカイパークがございまして、そちらについて、スカイパーク、ログハウスが建っているところの約250メートル下ぐらいにも大きなスペースといえますか、展望台があったり、あとは駐車できるスペースがございまして。そちらの土地というのは山形県のほうの土地になっているわけですが、自然公園というふうなちょっといろいろ制限もございまして、山形県の担当部署のほうと、その場所で、あることをできないだろうかという相談もしているところでございまして。具体的にお話しすることは今の段階ではできないんですけれども、商工観光課としても、あの場所、あのスペース、やっぱり使わないのはもったいないなということがございまして、今後、山形県さん、さらには民間事業者の方々と調整して、あの場所の活用について検討してまいりたいというふうに考えておりますけれども。ただ、先ほどお話あった水の問題ですと、当然、水道は通っていないくて、上下水道課のほうから協力いただきながら、水を上まで運んでいるような状況でございまして

で、そういった状況の中でできることもあると思いますので、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 水に関して言えば、最悪、水は下から自分で運んでくれば間に合うわけで、一番問題はトイレなんです。あとは、先ほども言ったようにがつつりしたキャンプ場というのは、なかなか整備するのは大変ですし、なかなか難しいんですけども、簡易的なビギナー用のものであれば非常にロケーションもいいですし、すごくいい場所になるんじゃないのかと期待できると思うんですよ。

何度も言うようですけども、既存の施設をちょっと変えれば、手を入れれば使えるということで、お金もかからないのではないかと思いますので、ぜひその辺は検討していただきたいなど。

今、スカイパークのこともありましたけれども、竹原のほうも非常に魅了的ではないかと思っておりますので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

これで私の質問のほうを終わりたいと思っております。以上です。

○議長 3番山口裕昭議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時39分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

島津善衛門議員質問

○議長 次に、4番島津善衛門議員。

〔4番 島津善衛門議員 登壇〕

○島津善衛門議員 4番、保友クラブ島津善衛

門です。

山口県阿武町で初歩的ミスにより新型コロナウイルス対策の臨時特別給付金4,630万円を誤って振り込み、返還を求めるという事件が発生しました。どのような終息になるのか分かりませんが、1人の町民が大金に目がくらみ、背負った十字架は随分と重いものとなり、代償は極めて高いものとなりそうです。返却しなかった方には、報道されている電子計算機使用詐欺罪などの事件のほかにも多額の所得税が発生することになります。

税法では、犯罪で得た収益にも納税する義務が発生します。所得税法の基本通達では、その収入の起因となった行為が適法かどうかは問わないとされています。つまり合法だろうが、違法だろうが、懐に入れたお金の税率分は納めてくださいというふうになっております。所得税の税率は4,000万円を超える場合45%、単純に計算しても来年の確定申告で約1,870万円の納税義務が出ます。納税できなければどうなるのでしょうか。申告せずに納税できなかった場合、20%の無申告加算税、約370万円が加えられ、計約2,240万円となります。国税の延滞金は時間が経過するにつれて高くなり、最大で14.6%になります。そうすれば利子だけで年約330万円、月30万円近い支払額になります。税金は自己破産しようとも一生逃れることはできません。行政の初歩的なミスが人生を狂わせてしまうことがあるという事例となりました。

また、千葉県柏市では、亡くなった奥さんの死亡届を提出した生存男性の住民票を職員が誤って削除したというミスがありました。本人が印鑑証明を申請してミスが判明したようです。さらに、市は男性にそのことを知らせずに訂正し、結果的に年金を従来の支払日に受け取れなくなっているということのようです。市は訂正作業を優先し、男性への配慮に欠けた不誠実な対応だったとして、男性に二度謝罪したようで

す。これも初歩的ミスが市民に大きな負担を強いる事例です。

これらの事例は、もしも紙ベースの作業だったら起きなかったミスのような気がします。業務の効率化を優先させ、リスク回避を怠っているIT化の大きな問題提起なのかもしれません。職員は市民から信頼されることが大事です。信頼は積み重ねでしか得られません。ふだんの頑張り、努力が大切ですが、このような出来事は職員全員が積み重ねた信頼を一瞬で崩壊させてしまいます。当局の皆さんには、市民の信頼を得るべく、より正確な業務遂行をお願いしたいと思います。

それでは、先に通告しております各項目について質問いたします。

初めに、教育委員会の考え方を保護者からの率直な疑問2点と財政課の南陽市公共施設等総合管理計画に関連してお尋ねします。

(1) 小学校の通知表配付と指導要録開示の動向。

通知表については、文部科学省のサイト上に「法令上の規定や、様式に関して国として例示したものはない」と記載してあります。学校教育法で学校に作成の義務のあるのは指導要録です。近年、通知表の廃止や指導要録の本人への開示が検討されておりますが、教育委員会としての考え方をお尋ねします。

(2) 小学校のクラス替えが2年ごとのタイミングの理由と今後。

以前は2年ごとのタイミングで行われることが多かったクラス替えですが、近年は毎年クラス替えを行う学校が増えてきているようです。ある民間調査会社のアンケート調査によれば、毎年クラス替えは60%となっています。地域的には「2年に1度の学校が多い」と答えたのは、東北や甲信越を中心に7つの県、「毎年の学校が多い」と答えたのは西日本や首都圏を中心に22の府県となっていました。

本市では2年ごとのクラス替えと承知していますが、その理由と今後についてお尋ねいたします。

(3) 南陽市公共施設等総合管理計画、学校教育系施設の改定について。

財政課では施設管理の観点から、特性・課題の整理における適正床面積の確保が必要とされていますが、教育委員会としての見解をお尋ねします。

①公立学校施設実態調査による「小中学校校舎等必要面積全国平均」についてどのように捉えておられるのか。また当市のあるべき姿をお尋ねいたします。

②財政課では余裕教室の学校用途に限定しない有効活用を模索しているようですが、これまでの経緯では、施設の管理運営上、非常に難しかったと承知しています。今後どのような活用が可能なのかお尋ねします。

2点目、農地の再生についてお尋ねします。

私はこれまでも何度か里山、林業、農業に関連して一般質問をしております。今回は再利用の可能性についてお尋ねします。

令和3年度より荒廃農地調査が遊休農地調査へ統合廃止され、耕作放棄地調査は令和2年度農林業センサスから廃止されましたが、これまでの用語と併用して質問させていただきます。

農家の後継者不足によって作物が育てられなくなった土地が長期間放置される「耕作放棄地問題」が深刻化しています。放棄地で普通の農業をやっても再生は困難です。逆転の発想が必要なのではないでしょうか。

(1) 耕作放棄地と新規就農者。

農家の意思表示による耕作放棄地ですが、「この先も使う予定ない」のは、これまでの農業の枠組みでならそうなるということです。用途の限定をしない枠組みを増やせば、耕作放棄地の再利用が可能になるのと思います。発想を転換しない限り、遊休農地は獣害や土壌流出

が繰り返され、最終的には非農地になってしまいます。

このような現状を踏まえた上で、私が考えるのは耕作放棄地ではやってはいけないことがあるということです。一番よくないのは、耕作放棄地を新規就農者に就農してもらうことだと思います。プロが耕作を諦めた農地を新規の素人に依頼するのは大きな過ちです。プロが諦めた場所を新規就農者に任せるならば、従来の農業と全く違う発想で違う事業をすることを考えるべきです。耕作放棄地では従来とは違う多様な事業ができるようにする必要があります。そのためには、法の規制緩和などが必要です。

初めに、次の2点をお尋ねします。

①当市における全農地面積、遊休農地の割合をお尋ねします。

②新規就農を見据えた地域おこし協力隊が数名着任されておりますが、どのような就農を目指して取り組んでいるのかお尋ねします。また、今後どのような遊休農地の活用が可能なのかお尋ねします。

## (2) 耕作放棄地への取組。

耕作放棄地で提案したいのは、おなかを満たすための生産農業でなく、自分たちで育てた作物を自分たちで消費するという心と体を満たす農業です。心と体を満たす農業というのは、今までの農業界には存在しない概念です。なぜ存在しないのか。農業基本法では「農業とは農作物を生産して出荷するもの」と書いてあるからです。もうそんな時代ではなく、農業基本法をやり直し、アップデートしないと駄目な時代のはずです。耕作放棄地の新しい使い方を工夫する。それで使えないのであれば、何とかして自然に返す方法を考えていかなければなりません。

このような新しい発想で耕作放棄地を活用していかないと再生は難しいと思います。耕作放棄地の畑と山との間にあるゾーンを守り、柔軟に耕作放棄地を変えていく里山活用促進のアイ

デアをどんどん議論すべきではないでしょうか。現状と今後についての考えをお尋ねします。

(3) 兼業農家の新しい「農型社会」をつくる。

100%農家になるのか、ならないのかの二択ではなく、緩やかに農業を生活の中に取り組みような新規就農者という枠を加えていったらいいのではないかと思います。国の発表によると、農業就業人口は2010年の約260万人から19年には約168万人と毎年減少しています。しかし、詳細では、専業農家はほとんど減っておらず、兼業農家が減っているのです。この傾向には兼業農家の農地が専業農家に移っているという状況があります。これまでの兼業農家の多くは家督相続による農地の継承でした。この方たちが農地を手放すという時代になり、減少が進んでいるものと思います。これからは新しい形の兼業農家を増やすべきフェーズに突入したと感じています。

このような兼業農家の新しい「農型社会」をつくるべきではないでしょうか。当局のお考えをお尋ねいたします。

以上の御答弁をお願いし、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 4番島津善衛門議員の御質問にお答え申し上げます。

なお、教育委員会への御質問につきましては、教育長より答弁いたさせますので御了承願います。

初めに、本市の全農地面積、遊休農地の割合についてでございますが、国の令和3年作物統計調査による本市の耕作目的に供される全農地面積は2,610ヘクタール、そのうち農地法で定義している遊休農地と判断される面積は11.7ヘクタールで、全農地面積の約0.5%となってい

ます。

また、参考ではありますが、全農地面積には含まれていない、現に耕作放棄によって荒廃した農地で、農地としての再生利用が不可能と判断される非農地面積は約83ヘクタールとなっております。

次に、新規就農を見据えた地域おこし協力隊の現状についてでございますが、令和4年度に着任している協力隊員は7名おり、そのうち3名が新規就農を目的とした活動を行っております。3年目となる協力隊員2名は、卒業後を見据えて、ブドウ生産農家となるための準備を進めているほか、今年度、新たに着任した1年目の隊員については、受入先の農家からサクランボやその他の作物の栽培方法について指導いただき、将来的には受入先の農地を継承できるよう活動を続けています。

次に、耕作放棄地への取組の現状と今後についてでございますが、本市では中山間地域については、国の中山間地域等直接支払交付金を活用し、地域の方々の協力を得ながら農地の維持に努めておりますが、耕作放棄地の解消にはつながっていない現状にあります。

こうした耕作放棄地は、人が生活している里と野生動物の生息域である山との境界をあいまいにし、有害鳥獣による農作物への被害の要因となることから、今年度、県の事業を活用し、緩衝林帯、いわゆるバッファゾーンの整備を予定しております。

市では、「人・農地プラン」の話合いを毎年、地区ごとに農業者の皆様と行っている中で、今後の農地利用の在り方について検討を行っております。こうした話合いの場で意見を交換しながら、耕作放棄地の発生防止やその利活用について、地域の皆様とともに検討してまいりたいと考えております。

続いて、兼業農家の新しい「農型社会」をつくるについてでございますが、本市においても

平成12年から統計上最新となる平成27年度にかけて、専業農家が200戸から266戸に増加する一方、兼業農家は1,358戸から652戸に減少しており、農家全体としても1,906戸から1,328戸に減少していることから、兼業農家の動向が農業の担い手確保上の課題の一つと認識しております。

こうした中で、国は令和2年3月に策定した新たな「食料・農業・農村基本計画」において、「中小・家族経営等多様な経営体の生産基盤強化」を打ち出しており、また県も令和3年3月策定の「第4次農林水産業元気創造戦略」において、「多様な担い手の確保」を明記するなど、これまでのトップランナーと言われる大規模な担い手への支援とともに、多様な担い手への支援に光が当たってきております。

本市においても、昨年より異業種である農業に取り組む企業が出てきており、また従来からの農業へのアプローチとは異なる「半農半X」と表現される、農業と自分のやりたい仕事を両立しながら、収入にこだわらず自分が食べていくための農業をしていくような新たな形態が注目を浴びており、様々な農業への関わり方が生まれております。

今後、市といたしましても、そういった多様な働き方にも目を向けながら、農地の荒廃を防ぎ、有効利用につながる施策を検討してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長 答弁を求めます。

教育長。

○教育長 4番島津善衛門議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、御質問の1点目、小学校の通知表配付と指導要録開示の動向についてでございますが、通知表は児童生徒の学習状況等について、保護者及び児童生徒自身に対して伝えたり、児童生徒の学習意欲を高めたりすることを目的としております。作成並びに配付については、校長の

裁量で決められるものとなっております。指導要録の開示につきましては、南陽市個人情報保護条例に基づき、開示の求めがあった際には適切に対応しております。

次に、御質問の2点目、2年ごとのクラス替えの理由と今後についてでございますが、小学校学習指導要領において、二つの学年にまたがって目標と内容が記載されている教科が複数ございます。低学年、中学年、高学年の発達段階でつけるべき力が異なり、指導の一貫性の保持が2年ごとのクラス替えの大きな理由の1つでございます。

教育は、一日一日の営みが大変重要であり、どのお子様も1年間で大きく成長する可能性がございます。今後、各学校の状況や学年・学級の実情、何よりお一人お一人のお子様の学びの様子を鑑みながら、クラス替えの在り方につきましては各学校と検討してまいりたいと考えております。

次に、公立学校施設実態調査による小中学校校舎等必要面積全国平均についてどのように捉えておられるか、また本市のあるべき姿についてでございますが、市の学校施設については昭和40年代から50年代にかけての児童生徒急増期に建設されたものが多い状況となっており、少子化に伴う児童生徒数の減少により、現在は児童生徒1人当たりの必要面積が全国の平均値より多い状況となっております。

また、市の学校施設のあるべき姿につきましては、公共施設等総合管理計画も踏まえ、多くの関係者から幅広い議論をいただいた上で方向性を定めていくことになるものと考えているところでございます。

次に、2点目の余裕教室の活用についてでございますが、現在、各学校において使用していない教室については、学習方法や指導方法の多様化に対応したスペースとして使用するなど有効活用を図っているところでございます。御承

知のとおり国の補助金を活用して整備をした学校施設を学校用途以外に利活用する場合、財産処分の手続を行う必要がございます。現在、宮内小学校の二つの教室と漆山小学校の一つの教室を学童保育施設として活用しておりますので、今後も利活用の要望がある場合、財産処分の手続を行った上で学校用途以外に活用できるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

4 番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 御答弁ありがとうございます。

まず最初に、通知表とクラス替えの件なんです。私、実はこの質問を保護者の方から受けるまで、通知表というのは義務だと思っておりました。私の過去のアルバムにも小学校の通知表が入っております。よくよくでも考えてみると、それを利用したことは一度もありません。これからも多分、ないんだろうなというふうに思います。

ただ、ちょっと振り返ってみますと、私のもらった通知表は全部先生方の手書きでした。細かなコメントがあり、非常に、今振り返るとほのぼのとした思い出と一緒によみがえります。最近、なぜかパソコンが多くなったようで、その例文集があったり、先生の作業効率化のための措置も大分取られているようですが、やはりその辺のこと、通知表というのはなくてもいいんだよ、それからクラス替えは1年でも2年でもいいんだよ。それから、こういうふうなパソコンに入っているけれども、これはあくまでもそのお子さんのある程度の目安であって、確定数字ではないよ。そういうものをしっかり保護者の方に伝えていただければありがたいなど。

やはりその辺のことを知らないでお子さんが、今、核家族化になって親と一緒に住まないものですから、なぜそういうふうになっているかと

いうことを知らない保護者の方が多い。私の親は知らなくて当たり前時代だったのですが、今の保護者はそういうことを知っておくという力を持っている保護者の方が非常に多いので、そういう方々にも通知表というのはこういうものだよ、クラス替えはこうやって決めてやっているんだよということをしかり伝えていただいて、学校と保護者の信頼関係がより一層深まるような、そういうふうなこともやっていただきたいなど。

何か教育委員会というと、新聞を見ればあまりいいような記事では記載されないことが多いので、もっと広報広聴に力を入れて、優しい南陽市教育委員会を目指していただきたいというふうなことをちょっと要望させていただきたいと思います。

それから、南陽市公共施設等総合管理計画の中の学校の今後の在り方なのですが、実は、今年度、先日、宮内小学校は150周年の記念式典がございました。私の地元の金山地区では、昭和48年4月、今から49年前になりますが、金山小学校が統廃合になりました。その時点の8年前に金山小学校は複式になったんです。そのときから金山小学校をどうするんだというふうな議題が金山地区の中に湧き上がってきたというふうにお聞きしました。このままではまずいよね。どんどん人口減っていく、子供の数が減るよね。子供の幸せはどこにあるんだ。地域の幸せはどこにあるんだということをしかりに検討しよう。当時、旗を振ってくださったのが山口孝一先生というふうな方だったそうです。何か宮内町のときに教育長をなさったとか何とかというのもちょっと耳に挟んだのですが、私は確認していません。ただ、当時、学校の先生をなさって、校長先生もなさった方が、地域の方々といろいろ相談しながら、どうするかと。それで、8年後に統合しよう。金山小学校100周年のときでした。そのときの小学生が65名でした。今の

南陽市内の小学生65名を切っている学校が何校かございます。

やはりそういうふうな事例もしっかり受け止めながら、今度どうするのかということ、やっぱり学校の統廃合というのは年数がかかるものですから、しかりしていかなければならないだろうなど。ただ、その過程として、子供たちの未来がどこにあるのか、地域の未来がどこにあるのか、それをどうやって融合させるのか、もしくはどうやって整理するのか、そういうことを地域任せにしないで、きちっと教育委員会なりが主体を持って、皆さんにいろいろ説明するべきなんじゃないかなど。地域の考え方が決まっていなくて駄目だよとか、学校はこう決めたんだから、国はこう決めたんだからこうしてくださいということではなくて、地域の方と一緒に子供の未来を語り合う、その結果が統廃合なのか、存続なのか、そういうふうなことをしかり時間をかけて検討していただきたいなど。

今のところ、何かお話を聞くと、まず地域では存続してほしいんだ。教育委員会は理解している。そういうふうなことになっているようです。何かもう少し子供たちのことが中心になるような、それでどうやって地域をフォローするか、そういうふうな形での検討も必要になってくるのではないかとお思います。

そのような形の中で、今、教育委員会としては小学校の統廃合に向けて、どのような対応をなさっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

教育長。

○教育長 ただいまの島津善衛門議員の御質問にお答えを申し上げます。

お手元に第六次南陽市教育振興計画というものを過日お届けをさせていただいております。その中の議論をしていただく中で、やはりこれからの学校の適正規模、適正配置についてとい

うことで様々な御意見を頂戴しておりました。実際、今年度から第六次教育振興計画、運用に入っておりますので、その中に記載がありました学校の適正規模、適正配置につきましては、準備委員会を設けてしかるべきときに検討委員会というような形で、様々な御意見を頂戴して、今、議員お話しありましたとおり地域の方の御意見もございます。子供たちにとっての未来はどのようなものなのかということも忘れてはいけな論点の一つになっております。

そういった様々な御意見を勘案しながら、しかるべきときに具体的な方針を明らかにしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 ありがとうございます。

審議会等との協議はすごくよく分かります。ただ、それが末端の地区住民の方に伝わらない、ここが問題だと思うんです。やはり有識者の方、地区の代表の方は理解する。としても、末端の地域の人々のところまで届かない。そうすると、教育委員会の考え方なり、そういうほかの地区はどうなっているよとか、そういう客観的な判断材料を持たない地域の方が非常に多くなってしまふ。その辺が現在の問題点の一つなのかなというふうな気がいたします。

先ほども申し上げましたが、とにかく山形県のほかの市町村はこんな現状なんですよ、今、南陽市はこんな現状なんですよ、教育振興審議会ではこんなことを考えているんですよ、そういうふうなことをその地域の人に、いかに皆さんに理解していただくか、そういうふうなことに力をもっと入れていただきたいなど。その上でどうするか判断を地区の皆さんと、子を持つ親と一緒に方向性を探っていただきたいというふうなことで、先ほどと同じくですが、やっぱりそういうふうなところにもう少し教育委員会の方向性を見いだしていただきたいと思

いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、余裕教室の学校用途に限定しない活用の方法として、先ほど教育長がおっしゃった財産処分をしなくてはならないというふうなことも分かります。ただ、一つの事例として、先日、150周年記念事業として、地域の方による学習授業というのがございました。これはある程度面白いなと私思ったんですが、例えばの話になりますが、今、社教さんが中心となって公民館等で活動している書道教室とか、絵画教室とか、それから手芸教室とか、そういうものを小学校のある空き教室で開催できないのかなと。それを見るだけでも学習というふうにしじつけて、勉強だというふうにしじつけて有効活用できないのかなと。というのは、やはり先ほども申しましたけれども、核家族化の中で、おじいさん、おばあさんがどんなことをやっているんだろう、どれだけ真剣に自分の好きなことに向かっているんだろう、そういうことが分からない時代に入っています。そのような活用であれば、財産処分を経なくてもできるのではないかと。そうすれば、子供の心ももっと大きく開け、感じるものもあるのではないかと。私はそのように感じております。

そのような学校教育の一環として教室を開放して、書道教室とか、手芸教室とか、絵画教室とかやっただくというふうな方向、学校の開放時間内で、そのような方向を考えられないものでしょうか。最後にちょっとお尋ねします。

○議長 答弁を求めます。

佐野学校教育課長。

○学校教育課長 ただいまの質問にお答え申し上げます。

先ほど教育長が答弁しました学習方法や指導方法の多様化に対応したスペースの活用としまして、現在、余裕教室を課題別学習や学級を分けて使用しての学習の際に活用したり、または



机や椅子を全く置かないで広いスペースとして、集会や共同的な学び、それから制作活動などに使う場合がございます。また、ある意味、静かな空間として教育相談の場であったり、なかなか個別の対応が必要な児童生徒の学びの場として活用しているところがございます。

さらに、先ほど議員が御指摘のとおり小学校であればクラブ活動の時間に地域の方のボランティアにおいていただいて、茶道教室であったり、また昔の遊びであったりというような活動をする場として活用している学校もがございます。

それ以外で、全く地域の社会教育の活動でということについては、なかなかまだそういったところまで進んでいない状況がありますので、今後どういった形で学校の教室等が利用できるのかということについては、調査研究が必要かなと今考えているところがございます。ありがとうございます。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 今、課長の答弁にあった外部の方を招いてのクラブ活動、そういうものが必ず外部の方が人数、少なければならないということはないですね。生徒の数よりも外部の方が多くてもいいんだと私は思うんです。そのようなことが、先ほど言ったようなことにもつながるのかな。何かそういうふうな形で、私としては子供たちだけの中で何かを育むというよりも、広く社会一般を見据えた上での子供の心の育みというものをぜひ考えていただきたいなというふうなことを要望させていただきたいと思います。

それでは、次に、耕作放棄地関係、農地の再生等の問題についてちょっとお尋ねしたいと思います。

壇上でも申し上げましたが、私は何度もこれまで質問させていただいております。なぜ耕作放棄地が問題なのか、私は重要視するのかということですが、大きく分けて何点かあるんです

が、一つは食料自給率の問題です。今回ウクライナではっきりしました。もう本当に入ってこない。各種食料品が全て値上げになる。このような形でいいんだらうかと。やはりもう少し、自分たちの口に含むもの、安ければどこからでも持ってきてもいいんだというふうなことではないのかなと。やはり世界全体の中でサイクルを回さなければならないというのは分かりますが、やはり最低、もう少し食料自給率は上げる必要があるのかなという判断を私はしております。

それから、もう1点は、災害時のリスク増加の問題です。やはり防災課長も前からやっていますし、農林課のほうでも田んぼダム等いろいろ取り組んでくださっております。やはり保水能力がないという問題が災害リスクに大きく関わっているんだらうなというふうに思います。そういう意味でも、重要なんだらうなというふうに思います。

それから、もう一つは、管理がおろそかになって病害虫や雑草、外来動植物が繁殖してしまう。元来、日本には日本固有の動植物があるわけですが、そういうものが耕作放棄地等が出ることによって、どんどん浸食されてしまう。そういうふうな心配があります。隣地の耕作地に対して影響を及ぼすというふうな心配がありますので、その辺も問題なんだらうと。

それからもう1点は、ごみの不法投棄やセキュリティ上の不安、市民生活安全上の問題、やはりそういうふうな耕作放棄地で荒れていまずと、どうしてもごみを捨てたくなるような人がいらっしゃるようであります。やはりそういうところを草刈りすると、必ずビニール袋にごみが詰まっているのが1つや2つは出てくる。空き缶が出てくるというふうな状況があります。

やはりこういうふうなこと、大きく四つばかり申し上げましたが、こういうことを防ぐためにも、耕作放棄地をきちっとした形で再生させ

なければいけないのではないかというふうに思います。特に私の住む金山地区、それから北上して吉野地区には耕作放棄地が多くなったように見受けられます。やっぱりそれなりのごみなどが捨てられていますし、自然災害も多発している。そういうふうな状況を目にしますと、やはり地元として放ってはおけないんだろうなというふうに思っているところでございます。

その中で、先ほど来、面積お聞きしました。南陽市の場合は非常に少ない印象を受けました。ただ、私の住んでいるところの回りを見てもっと比率はあるのかなと思っておりましたが、少なくとも非常によかったなというふうに思っています。

それから、協力隊の方についてもいろいろ努力されて取り組んでいらっしゃるのだなと。午前中、佐藤議員の質問に市長答弁がありましたので、私のほうからはここには触れずに次に進ませていただきたいと思います。

それから、耕作放棄地への取組ですが、山間部の耕作放棄地について今後どうしていったらいいんだろうというふうなことなんです。一部、今、ワインに携わる方々が耕作放棄地を何とか活用したいというふうに頑張っているんですけど、ただ、ブドウ栽培は条件もいろいろあるようでして、全てがそういうふうな方向にはいかないんだろうなと。そんなとき、どういふふうな方向づけを考えたらいいんだろうというふうなことを思ったときに、一つ例として挙げさせていただければ、山間部の荒廃農地は、結局農薬も何も、消毒もしていない、草刈りもしていない。その場合に、例えばの話ですが、養蜂で蜜蜂を放したらどうなるんでしょう。非常においしい蜂蜜が取れるのではないかなと。ただ、蜂蜜を取ると、養蜂すると、梅川議員からすぐ熊来ると教えられました。そのときには、熊を取るおりをかけるのではなくて、蜜蜂を守るおりをつくったほうがいいんじゃないかなと。

そのほうがずっと小さくて、ずっと効率的にできるのではないかというふうに思います。

農地を今耕作している方に聞くと、稲とか各種野菜に農薬を使っているわけですが、この中にネオニコチノイド系農薬というのがあるんだそうです。これは、脊椎動物より昆虫に対して選択的に強い神経毒性を持つというふうなことで、やっぱりそういう農地の近くでは蜜蜂栽培はできない。結局、山間部の山奥の耕作放棄地が一番適しているのではないかな。こういうふうな事例があるようです。こういうふうな方向づけをして、耕作放棄地を有効利用する。それでも何ともならないというときは、やはり自然に戻して雑木林にしましょう、そして適正に管理しましょうというふうになるのではないかなというふうに思います。

その辺については、農林課長、南陽市内の方にも養蜂所の方とかいらっしゃいますが、その辺の方々の苦労とか、そういうふうな経験はお話しなされておるか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

島貫農林課長。

○農林課長 お答えを申し上げます。

今、養蜂家の例を議員のほうでお示しをいただきましたが、具体で養蜂家の方から農林課のほうに御要望なり、そういった部分というのは、今のところは頂戴をしていないという状況でございます。

以上です。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 実は養蜂をやったり、ちょっと特殊なクルミを植えたいというふうなこともあったのですが、やっぱり農地法の網に引っかかるんです。なかなかできない。こういう品種のこういうクルミがあつて、こういうふうなことでやりたい。それから、そういう養蜂をしたいといっても、なかなか農地法の対象

外というふうなことでできない。そういうふうなことを考えたときに、やはりもう農地法は、そういうふうな農業者がやる農地法だけではないのではないか。もっと農地を誰もが利用しやすくする。誰もがといても、外国の資本が入っている会社とか、そういうのはちょっとまずいかと思うのですが、そういうふうな形での農地法の変更は必要なのではないかなというふうに思います。

あと、それから協力隊の話とはちょっと目線が違うのですが、今、島根県にある農業法人やすぎアグリ、これイチゴ農家を始めたんです。この代表の方は今までシステムエンジニアでした。パソコン、コンピューターのシステムエンジニアでした。一念発起してIターンして、イチゴ農家の方、45年経験している方に栽培技術を学んでイチゴ農家を始めた。その方に付きっきりで教わって一番大事だったのは、温度管理と湿度管理だったそうです。それを全部自分でシステムをつくったと。その方の、経験者の方のハウスの中で全てチェックしてやったと。通常5年ぐらいだったら1,000万円ぐらいまでいけるかなということで目標を立てたのですが、実は2年で1,000万円になったと。3年目は1,800万円になった。この技術は、今度メロンに使えるねと。メロンは非常に栽培が難しいんだそうですね。でも、そのメロン栽培にも技術が応用できる。イチゴの後メロンをやろうと。二毛作ですか、できるようになる。そのような形が増えてきている。

だから、従来の農業と違った発想から農業を見つめる必要が出てきているのが現状じゃないか。そういう方が、ちょっとパソコンで検索するといっぱい出てくるんですね。

もう1件だけ事例を御紹介します。新潟県に農業土木の会社があります。この会社は農業土木ですから冬が忙しいんですね。農作業、全部稲作終わってから工事するものですから冬が忙

しい。夏は稲作ですから農業の工事ができないということで暇だということで、農業、稲作を始めました。今やっているのが150町歩だそうです。2022年度、今年は250町歩、これ500町歩までいきたいというふうなことで今頑張っているんですけど、ここで問題になってくるのが、また農地法。やはり農地を借りてやる。そうすると、今、1万円の田んぼが75メートル掛ける150メートルだそうです。そこまで自分たちの農業土木の力を持っていますから改良する。せっかく改良したのに、後返してくれと言われる。そうすると、そこでストップしてしまう。そのようなことも念頭に置きながら常にやっていかなければならない。そのような形の農業の形も見えているようです。というふうなこともあって、結構いろいろな異業種参入ということも十二分に考えなければならぬんだらうなというふうに思います。

最後に1点質問させていただきますが、最後の兼業農家の新しい農型社会をつくるということですが、実は今、東京のほうでアンケート調査をすると、移住を考えている若者が非常に多いということなんですね。具体的な数字は申し上げませんが、やはり地方に移住しながら緑豊かな環境で、先ほど市長がおっしゃいました半農半Xで子育てをしながら自分の仕事をしたいという方がいる。そうすると、もう少し南陽市として焦点を当てて、移住者を募集するというふうなことに関わっていらっしゃるようですが、南陽市でイチゴをつくりながら仕事をしませんかとか、田んぼをつくりながら仕事をしませんかとか、サクランボをつくりながら仕事をしませんかとか、もう少しターゲットを絞るというやり方も必要なのかなというふうに思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

島貫農林課長。

○農林課長 お答え申し上げます。

ただいま島津議員のほうから新しいタイプの農業の関わり方ということで認識をさせていただきました。

そういったこれからの南陽市への移住を促進する部分について具体で示すということも一つの方法かと思いますので、その辺は所管課とも御相談させていただきながら対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 最後の質問にさせていただきます。

市長をお願いします。

今、新庄に県立農業大学校がございます。今、県のほうで別に東北農林専門職大学をつくろうというふうな動きがあるようですね。かなり具体的に進んでいるようです。何で新庄にばかりあるんだべと、ぜひ置賜に欲しいなど。南陽市で勝手に県と相談してつくれというのではなくて、置賜ブロックの中で、ぜひやっぱりそういうところで、研修して農業をやりたいと、できるような、そういう農林大学校を、置賜農高はあるんですが、まだもっと違うんじゃないか、もっと大人の人でも参加できるような、そういう農林大学校をぜひ置賜に誘致していただきたいというふうに思います。

その件に関して、市長、前向きな答弁を最後にひとつお願いいたします。

○議長 最後に、答弁を求めます。

市長。

○市長 ぜひそのことについては、島津議員から、これから御指導いただいて、前向きに考えてまいりたいと思います。

○島津善衛門議員 終わります。ありがとうございました。

○議長 以上で4番島津善衛門議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は2時5分といたします。

午後 1時50分 休 憩

午後 2時05分 再 開

○議長 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

高 橋 一 郎 議 員 質 問

○議長 次に、6番高橋一郎議員。

〔6番 高橋一郎議員 登壇〕

○高橋一郎議員 6番、真政会、高橋一郎です。一般質問1日目のラストを務めさせていただきます。もうしばらくお付き合いのほどお願いいたします。

本日4時20分、本市に大雨洪水警報と低温注意報が発令されました。6月に入っすぐのこの時期での警報は、あまり記憶にありません。今、テレビで見てきたら、現在は大雨低温注意報に変わっておりますが、引き続き土砂災害には警戒が必要だというふうなことだと思います。

思い起こせば8年前、平成26年の洪水被害は7月です。ちょうど南陽市長選挙の最中で、両候補とも2日間、選挙活動をやめて災害対策に集中しました。白岩市長はその後当選されてすぐに災害対策活動に尽力されました。そのときと今年はどうも似ているなというふうに思っています。今年も累積積雪量が696ミリ、8年前は693ミリ、冬は大雪で夏は大雨でした。後ほど気候変動と治水対策で議論したいとは思いますが、そういうふうにはなってもらいたくないなというふうには思っております。

さて、通常の話に戻したいと思います。6月に入り、バラの花が咲き、いい香りを漂わせています。中でも双松バラ園は340種類、約6,000本のバラが鮮やかに彩り、香りが立ち上り心を癒してくれます。小さな恋人サクランボも赤い実をつける南陽市にとっても大変よい季節です。昨年のように凍霜害もなく、平年並みの収穫を期待できるようで安堵しております。これも日

本が平和だからこそ得られるものと、ウクライナの戦場を毎日映像で見るにつけ、改めてありがたく感じる次第です。

一方で、ロシアの侵略に起因するウクライナ戦争により物価高となり、世界に影響が及んでいます。肥料や小麦などが高騰して、家計と企業、事業主を直撃しており、悲鳴が聞こえてきます。戦争は出口が見えず、長期戦の様相を呈しており、今後ますます不景気の中の悪いインフレ、スタグフレーションが危惧されています。原油高よりも食料不足、穀物高が厳しい、とにかく戦争をやめさせなくては、アフリカ諸国を筆頭に飢餓にも拍車をかけ、戦死以外の餓死も心配されております。グテーレス国連事務総長の仲介もむなしく、人道回廊のみにとどまり、少なくとも停戦合意もないまま打開策はないのでしょうか。

私は日本国憲法こそ救世主になると信じています。ロシアとウクライナの間立ち、戦争により得るものはない、今すぐやめようと呼びかけるのです。アメリカに追随するだけではロシアに敵国と思われるだけで、戦争をやめさせることはできないばかりか、日本にもよいことはありません。日本国憲法第9条の戦争放棄、平和主義を前面に出して主張するべきときが今だと思います。荒唐無稽なことと一笑に付すことは簡単ですが、これこそが武器の争いにエスカレートさせない唯一の方法だと思います。しかし、逆に憲法9条を改正しようかとの動きが増しているのが現状です。ウクライナは対岸の火事ではなく、日本の守りを強化するために防衛費を増強しなければならないと主張し、来月の参議院議員選挙の焦点にもなっています。だからこそ冷静に考えていく必要があると思います。

戦後76年間、戦争に巻き込まれずに平和な日本があるのは憲法9条に守られてきたからこそであり、武力増強の道に走れば、際限がなくなり戦争に突入することは歴史が語っています。

そもそも日本国憲法は国の最高規範であって、為政者、権力者の暴走を束縛して国民を守るものであり、逆に法律は国民の悪を縛りながら、平和と生活の安定を得るためにあります。今の憲法論議は一番肝腎な、言わば憲法の生命線である為政者を縛る意味がないがしろにされ、欠落していると言わざるを得ません。

世界中で武器増強に歯止めがかからず、戦争が拡大され、最悪、日本も巻き込まれる世界第3次戦争が勃発し、核兵器使用を誘発する恐ろしい結末を迎えることのないように、切に願うばかりです。

それでは、通告していることについて質問しますが、私は南陽市に住んでよかった、行ってみたいという、誇りある南陽市を目指して、ロハスシティー南陽を唱え、政策的な提案をしております。

次の点について市長の考えをお伺いします。

1、気候変動の影響と治水計画の見直し「流域治水プロジェクト」について。

地球規模で気候変動による災害が頻発し、本市においても8年前、平成26年の洪水被害規模を超える災害も危惧されます。治水計画も流域全体行う「流域治水」への転換が図られています。

次の点について具体的な施策をどのように考えておられるかお伺いします。

(1) 流域治水施策、氾濫をできるだけ防ぐハード対策・河川区域での対策。

①河道掘削。②堤防整備。③分水路整備。④遊水地改良。

集水域での対策。

①砂防堰堤等の整備。②体制構築。③雨水幹線の整備、貯留等。④森林整備・治山対策。⑤水田貯蓄。⑥農業用排水機場等の整備化。

(2) 被害対策を減少させる、氾濫域での対策。

①災害リスクを考慮した立地適正化計画の作

成及び居住誘導。②土地利用規制・誘導。③家屋移転、かさ上げ補助制度の創設。④雪対策と連携した氾濫被害の軽減。

(3) 被害の軽減と早期復旧・復興のための対策、ソフト施策。

①水害リスク空白域の解消。②危険管理型水位計の設置。③民間企業と連携した避難体制の強化。④コロナ対策を加味したマイタイムラインの普及促進。⑤ペットとの避難の指針と対策。

2番目、非核平和の夕べ事業について。

5年に一度、本市が主催し8月に開催予定とあります。その名のとおりまさしく非核を訴える平和な祭典にふさわしい事業を実行委員会で協議して開催すべきと思いますが、市長の考えをお伺いします。

3、中学校の部活動の在り方について。

特に運動部活動について地域移行計画がスポーツ庁で議論され、推進計画を市町村で作成すると報道されています。

来年度から改革集中期間と位置づけて取り組むようですが、地域社会での受皿も含めて早急に議論し、対処する必要があります。本市としてどのように取り組んでいくのか、市長と教育長にお伺いします。

以上、壇上からの質問といたします。市民の立場に立った議論を展開することを御期待申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 6番高橋一郎議員の御質問にお答え申し上げます。

なお、中学校の部活動の在り方についての御質問につきましては、教育長より答弁いただきますので御了承願います。

初めに、流域治水プロジェクトについての1点目、ハード対策についてでございますが、河川区域での対策の河道掘削及び堤防整備につき

ましては、最上川水系において、家屋等浸水による重大災害を未然に防ぐため、河川の流下能力不足の解消を目的とした河道掘削や河川からの氾濫を防止する堤防整備が県全域で進められております。本市におきましては、吉野川、織機川において、河道掘削や堤防整備を含めた河川整備が行われております。

また、分水路整備及び遊水地改良につきましては、本市での事業や計画はございませんが、令和2年7月豪雨で大きな被害を受けた最上川中流域に位置する村山市の長島地区・大淀地区の大淀狭窄部において、地形特性を踏まえた分水路の整備が計画されております。遊水地改良につきましては、村山市の大旦川との合流地点に位置する大久保遊水地において、洪水のピーク時に貯留できる容量を増加させ、下流の水位を低減させるための越流堤をかさ上げする大久保遊水地の改良が計画されているとお聞きしております。

集水域での対策についてでございますが、砂防堰堤等の整備につきましては、集水域において土砂を一時的に貯留することにより、一気に流下することを防ぎ、下流の土砂堆積を防止し、土砂・洪水氾濫の防止、軽減を図るための砂防堰堤等の整備が進められております。本市では織機川の整備で砂防堰堤2基、床固工10基が整備されております。

体制構築についてでございますが、気候変動の影響や社会状況の変化を踏まえ、これまで河川区域や氾濫区域において、河川や下水道、砂防など管理者主体のハード対策を実施してきた従来の治水対策から、国や県、市町村、東北電力株式会社や土地改良区をはじめとする企業や事業者、住民など河川の流域のあらゆる関係者が流域全体で対策を実施する流域治水へと転換し、ハード、ソフト対策を一体で進める体制の構築を進めております。

雨水幹線の整備についてでございますが、局

地的大雨や集中豪雨により内水氾濫等被害が発生している地区において、雨水幹線の整備が優先的に進められております。本市においても市街地の浸水被害の軽減を図るため、平成16年から吉野川雨水第一幹線事業を推進し、一部完成に伴い、郡山地内での浸水被害の軽減が図られたところであり、今後も継続して取り組んでまいります。

森林整備、治山についてでございますが、治山事業の実施主体である山形県において、流域治水における治山事業対策として、土砂災害発生区域における土砂流出抑制のための森林整備や、表面浸食の防止のための土留工設置を検討しております。また、流下、堆積区域においては、溪流内の流木化する可能性の高い立木の伐採や、土砂流出を抑制させるための溪床の安定化を図る治山ダムや、立木捕捉式ダムの設置などについての推進を検討しているとお聞きしております。

なお、具体的な検討が今後進められると思っておりますが、森林整備は森林所有者が関与すること、治山事業の実施主体は山形県となることなどを踏まえると、市独自での施策の展開は難しいことから、取組の推進を図るために所有者や山形県と連携してまいりたいと考えております。

次に、水田貯蓄、田んぼダムにつきましては、施政方針でも示しておりますとお関係機関等と検討を進めておりますが、山形県におきましては、田んぼダム貯留機能効果検証事業を置賜地域で実施する計画が示され、現在事業を実施中の漆山地区の基盤整備事業においても取組に向け前進しているとお聞きしていることから、着実な推進が図れるよう山形県、関係者と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、農業用排水機場等の整備についてでございますが、市内の農業用排水路を流末とする冠水常習地の解消を図るには、対象となる農地受益地からの流入のほかに、市街地内の排水区

域も考慮すると、事業手法など様々な課題がありますので、早期解消に向け引き続き市内の関係課と連携し調査研究してまいりたいと考えております。

次に、2点目の氾濫域での対策についてでございますが、災害リスクを考慮した立地適正化計画の作成及び居住誘導につきましては、浸水リスクに配慮した居住誘導の立地適正化計画を作成して対応しております。この計画を令和3年5月に公表し、届出制度に基づく居住誘導区域への誘導を進めております。

また、今年度、居住誘導促進事業を新規予算化し、民間事業者が行う宅地開発に対し、規模に応じた補助と、併せて防火水槽設置についても支援し、災害リスクの少ない市街地への居住誘導を促進してまいります。

土地利用規制・誘導災害危険区域等についてでございますが、静岡県熱海市で昨年発生した土石流災害を踏まえ、全国知事会が建設残土について全国統一の基準・規制の早期設定を要望しておりましたが、今年5月20日に宅地造成等規制法が改正され、新たに宅地造成及び特定盛土規制法、通称盛土規制法として成立し、危険盛土等が全国一律の基準で包括的に規制されることとなるなど対策が講じられております。

家屋移転、かさ上げ補助制度の創設、雪対策、雪捨場や高床住宅等と連携した氾濫被害の軽減の取組につきましては、最上川水系流域治水プロジェクトの中に掲載されている他市町村の実情に応じた減災の取組を参考にして、本市にあった減災対策を検討してまいります。令和2年7月豪雨の際に25年、26年、そして令和2年と3回にわたって浸水被害に遭われた方をはじめとして、浸水区域にお住まいの方を対象とする移転、あるいはかさ上げ補助制度を緊急に策定して実施した経緯がございます。

次に、3点目のソフト施策についてでございますが、水害のリスクと空白域の解消につつま

しては、中小河川等での浸水被害の発生を踏まえ、水害リスク情報の空白域を解消するため、水防法が改正され、浸水想定区域図及びハザードマップの作成・公表の対象が全ての一級・二級河川や下水道に拡大されました。

本市では、令和2年3月に洪水・土砂災害ハザードマップを作成し全戸に配布しており、この中に最上川、吉野川、織機川における想定最大規模の降雨による浸水想定区域、浸水深及び土砂災害警戒区域及び同特別警戒区域等と避難場所等を示したほか、平成25年、26年の豪雨災害において浸水した箇所及び土砂災害が発生した場所を示し、空白域の解消を図ったところでございます。

今後、県において新たな河川の浸水想定区域等が公表されていくと思われませんが、それに合わせてハザードマップを改定し、市民に周知してまいります。

次に、危機管理型水位計の設置についてでございますが、河川水位の情報発信を強化し、住民の避難行動を支援するために、県では危機管理型水位計を県内の中小河川に85基設置し、平成31年4月より運用を開始しており、本市においては金山地内にある吉野川の穴戸橋に設置されました。また、関連事項としまして、6月1日号の市報でも御紹介しておりますが、山形河川国道事務所の御尽力により、最上川の下田水位観測所において、高齢者等避難の目安となる避難判断水位、避難指示の判断の目安となる氾濫危険水位が設定され、既存の水位観測所と合わせ、住民の皆さんに、よりの確な避難情報等が提供できるようになりました。

次に、民間企業と連携した避難体制の強化についてでございますが、本市では現在49の事業所等と災害時の支援協定を締結するなど避難体制の強化に努めているところでございます。

次に、コロナ対策を加味したマイタイムラインの普及促進についてでございますが、本市で

は令和2年1月、シェルターなんようホールを会場に、職員及び住民を対象としたマイタイムライン作成支援講習会を県内で初めて開催するとともに、市報や各地区・自主防災会の防災研修会、小中学校での防災学習を利用してマイタイムラインの紹介や、コロナ禍における避難の方法等について啓発を行っているところであり、今後とも普及促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、ペットとの避難の指針と対策についてでございますが、東日本大震災を契機に、環境省では平成25年6月に災害時におけるペットの救護対策ガイドラインを策定し、平成28年4月の熊本地震を受け、より適切な対応が講じられるようガイドラインが改訂されました。

災害時に行うペットへの対策とは、飼い主が自らの責任の下、災害を乗り越えてペットを飼養し続けることであり、自治体が行う対策の目的は、飼い主による災害時の適正飼養を支援することにあるとされております。

本市では、ペットとの避難に係るマニュアル等は作成しておりませんが、他自治体の動向も見ながら、今度の災害対策の中で対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、非核平和のタベ事業についてでございますが、当該事業につきましては、戦争のない世界の恒久平和を願うため、昭和63年に行った「南陽市非核、平和都市」の宣言を機に、戦争体験を風化させることなく、平和の尊さや生命の大切さを考えてもらう事業として開催してきたものでございます。

これまでも実行委員会形式で事業を実施しており、15回目となる今年度につきましても、実行委員会を開催し、非核平和都市宣言の理念に沿った事業を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

私からは以上でございます。



○議長 答弁を求めます。

教育長。

○教育長 6番高橋一郎議員の御質問、中学校の部活動の在り方についてお答え申し上げます。

議員御指摘のとおり昨日、スポーツ庁の有識者会議が運動部活動の地域移行に関する提言をまとめ、スポーツ庁に提出したと承知しております。

本市におきましても、南陽市における運動部活動の在り方に関する方針に基づき、生徒のスポーツ、文化活動の機会が損なわれることがないように、各中学校で実情に応じた体制づくりを検討するとともに、国、県の動向を注視しながら、事務レベルで地区中学校体育連盟や市スポーツ協会と準備、検討を進めております。

第六次南陽市教育振興計画の審議の場におきましても、持続可能な部活動にしていくための貴重な御意見、御助言を委員の方々よりいただいております。今後も生徒はもちろんのこと、保護者や地域の方々の声に耳を傾け、生徒にとって、学校の教員にとって、そして地域の皆様にとって、望ましい部活動の在り方について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 大変具体的に、詳しくありがとうございました。

まず最初に、流域治水のプロジェクトについてお伺いをしたいと思います。

なぜ今、このような形で質問したかということについては、壇上でも申し上げましたけれども、やはり気候変動によるものが大きいと。平成26年、今から8年前の災害に対応できる、いわゆる災害復旧、復興工事をやっているわけですけれども、御承知のとおり今般の気候変動による大雨については、それを超えるということが十分予測できるわけです。そうすれば、当然、

氾濫をして、吉野川にしろ、織機川にしろ、前川にしろ、氾濫していくというふうなことが危惧されるというふうなことで、ではそれにはどうすればいいのかと。その中で、河川国道事務所の去年、令和3年8月20日に山形河川国道事務所の橋本所長さんの講習会が議会議員にありました。それに基づいて、今回質問をさせていただいているわけですが、そういう中で、やはりハード面から考えていくと、現在の河川の掘削であるとか、堤防の造堤に関してだけじゃなくて、例えば遊水地の整備、先ほどありました、いわゆる漆山の農地整備についてもそういったところを担ってもらい、実験的にやりたいというふうなことがありました。

それから、いわゆる田んぼダム、あるいは荒廃している山林の整備、そういったものが大事なんだろうというふうに思っております。あるいはバイパス、いわゆる分水というのか、バイパスをつくることによって氾濫を防いでいくというふうなことがやっぱり必要なんだろうなというふうに思っているわけです。

そういうふうな中で、このような質問をしているわけですが、市長にもう一回お伺いしたいんですが、今のような、例えば具体的にそれぞれの項目がありますけれども、その中でとりわけ、いわゆる田んぼダム、それからバイパス的なもの、あるいは森林整備、県に関わることが多いわけですが、働きかけも含めてどのように考えられておられるのか。これはちょっと避けて通れないのかなというふうに思いますので、ぜひ考えをお伺いしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 この流域治水プロジェクトの、今、特に議員からお示しがあつた田んぼダム、そして森林整備、治山対策、あるいはバイパス、そういったものにつきまして、この流域治水プロジェクトが山形県の最上川流域のプロジェクトが

決定される前に、我々沿線自治体の首長が何度となく集まりまして、それ以前の所長や河川国道事務所の職員の皆さんと議論してまいった結果、この最上川流域における流域治水プロジェクトが出来上がっています。

そのときに、大事なのはやはり上流、中流、下流あるわけですけれども、それぞれに適した対策を取っていかなければならない。しかも、この流域治水プロジェクトが決定される前といいますか、検討されていたのは昨年、一昨年の最上川氾濫の前から、恐らく福島県における阿武隈川での大規模な水害発生のおきから、当時の国交大臣の下で全国的に検討が開始されたというふうに承知していますが、その前からやっている中で、南陽市としては、先進地も私も見させていただきましたが、あらゆる手段を使って、今後の気候変動で豪雨が大きくなることが想定される中で対策を取る必要があるということで、いろいろ議論をさせていただきました。

その中で、田んぼダムについては、早くから河川国道事務所あるいは県土整備部と提案をさせていただいて、今回、置賜の中で南陽で進めようということが、そうなりそうだということになっております。

また、これは国、県との連携が当然必要ですし、森林、治山対策についても、これは県とのしっかりとした連携が必要でございます。全てやはり関係者との連携が大変重要だなというふうに思っています。

一方で、雨水幹線の整備につきましては、これは市で行ってまいる事業でございますので、これは26年以降、就任以降力を入れて加速化しているところでございます。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 市長も、いわゆる本当に当事者と言えば当事者のわけです、様々この最上川中流の被害のことも、去年の5月ですか、洪水対応演習をしたり、そんな形で市長も参加

しているというようなことはお聞きしております。

その中で、今、具体的にあって、項目を並べるとなかなか的を絞られないものですから、今本当に一つの田んぼダムにちょっと特化してお話をしたいんですけども、田んぼダムについてはやはり非常に効果があるのかなというふうには思っております。その場合の、例えば災害になることを未然に防いで、水を田んぼに引いてくるというんですか、誘導してくるといった場合にどのような仕掛け、それから補償というんですか、そういったものは現在で分かるんですか、どのような形になるのか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 田んぼダムの貯蓄機能につきましては、田んぼに水を誘導するというよりも、田んぼから河川に流出するスピードを抑えるというものです。田んぼにたまる水が普通で排水されていて、川にいっぱい集まってそれで氾濫するということを防ぐためのもので、田んぼの排水溝をちょっと高くすることで排水時間を稼ぐ、より遅く排水されるようになる。そのことによる作物の被害というのは、先進地の新潟県の見附市などでは起こっていないそうです。そういった対策でございます。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 分かりました。そのような形で、本当にちょっとした工夫で災害を防ぐことができるということであれば、非常に大きな効果があるというふうに思いますので、ぜひ実験実証を続けていただきたいなというふうに思います。

それから、もう1点、ペットの避難に関してです。本市ではまだ策定していないということでした。これはなかなか策定しても難しさがあるのかなとは思いますが、ただやっぱり本当に多くなっていますね。ペットなんてい

う表現よりも、自分の我が子のような形で愛情を持って育てられる方がいらっしゃいますので、ペットと避難所に行けないんだったら、私は行かないわという形の方がいらっしゃいますね。それはそれで垂直避難で収まれば、それはそれでいいわけですがけれども、そのようなことで、ただ、これもやっぱり考えていかなければならないのかなというふうに思います。

先ほどはちょっと本市は策定していないけれども、いろいろな形で研究してみるというふうな話だったと思います。そのことについて、もう一度だけお願いしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 ペットの避難対策につきましては、本市で今、正直に申し上げて立ち遅れている点であるというふうに認識をしております。その他の対策のほうに優先的に取り組んでいるわけがありますけれども、水害あるいは防災、減災の研修会など、全国的に出席しておりますと、ペット対策というのは地域によっては非常に進んでいる状況が見られます。報道等でも議員も御承知のとおりだというふうに思います。そういった事例も拝見しておりますので、そういったものを参考にさせていただきながら、何とか本市でのペットの避難の在り方についても、できるだけ早く前進を図ってまいりたいというふうに思っております。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 ひとつよろしく願いをしたいと思います。1番についてはまた、ここで結論を出せという問題じゃなくて、前向きに常に考えていただきたいなというふうに思います。

それから、2番目の非核平和の夕べ事業についてですが、今の市長の答弁でありますと、理念に沿った事業にしたいというふうなことで、まだ決まっていないようですがけれども、私も3月の定例会の中で、予算審議の中で市長と議論

をした覚えがありますが、そのときにははっきりしなかったものですから、私は予算に反対をしたというふうな経緯があります。

要するに、予算の中で580万円という予算が計上されていまして、当然それに見合う事業なのかなというふうに思ったわけです。ただ、今実行委員会をしながら考えていくというふうなことだったんですが、あまりにも今の時点で具体的にないなと思ったんですけれども、本当にまだこれから決めるわけですか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 5年前にもその実行委員会形式で行った経緯がありますけれども、今回もそういった形でやろうと、今検討しているところでございまして、できるだけ早く、決まった暁には実行委員会の皆さんに就任をお願いして、議論をお願いしたいなというふうに思っているところで

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 いわゆる実行委員会のメンバーは様々な形で構成されていると思うんですけども、やはり平和の祭典ということであれば、例えば平和センターであるとか、担当するところが一段とふさわしいのかなというふうに私は思います。

そういった意見を聞きながらやっていただきたいと思うんですが、このネーミングが非核平和というふうなところですか。戦争のない恒久平和を願うということで先ほど前置きがありましたけれども、その中でも非核平和なんですね。核が要らない、核にあらずというところなものですから、私は以前から言っているように、例えば原爆を投下された映画である、例えば「はだしのゲン」とか、そういったものが一番ふさわしいのかなというふうに思っています。ただ、私がここで、市長がここで決めるということでもないようですので、まだ決まっていないとい

うことですから、ぜひそこを考えていただいて、特に小中学生に見せるというふうなことであれば、ぜひそこを考えていただきながら、適切な判断を持って事業を実施していただきたいと思えます。それについてはもう一度お願いします。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 ただいま議員がおっしゃったものも含めて、あらゆる可能性の中で適切な対応をしてみよう努めてまいる所存でございます。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 3月と答弁は変わらないようですけれども、ひとつよろしくお願いします。

それから、最後に中学校の部活動の在り方についてです。これ教育長から答弁いただきました。今現在としては情報を収集している段階で、まだ議論にはならないのかなというふうには思っています。

今日の山形新聞にもありましたように、非常に大きな、大変革になるのかなというふうに思っています。いろんな意味で、これはメリット、デメリットがあると思います。ただ、背景にあるのは、私から言うまでもなく教師の過酷な労働環境、土日を含めて、今はよっぽどよくなってきましたけれども、働き方改革、それからやっぱり少子化ですね。この中学校の部活動を論じる前に、やっぱりスポーツ少年団とか、小学生のいわゆるスポーツ活動、スポーツ少年団活動もやはり減っている。そうすると、その中で競技として、いろんな競技がありますけれども、その中で1チームとして競技に出場できなくなっているというのが本当に現実です。それがずっと中学校までいくわけですから、当然そういうふうに、1中学校で一つの種目が中体連には参加できないというふうなことがあります、現実として。

そういった中で、じゃ、やっぱり中体連でなくて地域に移行しようというふうなことで、ト

ップダウンで、今トップダウンで来ているわけですから、それに対して地域の実情に応じてやっていこうというようなことの教育長の答弁だったわけですが、まず一つは学習指導要領上はどういうふうになっているんですか。全員部活動というふうなことはうたわれていないというふうには思っているんですけれども、そこについてお伺いしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

佐野学校教育課長。

○学校教育課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

学習指導要領上は、生徒の自主的、主体的な活動ということで、愛好の者が集まったの活動というふうに示されているところでございます。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 全員部活動ということはないけれども、結局はそういうふうに来ていたということだと思えますね。今日の山新の中では、スポーツ庁に提言、提出したというふうなことで、スポーツ庁は来年度予算の概算要求に関連経費を盛り込み、指導者への対価支払いなどで自治体を財政支援して人材不足を回避していく考えだというふうにあります。

やっぱり問題点は、大きく言って三つぐらいあるのかなというふうに思うんですけれども、一つは、まず受皿の問題です。もう1点は、その受皿の中でも、例えば部活動でなくて地域に移行していくといったときに、当然、ボランティアではできないわけです。ボランティアではできないから費用負担がかかる。当然、それは家計負担にもなっていく。じゃ、家計負担になっていくから、そこでやれる子とやれない子が出てくる。そういった不公平さが出てくるというのがまずネックとしてあるのかなというふうに思っています。

ただ、もう一つはいわゆる学習指導要領、内申評価です。高校進学等に関して、そこも評価

されてきている。そこをどういうふうな扱いにするのか。私はサッカーをやっていますけれども、サッカーは意外とクラブチーム化がありまして、南陽市はないですけども、ある程度受皿というのはあります。ただ、そこにやっぴり入れるか入れないか、あるいは入るか入らないかという判断は、家庭の事情によってきます。

そういったことから言えば、やっぴり部活動そのものは残さなければならないのかなど。先ほど教育長は持続可能な部活動とおっしゃいました。持続可能な部活動というようなことを考えていきつつも、時代の変化に合わせていくと。やっぴり二面の考え方が必要なのかなというふうに思うんですけども、そういったことで、現在、現時点でいいのですので、そのメリット、デメリットを含め、家計に関する負担を市の財政、国からのもちろん支援がないと駄目ですけども、そういったものを活用しながらやっぴり進めていくと。現時点でそういった姿勢なのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

教育長。

○教育長 ただいまの高橋一郎議員の御質問にお答えを申し上げます。

様々な課題があるということは既に新聞報道等もございまして、昨年度、先進的に取り組んでいる県内の事例等からも承知しているところでございます。特に、やはりボランティアだけではできないというようなことで、いわゆる謝金といいますか、そういった課題につきまして、やはり頭が痛いところであるというのが正直なところでございます。

したがって、やるといった限り、やはり国のほうで、あるいは県のほうで様々なそういった対応をお願いしていただかなければならないのかなど。全て自治体任せではあまりにもちよつとというようなところがございまして、そういったいろいろな会議で要請していくというよう

なことで考えているところでございます。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 実験的に2020年度に山形六中と鮭川中でやっているというようなことがありますね。やはり都市部と地方に関しても、担い手の関係からいろんな問題が出てくるんじゃないかなというふうに思っています。

ただ、やり方としていろいろな工夫をすれば、今、教育長がいろいろ国、県が言っていることだから、ぜひそれは国、県で財源措置をしながら、財源というか、お金を予算として確保するということは、当然財源も考えなければならないわけですから、その財源も含めた議論になるとは思うんですが、ぜひ今のような形で、国、県にはちゃんと物を申しただいて、するからにはちゃんとお金も含めて配慮してくれというようなことが必要なのかなというふうに思います。

もう一つは、先生方の立場についてお伺いをしたいと思います。

今日、たまたまNHKの「マイあさ」という番組で名古屋大の内田教授が話をされておりました。その中で中学教員が地域移行すべきだと考えているのはどのぐらいいるのかというふうな調査をしたところ、80.8%の先生が地域移行すべきだというふうに答えていると。つまりツイッター等で先生の悲痛な叫びがあるんですね、大変だということがあります。それはそうなのかなというふうに思いますけれども、特に御自身の子供が小学生までで2人以上おられる先生については、ほとんど100%近い97.8%の人が、地域移行すべきだということを言われているというふうにあります。

したがって、本当にまさしく変わっていく、学校が、地域が変わっていく過渡期、激動の年になってくるんだなというふうに思います。取りあえず中体連の新人戦からどのような形になるのかということもあります。地域クラブに行

っている子供が、例えば中学校の部活動として活動できるのか。二重登録はできませんので、登録は例えばクラブチームにしておきながら、中体連のときには、例えばA中学校のところで戻ってできるのかどうか、その辺の議論も現実問題として必要なのかなというふうに思っています。

出場資格の緩和についても議論されるべきだと思いますので、ぜひその視点も忘れずをお願いしたいと思うんですが、その点についてどうでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

佐野学校教育課長。

○学校教育課長 ただいまの質問にお答え申し上げます。

議員御指摘のとおり休日の部活動移行に関わる様々な課題の中に、地方大会の在り方ということもあるなというふうに考えています。その件についても関係機関、それから中体連等で今後議論が進んでいくんだろうというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 そうですね。6月9日に部活動の地域移行に関して、山形県教育庁スポーツ保健課の補佐がZ o o mでやると。私もオンラインで受けたいと思いますけれども、そういった地域移行に関してのいろんな考える場、そういったものが必要かなというふうに思っていますので、ぜひオープンにした形でお願いしたいなというふうに思います。差し迫って中体連があり、新人戦があり、来年もそうなるわけですが、ぜひそこも含めて考えていただければなというふうに思います。

最後に要望になります。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長 以上で6番高橋一郎議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

ただいま一般質問中ではありますが、本日はこれまでとし、日程に従い、明日に引き続き行いたいと思います。

~~~~~

散 会

○議長 本日はこれにて散会いたします。

御一同様、御起立願います。

傍聴席の方も願います。

どうも御苦労さまでした。

午後 2時57分 散 会

令和 4 年 6 月 8 日（水曜日）

本 会 議

令和4年6月8日（水）午前10時00分開議



議事日程第3号

令和4年6月8日（水）午前10時開議

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（17名）

1 番	伊 藤 英 司	議員	2 番	佐 藤 憲 一	議員
3 番	山 口 裕 昭	議員	4 番	島 津 善 衛 門	議員
5 番	高 岡 亮 一	議員	6 番	高 橋 一 郎	議員
7 番	舩 山 利 美	議員	8 番	山 口 正 雄	議員
9 番	片 平 志 朗	議員	10 番	梅 川 信 治	議員
11 番	川 合 猛	議員	12 番	高 橋 弘	議員
13 番	板 垣 致 江 子	議員	14 番	高 橋 篤	議員
15 番	遠 藤 榮 吉	議員	16 番	佐 藤 明	議員
17 番	殿 岡 和 郎	議員			

◎欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

白岩孝夫	市長	大沼豊広	副市長
穀野純子	総務課長	嶋貫憲仁	みらい戦略課長
佐野毅	情報デジタル 推進主幹	高橋直昭	財政課長
矢澤文明	税務課長	高野祐次	総合防災課長
竹田啓子	市民課長	尾形久代	福祉課長
大沼清隆	すこやか子育て 課長	嶋貫幹子	ワクチン接種 対策主幹
島貫正行	農林課長	寒河江英明	農村森林整備主幹
長沢俊博	商工観光課長	川合俊一	建設課長
佐藤和宏	上下水道課長	大室拓	会計管理者
長濱洋美	教育長	鈴木博明	管理課長
佐野浩士	学校教育課長	山口広昭	社会教育課長
土屋雄治	選挙管理委員会 事務局長	細川英二	監査委員事務局長
安部浩二	農業委員会 事務局長		

事務局職員出席者

安部真由美	事務局長	太田徹	局長補佐
江口美和	庶務係長	丸川勝久	書記

~~~~~

## 開 議

○議長（船山利美議員） 御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いします。

おはようございます。

御着席願います。

これより、本日の会議を開きます。

ただいま出席されている議員は全員であります。

よって、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第3号によって進めます。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長 日程第1 一般質問であります。
昨日に引き続き一般質問を始めます。

佐藤 明 議員 質問

○議長 最初に、16番佐藤 明議員。

〔16番 佐藤 明議員 登壇〕

○佐藤 明議員 おはようございます。

白岩市政の政治姿勢と経済対策について質問をいたします。

最初に、市長選挙と白岩市政の政治姿勢について質問いたします。

白岩市長は、3選を目指し、着々と準備を進めております。2期目の公約は、「市民が主役！挑戦する市政」をメインスローガンに3点の重点施策を中心にして、第1に、「安心して産み育てられる子育て支援」。具体的には保育施設、学童施設を充実させ、多子世帯の経済的負担を軽減して、安心して産み、育てられるまち。

2点目には、「安心して暮らせる医療・福

祉・防災」。具体的には南陽病院や透析医療施設、介護施設などが整っている高齢者や家族が安心して過ごせるまち。

第3点は、「誇りを持って人が集まり、賑わうまち」へ。具体的には東北中央自動車道スマートインターチェンジ設置やビジネスホテル等誘致によって農産物や観光資源を生かせるまち。そのほかにも高齢者やお子さん連れに優しい心のバリアフリー促進、若者や女性活躍、財政健全化等々の様々な選挙政策を公約されました。

白岩市政4年間の評価、公約実現の状況等、どのように総括されておられるか、市長の御見解を賜りたいと存じます。

2点目は、白岩市長が昨年の12月議会で山口裕昭議員の質問に対し、正式に市長選挙の出馬の決意を表明されました。さらに、本年5月22日の後援会事務所開きにおいて、「市民の希望と安心できる暮らしを構築し、にぎわいを取り戻す。市民生活を第一に、南陽市がさらに前に進むための責任を担わせてほしい」と、このように決意を述べられました。

今次、3期目の市長選挙に当たってどのような政策を掲げ、市政運営に当たるのか、白岩市長の御見解を賜りたいと存じます。

3点目には、市政を担う上で、今、早急にしなければならない重点課題、中期、長期でしなければならない課題があるかと存じますが、市長の御見解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の物価高騰から暮らしを守る優しく強い経済対策について、総括的に質問いたします。

1点目、今、物価高騰が大変に深刻であります。なぜ、今、物価がこんなに上がっているのでしょうか。その原因は、御承知のように新型コロナウイルスとウクライナ侵略だけではありません。もう一つの大きな原因があります。

それは、アベノミクスの名で異次元の金融緩和というやり方を続けてきたこと、異常円安を

つくり、輸入品の高騰を招き、物価高騰を招いている、それは誰の目にも明らかではないでしょうか。

安倍元首相はこの前、「日銀は政府の子会社」だといつてもない発言をして党内外から批判を浴び、問題になりました。中央銀行は政府から独立する、これが当たり前の原則なのに、それを全く理解していない、まさに子会社扱いとしております。日銀総裁の首をすげ替えて、異次元の金融緩和を押しつけて、株高で大株主をもうけさせて、貧富の格差を拡大して、異常円安をつくり出して物価高騰を招いたアベノミクスの責任は、極めて重いのではないのでしょうか。

もう一つの問題があります。それにしても、物価の高騰で、どうしてこうも暮らしが苦しいんでしょうか。それは、働く人の賃金が上がっていないからじゃないでしょうか。年金が、貧しい上に下がり続けています。教育費の父母負担も重過ぎます。消費税の連続増税で家計も傷んでいます。

いろいろな諸問題が山積みをしております。弱肉強食の新自由主義が、日本経済を「冷たく弱い経済」にしてしまった。これが、国民、市民の皆さんの生活苦の大本にあるのではないのでしょうか。弱肉強食の新自由主義は今度こそ終わりにして、「冷たく弱い経済」から「やさしく強い経済」への大転換を図るべきではないのでしょうか。

南陽市においても、これまでも緊急経済対策として、第1弾から第17弾まで、予算総額13億1,137万8,000円を計上し、地域の経済の活性化対策を講じてまいりました。改めて敬意と感謝を表すものであります。

今後の経済対策についてどのように考えておられるか、市長の経済対策に対する認識、御見解を賜りたいと存じます。

なお、具体的には再質問の中で申し上げたい

と思います。

以上、申し上げましたが、当局の誠意のある市民本位の答弁を期待をいたしまして、最初の質問といたします。

終わります。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 おはようございます。

16番佐藤 明議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、2期目、4年間の評価、公約実現の状況の総括についてでございますが、私が平成26年7月の選挙により第8代市長に就任以来、間もなく丸8年を迎えようとしております。その間、議員各位をはじめ、市民の皆様の御理解と御協力を賜りながら、身の丈にあった市政、対話のある市政を基本姿勢に「安心して産み育てられる子育て支援」、「安心して暮らせる医療・福祉・防災」、「誇りを持って人が集まり賑わうまち」を3つの柱として政策の実現に向け、事業に取り組んでまいりました。

2期目のマニフェストでは、25項目のビジョンをお示しし、その他、重要事業6項目を加えた31項目中、29項目で達成を果たしており、93.5%の達成率でございました。

具体的には、保育施設や高齢者施設の充実、南陽病院の改築、医療的ケア児施設誘致、ラーメン課プロジェクトなど、全ての事業に着手し、ほぼ達成することができたものと考えております。

一方、スマートインターチェンジ設置とビジネスホテル誘致の事業につきましては、実現に向け、着手しておりますが、完遂できるよう、今後も継続して努めてまいります。

新型コロナウイルスの感染症対策におきましては、誰も経験したことのない未曾有の困難の中で、難しい判断の連続ではありましたが、特

別定額給付金支給事業やワクチン接種事業、クラスター対応など、スピード感を持って対応してまいりました。これも、議員各位の御理解と御協力、市職員の職務への懸命な精励のおかげであると感謝申し上げるものでございます。

次に、2点目の政策及び市政運営についてでございますが、私が3期目の市長選挙に当たり考えておりますことは、次の4年間にしましては、第6次総合計画を基本に、南陽市がさらに前進し、コロナ収束後を見据えた、南陽を世界ブランドへという壮大な構想に挑戦する確かな一歩を踏み出すこととでございます。

施策を具体的に申し上げますと、例えばSDGsやDXの推進をはじめ、子宮頸がんから女性と子供を守るHPVワクチン接種の推進、大正大学との連携による学生と市民の交流及び学びの場の創出、市民が健やかに暮らせるポストコロナの健康まちづくりプロジェクトの取組、田んぼダム、赤湯温泉湯こつとを活用すること、そして旧ハイジアパーク南陽を活用した四季南陽の事業を通して、南陽を世界ブランドにするための挑戦などに臨みたいと考えているところでございます。

引き続き議員の皆様や市民の方々と共に、次の世代につなげていけるよう努力してまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、3点目の市政を担う上での課題についてでございますが、早急にしなければならない重点課題といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策やウクライナに対するロシアの軍事的侵攻などに起因する物価高騰対策など、市民の命と健康、暮らしを守るための取組を推進してまいります。

また、中期的な課題といたしましては、防災・減災対策、DXの推進、スマートインターチェンジの整備、都市計画道路赤湯停車場線街路事業などの道路事業をはじめとした本市重要

事業の推進と、南陽を世界ブランドへの構想実現に向けた取組に努めてまいります。

長期的に目指すところにつきましては、南陽市まち・ひと・しごと創生総合戦略による少子化対策を進めることで、人口置換基準である合計特殊出生率2.07を果たすとともに、ゼロカーボンを目指す取組やSDGsの推進を図ることにより持続可能な南陽市の実現を目指してまいります。

次に、今後の経済対策についての御質問でございますが、議員がおっしゃるとおり、新型コロナウイルス感染症及びウクライナ情勢に起因した物価高騰は、市民の生活や経済活動に深刻な影響をもたらしているものと認識しております。

国では、コロナ禍における原油価格、物価高騰等総合緊急対策として、2兆7,000億円の令和4年度補正予算が成立したところであります。ぜひ、国民や事業者の皆様が効果を実感できる施策につなげていただきたいと考えております。

また、県では、この6月定例会にコロナ禍における原油価格、物価高騰等への対応として、中小企業、小規模事業者に対する緊急支援給付金、運送事業者に対する燃油価格高騰への支援、地域の移動手段確保のための地域交通事業者への支援など、特に影響を強く受けている事業者を支援するための補正予算が提案されております。

市としましては、これまでも適切なタイミングと内容が必要との認識の下、市民の生活や事業者の事業の継続などを支援し、地域経済を活性化するための対策を講じており、現在、緊急経済対策事業第17弾南陽市全市民応援クーポン、物価高騰対策事業を実施しているところでございます。

しかしながら、コロナ禍の収束は見いだせず、さらに、ウクライナ情勢の影響により物価高騰は長期化、深刻化が懸念される現状であると認

識しております。経済対策において、市町村が担うことができない大きな課題については、国、県の主導の下、必要とされる分野に必要とされる対策を実施されることが重要であり、市としては、国、県の状況を重視しつつ、タイムリーに適切な対策を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 それでは、何点か再質問いたします。

順番は違うんですけども、最初、物価高騰の問題、経済対策について質問いたします。

私は、これまでも再三再四こういった問題を取り上げて市長の見解等を求めて、対策を講じるように再三求めてまいりました。特に、今回の諸物価の値上げ、非常に広範囲になっていると。先だっの地元新聞でも1面でこの食品値上げのことを取り上げてきたわけです。この中でも、影響度が相当広い分野にわたるのではないかと、こういう危惧されているわけです。

帝国データバンクによりますと、2022年の、予定を含むですけども、累計で、正確に言うと1万789品目と、こういうようになっていますね。こういうことを新聞に出て報道していると。

5月19日の時点では、いわゆる前回調査では8,385品目ですから、急増しているわけです。ぐっと上がっている、僅かな時間にです。そういうことが言えるのではないかと。

特に、さっき市長が答弁されているように、原材料、原油などの価格、そして、さらに追い打ちをかけるように円安も、昨日あたりが133円とか何とかということで、こうなっているわけです。そのことによって、非常に国民生活が大変になると、こういう予測がされているわけです。

具体的に、さっき市長がおっしゃったように、今、県議会、あるいは国会等でも予算が2兆7,000億ですか、あるいは県議会でも補正予算をそういう物価対策等々に補填をしていくと、こういう計画になっているんですが、市としての支援策はどのように考えているか、まずお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 先ほど壇上で申し上げましたように、今現在第17弾の全市民応援クーポン、物価高騰対策事業を行っておりますが、その理由は、議員がおっしゃったように、非常に広範囲に広がる物価高騰に対する市民生活への支援としては、全ての市民に等しく平等に支援することが必要ではないかということを考えて、緊急に行っております。

そのほか、今般国から新たな地方創生臨時交付金が市町村に交付されることとなっておりますので、その事業については、現在急いで庁内で協議をしておりますが、やはり特に痛みが伴っている事業者の皆さんや、農業者の皆さんも非常に影響を受けておられますので、そういったことを、状況を鑑みながら、地域に必要な対策を取ってまいりたいと。そして、そのことは議会にできるだけ早く御提案して、行ってきたいと思っております。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 今、第1弾から17弾まで、私、先ほど申し上げたんですが、13億何千万円かの支援策をやってきたと。それで、財源の内訳ですけれども、国、県あるいは市で持ち出して、総額で13億何がしになったと、こういう状況がありますが、その内容について、具体的に、数字的にどうなっているかお尋ねをしたい。

それから、もう1点であります。先ほど国の動向あるいは県の動向を見ながら市としても18弾を考えたいと、こういう話ですが、具体策

として、先の話ではなくて今の話なんですよ。恐らく最終日の21日に出すのかなというふうに私は予想しているんですけども、その辺も含めて、分かる範囲で結構ですから、どのように考えているかをお尋ねします。

○議長 答弁を求めます。

長沢商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

私のほうからは、先にございました財源のほうのお話をさせていただきます。

先ほど佐藤 明議員のほうから事業予算額総額13億1,137万8,000円とございましたけれども、この金額については、今後、利子補給だったり補償料補給、そちらのほうの金額を含めた金額になりますので、それを前提にお話をさせていただきます。

内訳でございますけれども、国のほうからの交付金が7億9,057万5,000円、あと、山形県のほうからの負担金が3億5,466万9,000円、あと、市としての今後の負担も含めてなんですけれども、1億6,613万4,000円となっております。

ただ、山形県のほうの3億5,400万円なんですけれども、国のほうの交付金が充てられている場合もあると思いますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 先ほど議員おっしゃったように、今6月定例会の最終日に補正予算を提案したいと思ひまして、今、協議を進めております。まだ、その協議が固まっておきませんので、具体的にはなかなか難しいですが、今申し上げられる範囲でお話ししますと、やはり食材が上がっているということで、小中学校における給食費が保護者の負担が増えないように補助する制度でありますとか、あるいは畜産をはじめとして農業の飼料代等が上昇しておりますので、そういった面に対する支援、さらには事業者の皆さんへ

の支援などを、今、考えているところでございます。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 今、市長が最終日に補正予算の支援策と、三つ言いましたね。

一つは、給食費の食材、これ、今、これから言おうかと思っていたんです。それから、肥料代、飼料代というか、肥料。あと、事業者ね。商工業者の事業者。これ、3点、全部まとめてこれから言う話なんですけれども。

こういうようにして出すというふうなことだと思ふんですけれども、この第1弾から第17弾まで、これ、第1弾が令和2年度3月6日、補正第1号で923万9,000円から始まったわけですね。これ、さっき課長がおっしゃったように利子補給も含めて対応した、そこから出発したということですね。

それで、今、市長がおっしゃったように、今、大変な状況の中で、特に、2点目に移りたいと思ふんですけれども、学校給食の問題ですけれども、今、支援策を考えているんだと、こういうお話であります。それで、南陽市の給食費の問題について、担当課に質問したいと思ふんですが、実際、今、1食小中学校で幾らなのか。月幾らなのか。まずそこから答弁していただきたいと思ひます。

○議長 鈴木管理課長。

○管理課長 それでは、ただいまの御質問にお答え申し上げます。

学校給食費の1児童当たりの単価であります。小学校については266円、中学校については322円ということになってございます。月額にしますと、小学校で大体5,320円、これ20日で換算してございます。中学校においては6,440円となっている状況でございます。

以上でございます。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 これ、平成31年の4月から改

定をしているんですね。4年前ですか、これ、改定してこうなっているわけです。年間にすると、小学校では6万円です。それから、中学校では7万数千円と。これ、全国平均より相当高いと、私、試算をしているんですが、その辺、どのように事務方では考えているんでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

鈴木管理課長。

○管理課長 それでは、お答えを申し上げます。

ただいま議員から御指摘ありました平成31年に給食費のほうを改定をしてございますが、当時の近隣市町の給食費と比較をしますと、特に南陽市は高いということはない状況でございますので、全国的に見れば、高い状況はあるのかもしれませんが、近隣自治体と比較すると、決して高い状況にはないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 近隣自治体とはそう違わないかもしれないけれども、全国的には高いのよ。あなた、ちょっと調べればすぐ分かる話だから、別に私、でたらめを言っているわけではないので、調べてみてください。

それで、学校給食に対してですが、南陽市では、所得に応じて半額補助したり、あるいは全額補助したりやっているわけですね。これ、人数の対象者はどのぐらい、何人かおられますが、どの程度の方々がそういうふうを受けておられるか、その辺の確認の人数をお願いしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

鈴木管理課長。

○管理課長 それでは、お答えを申し上げます。

令和3年度の状況になりますけれども、いわゆる第3子以降の給食費の無料化の該当者になりますけれども、小学生が148名、中学生が55名、合計203名となっております、全体数で

言いますと、全額助成、100%助成している人数が146名、半額助成が36名、そして4分の1助成が21名という状況でございます。

以上でございます。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 今、課長がおっしゃったいわゆる3人っ子ハッピーサポート事業ということで、半額と全額と、203名がいらっしゃるんですけど、こういう状況ですが、そこで、市長にお尋ねしたいんですが、義務教育は無償と、歴史的経過があるわけですけれども、そういう状況の中で、やっぱり給食も教育の一環なわけですから、やっぱり全ての子供に対して無償化をして、父母負担をなくしていく、こういう考えはありますか、市長。どうですか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 議員のおっしゃるように、全ての子供さんを対象にできればという考えはございます。しかしながら、現実的に、この給食費の無償化というのは、他自治体を見てもそうなんですけれども、かなりインパクトのある財源が必要になる事業でございます、実現はなかなか難しいところですよ。

一方で、少しずつではあります、全国的には実際に実現している自治体も出てきているところであることも事実で、そうしたところの先進的な取組なども参考にしながら、支援については前に進めてまいりたいという気持ちはございます。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 無償化の気持ちはあるんですけども、お金がないと、こういうわけですね。分かりました。

それで、これ、大分昔の話ですけども、1951年の国会で、ある代議士が義務教育の問題を話したわけです。担当課の局長、当時、おっしゃるとおりだと。何とか無償化にしたいと。

そして、その後、今の土台がつくられて今日に至っていると、そういう状況です。これは、市長も分かると思うんですけども、そういった状況の中で、義務教育の無償化というのは、やっぱり避けて通れないと思うんです。いずれやると前から言っているわけですから、やっぱりそろそろ、このコロナ期を境にして、やっぱり実施に踏み出すと、こういう自治体も、今、増えてきていると、このように報道もされているわけです。

ですから、南陽市においても、やっぱり県に先駆けてやるべきではないですか。県内でも無償化している自治体もあるんですけども、やっぱり南陽市も県を引っ張るような対応をするべきではないのかと思うんですが、その辺、いかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 ぜひ、県を引っ張り、国を引っ張っていききたいと、そういう気持ちはございます。現実的に、都道府県の中で、県単位で給食費の無償化に進もう、取り組もうというところもございますし、国においても教育の無償化ということで、高校、大学の教育費の、だんだんとはありますが、そういった方向に進んでいると思います。

それを引っ張っていかれるような財源の確保、例えばふるさと納税を含めて、そういったものにも努めて、引っ張っていききたいと思っております。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 文部科学省の通達が来ていると思うんですけども、文部科学省初等中等教育局長から4月末に事務連絡があったと思うんですけども、学校給食等の負担軽減について、実情に応じて、栄養のバランス、あるいは新型コロナウイルス感染対策、そしてこういったものに対して地方創生臨時交付金を充てて、引き

下げるような方向に検討してはどうかと、こういう状況があったわけですが、その辺、教育委員会としては捉えているのかどうか、その辺どうでしょう。

○議長 答弁を求めます。

鈴木管理課長。

○管理課長 それでは、お答えを申し上げます。

ただいま御指摘いただきました文書につきましては、読んだような記憶はございますけれども、そのところについてはちょっと曖昧で大変申し訳ありませんが、ただいま御指摘いただいたとおり、臨時の交付金を充てて、食材等の高騰に対応するべく、原課としては、現在希望をしているところでございます。そういう状況です。

以上です。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 その辺、きちっと出てきた文書等はよく精査をして、対応していただきたいものだなと、このように思います。ぜひ、しっかり、子供たちのためですから、やっていただきたいものだなと、このように思います。

それで、さっき市長が21日の最終日に材料費の高騰については父母負担をしないように、何とか補正を組んで対応したいと、こういう理解でよろしいでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 おっしゃるとおりでございます。全国の自治体の中には、物価高騰を受けて、やむを得ず給食費の改定に踏み切る自治体もある中で、南陽市においてはそういった負担が子育て世帯に生じないようにするための補正予算を最終日に提案したいというふうに思っております。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 ぜひ、お願いしたいというふうに思います。

それから、3点目ですが、農業の施策につい

てお尋ねをいたします。

御承知のように、物価高騰とともに農業資材等々も高騰していると。特に、原油等々の問題で農家の皆さんが使う油です。それに付随するビニールとか、あるいは肥料、飼料の高騰です。相当打撃を受けるのではないかと、このように報道されているわけですがけれども、その辺の状況と対策について答弁を求めたいというように思います。

○議長 答弁を求めます。

島貫農林課長。

○農林課長 お答え申し上げます。

状況と対応の部分ということでございますが、状況につきましては、農業の分野におきましても、このたびの物価高騰は相当な打撃というふうになってございます。生産者のほうからも、生産団体のほうからは御要望というような形でも頂戴をしておりますが、今年4月現在の統計上によりますと、光熱水費等につきましては27%、農薬は5%、また、先ほど石油由来の商品ということでお話もございましたが、そちらにつきましては39%ほど値上がりはしているというふうにお聞きをしております。

また、いわゆる肥料の部分につきましては、このたびJA全農のほうでは、秋肥といわれる6月からの肥料につきましては、高いものではもう190%値上げをするというような報道等もございました。そういった部分では大変な打撃となるというふうに認識をしておるところでございます。

そちらの部分の対応につきましては、先ほど市長の答弁にもございました、そちらのコロナの交付金のほうにつきましても、私どものほうといたしましても、そういった高騰対策ということで御提案をさせていただきながら、庁内のほうで、今、検討をしておりますので、そちらのほうの支援を適時適切に行えることができるといふふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 今、農林課長から今の農業情勢と対策等々が話されたわけですがけれども、私、このままいけば、昨日一般質問された島津議員が農業、田んぼ、畑ですね、これから行く先が分からないような状況になると。耕作放棄、それがどんどん出てくると、こういうお話されたわけですが、やっぱりこういう状況で、やっぱり国が対応しない限り生き残れないと思うんですよ。だから、酪農を辞めたり、あるいは農家を辞めたりしているんです。やっぱり放棄すると。

だから、言っていることと行動していることがあべこべだからうまくないと思うんだよね。後継者を育てようとかと言っているけれども、こういう実態で市長、後継者、育ちますか。これ、私は育たないと思いますよ、こういう実態では。

ですから、何らかの対策を講じないと。これは責任持って国がやらなければならない仕事だと私は思うんですが、その辺、どうでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 特定の地域に偏った課題ではなくて、今般の物価高騰、資材高騰というのは全国的に、全世界的にと行っていい現象でございます。そうした意味では、やはり国がしっかりと主導して、全ての全国の農家の経営の持続化を図る支援をしていただきたいというふうに思っております。

一方で、市としましては、基礎自治体として、その自治体、自治体に応じた、農家の経営形態に応じた支援が必要だということで、県の補正内容などもよく見ながら、足りないところに、市の実情に応じた、しかしながら財源は限られておりますので十分とは言えないかもしれないけれども、とにかく何らかの手だてを講じるん

だということで、補正予算を提案したいというふうに思っております。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 そのことも含めて、今、県でも対応しているようではございますけれども、21日、改めて提案したいというさっきの市長の話ですが、最後に財政課長に質問したいんでありますが、市長でもあります。

昨年の、21年度補正の地方単独事業分、1兆円、これ、都道府県が5,000億円です。あと、市町村分が5,000億円。5,000億円の5,000億円という半分になって、これは、物価高騰分の対策と、こういうふうなメニューになっているわけではございますけれども、山形県に地方単独事業分ということで65億1,927万1,000円を配分されたと、こういうことですね。

市町村分が7,288億140何がし、こういうふうなことでありますが、使わないで繰り越した相当分があるわけですね。県では97%が次年度に繰り越したと、こういうことです。そして、22年度の繰り越し分の市町村分は77%あると、こういうふうに指摘されているわけですが、南陽市では、この配分された金額、どの程度のお金なのか。どの程度繰り越して次年度に向けるのか、その辺の指数をまずお聞きしたいと思っております。

○議長 答弁を求めます。

高橋財政課長。

○財政課長 それでは、お答え申し上げます。

令和3年度南陽市のほうにつきましては、当初分と、あと追加交付分ということで4億7,300万円が交付されました。そのうち、令和3年度中に執行された金額につきましては、3億8,600万円、執行率につきましては81.6%となっております。

また、その後、令和4年度に繰り越された残額につきましては令和4年度の当初予算、また補正予算のほうで追加計上させていただきました、現在のところ予算化率といたしましては、

91.5%となっております。

以上です。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 南陽では4億7,000万円ほど来ているよと。そのうち3億8,000万円使っていると。執行率が81.6と、こうなっているわけではございますけれども、この残り分については繰越しをして、今年度と合わせて物価高騰とか、いろいろなメニューに充当したいと、こういうことですね。

具体的にはどういうことを考えて、どういう支援をしようとしているのか、先ほどと同じですと言われればそれまでですが、これは新たな対策ですから、その辺、しっかり対応していただきたいものだなと。その考え方をお聞きしたいと思っております。

○議長 答弁を求めます。

高橋財政課長。

○財政課長 市長答弁と重なる部分でございますが、必要な支援ということで、これまでのコロナ関連の事業のほかに物価高騰対策、こちらのほうにも取り組んでまいりたいというふうに考えているところです。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 今の答弁ですと、コロナと物価高騰に対する取組と。これ、具体的に分かりますか。コロナ対策と物価高騰の対策と言うけれども、具体的にこういうメニューがある、ああいうメニューとか、これにこう使うんだとかという、これ、分かれば、言えないということはないわけで、ぜひ具体的に言っていただきたいものだなと思うんですが、いかがですか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 先ほど農業と事業者の方と給食というお話を例示させていただきましたが、そのほかには、例えば学校における感染症対策でありますとか、コロナ禍におけるコロナ対応のデジタ

ル技術を使った環境整備でありますとか、そういったものを考えております。

それ以上はちょっと難しいところです。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 基本的にはさっき市長がおっしゃったような三つの分野に力を入れながら対応していくんだと、こういうことですね。そのほかには何かあるようではすけれども、言えない部分というのが、私はあると思うなよ。これは、大事な点だと思うんですけれども、後でたまげらせるようなポイントと出してくると、こういうことも考えられるんで、その辺、やっぱり状況を見ながら対応していくということが、私、大事だと思うんです。その辺、市民の皆さんが安心して物価高騰に対する施策を、市当局はこういうふうに考えているんだということをやっぱりもっとアピールする必要があると思うんです、私たちもやりますよと。

時間がないからですけれども、市長選挙の件については、先ほど市長がいろいろおっしゃいました。私もパンフレットなどを見せていただきました。さっき、パンフレットの中身を詳しく、この4年間でこうやるんだ、ああやるんだと網羅されておりますが、もう一回熟読させていただいて、これからの4年間の市政を担っていただきたいものだのと、このことを申し添えて私の質問を終わります。

○議長 以上で16番佐藤 明議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時5分とします。

午前10時50分 休 憩

午前11時05分 再 開

○議長 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

高 岡 亮 一 議 員 質 問

○議長 次に、5番高岡亮一議員。

〔5番 高岡亮一議員 登壇〕

○高岡亮一議員 コロナ騒ぎが始まってもう3年目。マスク着用も徐々に緩和され始め、また、ワクチン接種についても接種しない人より接種した人のほうが陽性率が高いとの統計結果を一般マスコミも報じるようになる一方、今年1月から3月までに亡くなった人の数が昨年に比べて1割も多くなっていることを日本経済新聞が取り上げたことで、それはワクチンのせいではないかと一般にも改めて騒がれ出すに至って、ようやく同調圧力から自由になって、物事を正しく見ようという空気が広がり出しております。

さらに、2月末からの戦争騒ぎ。3月23日のゼレンスキー大統領の国会に向けた演説に国会議員のほとんどがスタンディングオベーションで応えるというあり得ない光景を見せつけられるに至って、本議会においても、ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議が、3月定例会で私以外の賛成で可決されたこともやむを得ないのかと思ったところであります。

しかし、難攻不落と言われていたアゾフスタリ製鉄所地下要塞が陥落した5月20日以降、戦争報道も下火になっています。そもそもその地下要塞を拠点にしていたアゾフ大隊は、日本の公安調査庁によって国際的テロ組織として認定されておりました。アゾフ大隊が正義の味方のように報道されるようになって、公安調査庁はその部分をそっくり削除してしまっています。

また、ロシアの仕業として大々的に報じられたキーウ郊外でのブチャ虐殺等々、その後の調査でウクライナ側によるやらせであったことが明らかになっています。しかし、マスコミは一切訂正することなく、ロシア悪者、ウクライナ正義報道を流し続け、いまだにそれを信じて疑わないのが日本の現実です。

戦争は、武器を交えたドンパチだけが戦争ではありません。情報戦争は言うまでもなく、今

は一人一人の脳内にまで入り込んで操作しようとする認知戦争の時代になっていると言われます。そのレベルで見れば、日本はもうかなりやられてしまっています。

しかし、世界の現実とは違います。4月20日にワシントンで開かれたG20の財務省中央銀行総裁会議でのロシアの演説に先立ち、G7先進諸国が一斉に席を立ったにも関わらず、鈴木俊一財務大臣と黒田東彦日銀総裁は退席しませんでした。13か国の非白人の新興国と共に、最後までロシアの演説を聞いたのです。世界の情勢の変化を察した2人の行動は、実相を知る情報最先端から高く評価されています。英米の圧力に抗いつつ、世界の潮流を何とかうまく泳ぎ切らねばならない。それが、一歩外へ出て直面する世界の現実です。

ウクライナに深く浸透していたアゾフ大隊によるテロとの戦いに立ち上がらざるを得なかったロシアが、ほぼ所期の目的を達成しつつある現在、いろいろ紆余曲折はありながらも、大局的には、これまで申し上げてきましたように、持って何ぼの経済から使って何ぼの経済へ、言い換えれば、銭金優先の世の中から人間本来の心豊かな世の中へ向けた大転換が確実に進んでいくと私は見えています。

バタバタ騒ぎ立てずに、みんな仲よく、日々の暮らしを大切にしているのが一番いいのです。ところが、そうこうしているうちに、台湾有事があおり立てられ、緊急事態条項を含む憲法改正、事前防衛のための軍備拡張といった声が大きくなりつつあります。二度と戦争は繰り返さないとして再出発したはずの日本が、このままでは再び同じ道を、過ちを繰り返すことになりかねません。それでいいのか。

本来なら、今回の参院選の最大の争点であるべきなのに、まともな議論が見えてきません。このまま議論のないまま、軍備増強勢力が勝利するようなことがあれば、その後、国政選挙の

ない黄金の3年間の間に、堂々と戦争できる国へかじを切るようになってしまわないかと心配でなりません。本来、政党を越えて議論すべき重要な問題です。再びアジア人同士戦うような時代になることは、必死で避けなければなりません。

そんな中、クリントン政権時代の高官、ジョセフ・ナイによる対日超党派報告書が改めて注目されています。アメリカの上下両院議員に示された対日戦略で、台湾有事を利用して、日本を戦争に引きずり込み、そのことで米国が利益を得るというレポートです。今回のバイデン大統領の訪日もその方向で理解できます。増強させられた軍事費の多くが米国を潤すことになるのです。

日本の対中国意識を考える上でも重要です。台湾有事をあおって中国を敵視させるのは、英米の策略であることを見抜かねばなりません。アジア人同士戦わずを金科玉条とすべきです。

間もなく食料問題、エネルギー問題、金融危機、さらに危惧されるワクチンによる健康被害等々、様々な問題が押し寄せてくるはずですが。私は、日本人すべからく、今から77年前、昭和20年8月15日の正午、天皇陛下による日本降伏の玉音放送を聞いたときの気持ちに返り、そこからやり直すべきと考えています。その覚悟があれば、どんな時代になっても乗り切れるはずです。そうして初めて、本当に明るい未来が開けてくると信じます。

実は、今回の一般質問、目の前の参院選が戦争への道へかじを切るかどうかの分水嶺になると考え、二度と戦争への道へ歩まないためにと、我々一人一人にとってせっぱ詰まったはずの問題について議論しようとしたのですが、地方議会にはなじまない質問とのことで取り下げたところでした。そのために、いささか長い前置きになったことを御理解ください。

そこで、通告の質問に入ります。

まず、宮内公民館改築についてです。

宮内公民館改築については、当初現公民館の場所に新築か、あるいは蔵楽の改装かと思っていたところに、蔵楽の敷地内に地域交流センターとして新たに建設するというので、大いに期待が集まっております。

3年前の6月に、宮内地区長会の肝煎りで、宮内から市民の新しい拠点をつくろう会の第1回会合が開催されました。20代から80代まで、約30名が集い、熱気のある会合でした。以来、十数回にわたる会合が重ねられてきました。

この会の意向はいろんな形で市に対して伝えられてはいるものの、会の参加者としては、人の直接の意見交換の機会が強く要望されていました。

しかしながら、コロナ禍で思うに任せないまま現在に至っております。その現状を踏まえ、次の3点についてお尋ねします。

一つ、「宮内から市民の新しい拠点をつくろう会」の動きについて、どう把握しておられるか。

二つ、地域交流センターの名称の示すとおり、より多くの方が寄って来たくする施設を目指すべきであるし、それが地元の強い意向でもあるが、そのためにどんな手だてを講じようとしているか。

3番目、地元との意見交換の今後の日程は。

以上3点、宮内公民館改築についてお尋ねいたします。

次に、ちょっと明るい話題というか、いい話題を取り上げてみました。

NHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」に関連した質問です。私なりに把握している情報を提供しつつお尋ねしたいと思います。

「鎌倉殿の13人」は、重要な登場人物が次々にあっけなく命を落とす展開にはらはらさせられながら、私も「天地人」以来一回も欠かさず見ている大河ドラマになっております。

実は、このドラマの登場人物、二重、三重に南陽市に関わりが深いのです。

まず、主人公、小栗 旬演ずる北条義時、小池栄子演ずる頼朝の妻、政子の腹違いの兄弟が北条郷の名の由来になっていることです。熊野門前鳥居の場の佐野家に伝わる文書や小松の南善院由緒書によると、北条時政のめかけの子供、めかけといっても沼田氏というれっきとした武将の娘なんですけれども、そのめかけの子供、北条相模坊臨空が、この地三十三か村を400人からの羽黒修験者の大先達として仕切るようになって、いつしか時政の子であることが知られ、誰からともなくこの地を北条郷と呼ぶようになったと記されています。

そもそも北条相模坊は、血で血を洗う抗争を嫌って仏の道、そして羽黒修験の道を選んだと書かれています。その思い、今の大河ドラマを見て、改めて納得させられます。ちなみに、北条相模坊臨空に従った佐野源右衛門は臨空が小松に移った後も宮内に残り、明治になって宮内発展の基礎を築いた宮内町初代町長、佐野元貞はその子孫です。

次に、「鎌倉殿の13人」の一人、大江広元との関わりです。栗原英雄という役者が大江広元を演じていますが、広元は元来由緒ある京の公家で、関東武者上がりで行政については疎い頼朝をそばで支えた人物です。その次男が、当時長井荘と言った置賜を所領とした大江時弘です。伊達氏に滅ぼされるまで164年間、この置賜はその流れ、長井氏に名を変えた大江の時代でした。兄、親弘が承久の乱で失脚したため、時弘が大江氏の総領となり、幕府中枢で活躍します。そのため、時弘は置賜には入りませんでした。その子供、つまり広元の孫、泰秀は火災等で度々窮した熊野大社の再興をその都度命じ、熊野大社が今あるのは泰秀のおかげとも言えます。境内の西北、お文殊様、菅原神社の後ろに融通神社として祭られています。たつ年、み年の守

り神様です。

もう一つあります。広元の長男、親弘は、承久の乱に敗れ、所領の寒河江荘へ逃れます。妻は、主人公、小栗 旬演ずる北條義時の娘とのことです。寒河江氏と名を変えて、最上義光に滅ぼされるまで400年続きます。その後、最上義光に滅ぼされた一族のある者は、置賜に逃れて寒河江の姓を名のり、今に至ります。

川西の大塚村で代々源兵衛を名のり、堀を開いて田地開発に努め、地域の中心を担った寒河江家は、宮内に移って、大恐慌で倒産した須藤永次商店の石炭販売部門を引き継ぎ、宮内の駅前に常磐炭鉱の看板で店を構え、製糸工場に石炭を供給する役割を果たしました。その後、昭和40年代に桐町に移りますが、その名もずばり大江商事です。

私も、このことを最近知って、なので大江商事だったんだということに改めて思い至ったところでした。

ちなみに長男が寒河江の親弘、次男が置賜の時弘、そして四男の季光は相模国毛利庄を引き継ぎ、長州藩毛利家の祖となっています。

さらに、市長も十分お分かりと思いますが、市長の白岩氏も寒河江氏の支流の一族だそうです。

(「え」の声あり)

○高岡亮一議員 本当。これ、間違いない。

だから、元をたどると白岩家も大江広元につながるすばらしい家柄であること、私は間違いないと思っています。

こうしたことをもろもろ踏まえてお尋ねいたします。

一つ、大河ドラマが盛り上がるこの機会、関連する地元の歴史を市民に知ってもらう手だてはないか。

二つ、こうした地元の歴史を知る上でいい機会になっているのが、実は南陽市民大学講座です。ところが、この南陽市民大学講座、来年度

から県の補助が打切りということも聞いております。市として、今後、どういうふうにか、そのことをお尋ねしたいと思います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。よろしく御答弁のほどお願いします。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 5番高岡亮一議員の御質問にお答え申し上げます。

なお、大河ドラマに関する御質問につきましては、教育長より答弁いたさせますので御了承願います。

初めに、宮内公民館改築についての御質問の1点目、「宮内から市民の新しい拠点をつくろう会」についてでございますが、現在予定している宮内公民館の改築に当たり、より一層市民が集い、利用促進が図られるよう、勉強会や意見交換会等を自主的に開催しておられると承知しております。

次に2点目、より多くの方が寄って来くなる施設にするための手だてについてでございますが、宮内公民館運営委員会には、利用者団体にアンケートを実施していただくなど、より多くの方に御利用いただくため、これまで度々議論していただいております。運営委員会は地区長会や利用団体の代表で構成されており、地域住民、利用者、その他一般の方々から様々な意見をいただくことができる重要な公的組織であり、今後とも建設及び利用促進に係る基軸としての役割をお願いしてまいります。

また、公民館として建設する際の社会教育法との関連性や国の補助制度との整合性を十分図る必要があるため、可能な限り御意見を拝聴し、地域総合型教育の推進と併せ、生涯学習の拠点となるよう丁寧な対応に心がけてまいります。

次に3点目、地元との意見交換の今後の日程についてでございますが、運営委員会とも協議

を行い、できるだけ早い時期に市民説明会を開催したいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長 答弁を求めます。

教育長。

○教育長 5番高岡亮一議員の御質問の2点目、NHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」に関連してについてお答え申し上げます。

南陽市域は、中世、北条郷と呼ばれていたわけではありますが、北条義時の異母兄弟、北条相模坊臨空が羽黒修験者の大先達として宮内村にたどりつき、一説には北条郷の名の由来となったと熊野大社史に記されてございます。

また、13人の一人である大江広元の孫に当たる泰秀は、度重なる火災に見舞われた熊野大社の再興に尽力したことから、熊野大社内のお社に祭られたと言われております。

このように、南陽市と「鎌倉殿の13人」のゆかりは大変興味深く、地域の歴史を広く市民の皆様にご存知いただくためにも、見識の深い方々のお知恵をお借りしながら、市のホームページ等で情報発信できるよう検討してまいります。

次に、南陽市民大学講座につきましては、市民の多様な学習要求に応えるため、また、郷土愛を醸成するという趣旨の下、公益財団法人山形県生涯学習文化財団からの補助を受けて開催しております。来年度につきましては、県から補助リニューアルの話はございましたが、詳細な内容につきましては、現在のところ入っておりません。

市としては、市民の学びに大きく貢献している講座であるという認識でございますので、継続に向け、検討してまいります。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 宮内公民館に関してですけれ

ども、運営委員会という組織があります。私自身もそこへ属して、いろいろ討議した覚えもありますし、それが一つの窓口になっているということは確かなんですけれども、ただ、これまで度重なる拠点をつくる会の会合に、私自身全て参加したわけではないんですけれども、よく宮内の人、特に若い人からお年寄りまで、これだけの人が集まって、そして熱心に話できるなど。それ、私自身、非常にこれはこれで一つの財産だなとずっと思っております。

それだけに、一つの公的というか、そういった窓口としての運営委員会とは別個なというか、それ、当然運営委員会とメンバーもダブっていますし、当然運営委員会にも反映しているわけなんですけれども、生の声というか、やっぱり全然何の組織にも所属しない人たちが、そこでいろんな熱心な話が交わされる。そういった生の声を、やっぱり市と直に、市長なり担当課なりと顔を合わせながら、熱心な話し合いをしていく。そういったことで、本当に気持ちの入った施設になっていく。その可能性を私なりに感じているので、それを何とか理解していただきたいという思いでの今回の質問なわけです。

そういったことですので、もう一步踏み込んだ形で、まだ今後の日程もできるだけ早くということだけで、明確には出ていないようなんですけれども、コロナで、本来だったら当然、もう1年も2年も前に話があつてしかるべきだったのに、これまでないままにずっと来たというのは、これは本当に残念なことなんですけれども、その辺の反省というか、これまでのことも踏まえながら、何とかこれをできるだけ早く。我々の仕事なんかも、できるだけ早くと言ったときにはいつになるか分からない、染屋の仕事も。なので、日にちを切るということが大事だと思うんで、市長、これ、ここにしますと。それで、もう基本計画等進んでいるわけで、その辺のとかみ合わせもあるわけなんで、いつだったらい

ろんな意見を反映するのに間に合う期日なのか、その辺を明確に、この際打ち出していただきたいんで、いかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

副市長。

○副市長 私よりお答えいたします。

全協の席でしたか、ここの議場だったんですけども、基本計画をお示しした段階で、用地の拡張が必要だというふうなことで御説明申し上げます。今出している図面についても、それを前提にした図面であるというふうなことで、日程については、相手のいる話なので、その話がきちんと決まってからというふうなことで申し上げますけれども、まだ正式に契約したわけでも何でもないので、その辺が見通しが立ってから話合いをしたいというふうなことで申し上げます。

これについては、議会等の御理解も含めて、きちんと私どもからこういう日程でいきますというふうなことについてはあらかじめお示した上でやりたいと思っておりますが、今の時点では、いつから始めるとか、いつするということについては、ちょっとまだ明言できない段階であります。

以上です。

○議長 5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 その辺、いろいろ事情があること、理解しました。ただ、何らかの形でこれまでの議論の経過、地元での議論の経過もありますんで、そういったところが実際の改築の中に反映できるような形、それをどうか大事にして、尊重してほしいと思うわけです。

そういった意味での今回の問題の取上げですので、その辺、市長のほうから改めて御理解のお考えを示していただきたいと思っております。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 高岡議員もその運営委員会だけでなく、

この市民の皆さんの集いの場に行かれて、様々な今後の望ましい姿について、市民の皆さんと共に御議論いただいたことは大変素晴らしいことであるし、心強いことだなというふうに思っています。そうした皆さんの気持ちを集めた施設にしたいというふうに思っています。

一方で、コロナが始まった令和2年1月に国内で初めて感染が確認されましたけれども、その時点でもう既に宮内公民館の老朽化については喫緊の課題と、高岡議員が地区長会長さんであったときから私も直接要望を伺っておりまして、コロナでなかなか御意見を直接お伺いする場がなかったけれども、でも、放置するわけにいかないと。できることは進めていこうということで、今に至っているということも、ぜひ皆さんに御理解いただきたいなというふうに思っているところです。

いずれにしても、説明会はしっかり行って、できることとできないことはあると思っておりますけれども、そういったお気持ちはしっかりと受け止めながら、整備については着実に進めていきたいなというふうに思っております。

○議長 5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 地域交流センターという名前、それ以前に公民館、今度公民館建てたときには、何とかみんなが気楽に寄り集まれる、これからどういうふうな時代になるか分からないですけども、やっぱり人と人との交流というのが物すごく、これまで以上に大事になるような気がする。それだけに、何とかそれを実現できるような一つの施設ということを考えていただきたいなど、そういうふうに切に思っているところです。

ちょっとこれ、市民大学のほうとも関連するんですけども、実は、これ、山形銀行の跡地の問題、私、議員になるときに、須藤永次記念館という、須藤永次を顕彰するような一つの形、そして、その中に宮内のこれまでの文化的、歴

史的な資料も入れるような施設というふうなことを考えていたんですけども、公民館、実際に今進んでいるのは、そういったものはほとんどちょっとできないかなというような形になったときに、山形銀行の跡地というような問題が出てきて、それで、山形銀行のほうと話す、必ずしもそれはできなくもないような、それは山形銀行ばかりでなくて、地元の盛り上がりがあればというふうな、こういったことで、山形銀行の意向を私なりにお聞きした経緯があります。

本当に、私、議員になってすぐやりたかったことなんですけれども、なかなかこれ、コロナで上京するというのも難しく、吉野石膏との接触もなかなかできなかったんですけども、この間、4月初めかな、どうしても行かなければならない用が出たんで、そのときに思い切って吉野石膏に行って、社長とはお会いできなかったんですけども、総務部長さんとお会いしてきました。

そうしたら、総務部長さん、白岩市長が私の後輩ですというようなことで、非常に親近感を持っておられるようで、そんなことで、ひとつ。

これは、私がこの間行ったときの話というのが、須藤永次という人が宮内にとってすごい人だというような、いろいろと倒産して、そして迷惑をかけたというようないきさつもあるんで、必ずしも全部が全部マルではないんですけども、そういったことも部長さんは理解しておられて、それでもやっぱり宮内のこの地元に須藤永次を顕彰する動きがあるということをお聞きいただきました。

そういったことで、何らかの形で、今後そういった方向での取組というのも可能性としてはあるのではないかなというようなことを、私なりに感触としてつかんでおりますので、この件について、何か山形銀行のほうから市のほうの話はありましたでしょうか。みらい戦略のほうでも。もしあれば、聞かせてください。

○議長 答弁を求めます。

嶋貫みらい戦略課長。

○みらい戦略課長 ただいまの議員の御質問にお答え申し上げます。

山形銀行さんからのそのようなお話は当課では承っておりません。

以上でございます。

○議長 5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 何か、山形銀行は市のほうにも話してみるというふうなことがあったんですけども、ないということであれば分かりました。

市長、ちょっとこれ、いろんな民間活力を利用した形で、ちょうど山形銀行の場所というのは、一つ宮内を面として考えたときに、非常に重要な場所なんです。熊野大社と、それから今度できる地域交流センターとのちょうど中間に位置して、今、ああいう状態になっているわけですけども、今後そういったようなことで、何か吉野石膏との関連を考えながらも、何かいろんな形でそういった可能性ということについて、これ、急に私も、今、話すかどうか思っていないくて、今、思い出してちょっと話したところなんで、市長自身、ちょっと以前から吉野石膏との、総務部長さんとのつながりもあるということですので、何かその辺で市長なりのお考え、感じておられたことをお聞きできたらと思います。お願いします。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 私、26年に市長に就任させていただいてから、吉野石膏さんと南陽市との結びつきは大変重要なものであると認識しまして、できる限りコミュニケーションを取って、良好な関係を築いていこうというふうな努めてまいりました。総務部長さんとも、なかなか社長さんとはたまにですけども、総務部長さんとは定期的にお会いをしてきたところなんです。コロナでちょっと難しかったんですが、今後もそれは継続し

ていきたいなというふうに思っています。

そして、須藤さんにおかれましては、これだけ全国的な規模の、しかも社会に貢献する事業を立ち上げられたということで、それを大事に思う南陽市の気持ち、そして、それから宮内を中心とした市民の皆さんの気持ちというのも大切だなというふうに思っております。

これ、山銀さんの施設を使ってということとは直接は関係しませんが、いずれにしても、例えば市民の皆さんのそういった会などが、会や、あるいは何人かでそういったことを吉野石膏さんにお伝えしていただいたりすることは、吉野石膏さんにとっても大変いいことかなというふうに思っています。どういった形が適切かは、今この段階では何とも申し上げられませんが、そうした市民の皆さん、そして市としての立場を先方に伝えて、今後も良好な関係を保っていききたいというふうに思っています。

○議長 5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 吉野石膏、特に須藤永次さんのすごさというのは、私、次の社長の須藤恒雄さんから直にお聞きしました。それは、どういう話を私、すごいと思ったのかというと、さっき言った昭和20年8月15日に、ちょうど東京からの疎開の最後の汽車が宮内駅に着いたんだそうです。その日に昼、終戦の玉音放送。それを聞いて、須藤恒雄さんは、「あ、これでやっと戦争が終わった。これで一段落して、宮内で再出発しよう」そう思ったその晩、須藤永次が須藤恒雄さんに、これからが俺たちの役割だと。紙と木の家だから、日本はこんなふうに全部燃えてしまう。空襲で一遍で焼かれてしまう。うちの技術で、いわゆるタイガーボード、耐火建築、それをこれから日本に広めるのが我々の役割だということで、終戦のその晩、息子分の、養子ですけれども、恒雄さんに須藤永次が語ったということ、私、直に恒雄さんから聞きました。

しかも、その後、須藤永次は東京へ出て行って、これからタイガーボードを、耐火建築を広めるには、うちだけ頑張っても駄目なんだと。とにかくこれを日本の業界全体に広めなければならぬということ、自分の特許を全部公開して、さらに自分の工場にほかの工場の技術者を呼び込んで、そこで指導をして、耐火建築の業界を立ち上げた。そういったすごい役割を果たして、戦後、いわゆる耐火建築、耐火ボードが当たり前になったという話を、私、直にお聞きしていました。

そういったことを今回も部長さんに話して、部長さんもそれは分かっておられたと思うんですけども、今、私、そういったことを私のブログにちょっと、市民大学の話等、そういったことを書いているんですけども、毎日のようにアクセスあります。吉野石膏についてのことをいろいろ私、書いているんですけども、非常にアクセスある。かなり多くの人に関心を持っておられるということで、そういった人がこの南陽市から出ているということ、これからいろんな形でアピールして、それがまた南陽市に生まれた人の誇りにもつながっていくし、今回「鎌倉殿の13人」に関連して北条、それから大江、それについての話を言いましたけれども、そういったことも、これから育つ子供たちの自信に確実ににつながっていくと思うので、いろんな形のアピールをお願いします。

それから、先ほど市長は御存知ないと言って、ちょっとあれだったんですけども、間違いはないはずですよ。おじいさんの白岩石雄元県会議長は寒河江から赤湯に来られたと聞いていますし、寒河江の白岩といえば、大江の流れと言われていまして、市長自身も誇りを持ってアピール、よろしくをお願いします。

時間、もう少しありますけれども、これ、せっかくなので、これ何とか、さっき教育委員会、市民大学講座につなげて話したんですけれ

ども、これ、南陽市のアピールというか、何かと商工観光のほうとの関わりでいけば、寒河江が早速大江氏のあれで、山形新聞にいつだったか、1か月ほど前に寒河江が取り組んでいるというふうな話が出ていましたけれども、そういったこともありますんで、南陽市としてもそういった取組、できないかどうか。市長、その辺、いかがですか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 歴史の話というのは本当に興味深くて、先ほど壇上での高岡議員のお話については、ついつい聞き入ってしまったところであります。

南陽市としては、なかなか高岡議員ほど知識を持ち合わせている方というのはおられないと思いますけれども、市として、寒河江市のように、同じことができるのか、それともどういったことができるのかは考えなければいけません。生かせるものは生かしていくという姿勢で、ぜひ議員の御指導をいただきながら、市として公的に発信するに足る根拠があることであれば、発信していければなというふうに思います。

○議長 5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 私も、これ、本当に、思い起こせば市民大学があるおかげなんです。本当にこれ、市民大学講座というのがあるんで。市民大学の運営委員になって、私、何年になるか、10年くらいになるかと思っておりますけれども、この間いろんなことを市民大学の講座に取り上げるために勉強させていただいた。

さらに、私だけでなく、一昨年は佐藤庄一運営委員長が水心子正秀について取り上げました。それから、去年は吉田熊次について取り上げました。それぞれ名前だけは南陽市に関わり深いと知っていても、その実態はなかなか分からない。ところが、その市民大学講座ということで、地元の人がいろいろ取り組んで、聞くほうもですけれども、話すほうが物すごい勉強に

なる。本当にありがたい、いい形で市民大学講座というのが、ここ10年来南陽市では展開していますんで、これが県のほうで打切りになるなんてことになったらとんでもないというような話で、この間、運営委員会の席でもあったんですけども、そういったこともありますんで。

取りあえず今年は、もう去年取り上げたのが一つきっかけになって、赤湯のブドウ栽培の歴史、去年取り上げて、それが今年にはシンポジウムになって、発展して、そして、それが公開講座として展開なるような形になっていますんで。これ、コロナのせいで人数が限定されるんで、本当にもったいないんですけども、これ、今回ブドウに関するシンポジウムが開催されますんで、この機会に多くの方に関心を持っていただきたいと思います。そして、市民大学より発展するような形で、今後も教育委員会中心になって取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

大体終わりましたんで、どうもありがとうございました。よろしくをお願いします。

○議長 以上で5番高岡亮一議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

以上をもちまして、通告されました6名の一般質問は全て終了いたしました。

長時間御苦労さまでした。

質問された議員、答弁なされた執行部各位の労をねぎらい、今後の市政運営に生かされることを期待しております。

~~~~~

散 会

○議長 本日はこれにて散会いたします。

御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

どうも御苦労さまでした。

午前11時55分 散 会

令和4年6月21日（火曜日）

本 会 議

令和4年6月21日（火）午前10時00分開議



議事日程第4号

令和4年6月21日（火）午前10時開議

議会報告 議会運営委員長報告

(総務常任委員長報告)

日程第 1 議第 30号 南陽市議会議員及び南陽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(産業建設常任委員長報告)

日程第 2 議第 31号 南陽市道路線の廃止について

日程第 3 議第 32号 南陽市道路線の認定について

(予算特別委員長報告)

日程第 4 議第 29号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第4号）

(追加議案)

日程第 5 議第 34号 財産の取得について

日程第 6 発議第3号 営農継続のための施策の見直しと支援の充実に関する意見書の提出について

日程第 7 発議第4号 議会ICT推進特別委員会の設置について

日程第 8 議会ICT推進特別委員会委員の選任について

日程第 9 議第 33号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第5号）

閉 会

---

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

---

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（17名）

|      |           |    |      |           |    |
|------|-----------|----|------|-----------|----|
| 1 番  | 伊 藤 英 司   | 議員 | 2 番  | 佐 藤 憲 一   | 議員 |
| 3 番  | 山 口 裕 昭   | 議員 | 4 番  | 島 津 善 衛 門 | 議員 |
| 5 番  | 高 岡 亮 一   | 議員 | 6 番  | 高 橋 一 郎   | 議員 |
| 7 番  | 舩 山 利 美   | 議員 | 8 番  | 山 口 正 雄   | 議員 |
| 9 番  | 片 平 志 朗   | 議員 | 10 番 | 梅 川 信 治   | 議員 |
| 11 番 | 川 合 猛     | 議員 | 12 番 | 高 橋 弘     | 議員 |
| 13 番 | 板 垣 致 江 子 | 議員 | 14 番 | 高 橋 篤     | 議員 |
| 15 番 | 遠 藤 榮 吉   | 議員 | 16 番 | 佐 藤 明     | 議員 |
| 17 番 | 殿 岡 和 郎   | 議員 |      |           |    |

◎欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

|         |                          |         |                      |
|---------|--------------------------|---------|----------------------|
| 白 岩 孝 夫 | 市 長                      | 大 沼 豊 広 | 副 市 長                |
| 穀 野 純 子 | 総 務 課 長                  | 伊 藤 直 人 | みらい戦略<br>課 長 補 佐     |
| 佐 野 毅   | 情報デジタル<br>推 進 主 幹        | 高 橋 直 昭 | 財 政 課 長              |
| 矢 澤 文 明 | 税 務 課 長                  | 高 野 祐 次 | 総 合 防 災 課 長          |
| 竹 田 啓 子 | 市 民 課 長                  | 尾 形 久 代 | 福 祉 課 長              |
| 大 沼 清 隆 | すこやか子育て<br>課 長           | 嶋 貫 幹 子 | ワクチン接種<br>対 策 主 幹    |
| 島 貫 正 行 | 農 林 課 長                  | 寒河江 英 明 | 農 村 森 林 整 備 主 幹      |
| 長 沢 俊 博 | 商 工 観 光 課 長              | 川 合 俊 一 | 建 設 課 長              |
| 佐 藤 和 宏 | 上 下 水 道 課 長              | 大 室 拓   | 会 計 管 理 者            |
| 長 濱 洋 美 | 教 育 長                    | 鈴 木 博 明 | 管 理 課 長              |
| 佐 野 浩 士 | 学 校 教 育 課 長              | 山 口 広 昭 | 社 会 教 育 課 長          |
| 土 屋 雄 治 | 選 挙 管 理 委 員 会<br>事 務 局 長 | 青 木 勲   | 代 表 監 査 委 員          |
| 細 川 英 二 | 監 査 委 員 事 務 局 長          | 安 部 浩 二 | 農 業 委 員 会<br>事 務 局 長 |

事務局職員出席者

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 安 部 真由美 | 事 務 局 長 | 太 田 徹   | 局 長 補 佐 |
| 江 口 美 和 | 庶 務 係 長 | 丸 川 勝 久 | 書 記     |



~~~~~

開 議

○議長（船山利美議員） 御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

おはようございます。

御着席願います。

これより、本日の会議を開きます。

ただいま出席されている議員は全員であります。

よって、直ちに会議を開きます。

なお、当局より、説明員嶋貫憲仁みらい戦略課長が都合により欠席する旨通知があり、代わりに伊藤直人みらい戦略課長補佐が出席しておりますので、御報告いたします。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第4号によって進めます。

~~~~~

## 議会報告 議会運営委員長報告

○議長 ここで、本日の会議の運営等について、議会運営委員長より報告を願います。

議会運営委員長 山口正雄議員。

〔議会運営委員長 山口正雄議員 登壇〕

○議会運営委員長 おはようございます。

6月定例会の最終日であります本日の議会運営について、先ほど議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果を御報告いたします。

初めに、付託議案の審査の結果についてであります。各常任委員長報告、続いて予算特別委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行うことといたしました。

次に、本日追加されます議案について申し上げます。追加議案は、事件案1件、発議案2件、補正予算案1件の計4件であります。

事件案1件につきましては、提案理由説明、委員会付託省略、質疑、討論、表決の順で行うことといたしました。

発議案2件については、提案理由説明、委員会付託省略、質疑、討論、表決の順で御審査くださるようお願いいたします。

補正予算案1件につきましては、提案理由説明、質疑省略、予算特別委員会に付託し、本会議休憩中、同委員会を開催し審査をいただき、審査終了後本会議再開、予算特別委員長報告、質疑、討論、表決の順で行うことといたしました。

次に、本日の会議の日程であります。お手元に配付してあります議事日程第4号により行うことといたしました。

以上、本定例会の最終日の運営につきまして、議会運営委員会において協議、決定いたしましたので、議員各位の御賛同と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、報告といたします。

~~~~~

（総務常任委員長報告）

日程第1 議第30号 南陽市議会議員及び南陽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 日程第1 議第30号 南陽市議会議員及び南陽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

ただいま議題となっております議案1件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 山口裕昭議員。

〔総務常任委員長 山口裕昭議員 登壇〕

○総務常任委員長 おはようございます。

私から総務常任委員会の報告を申し上げます。

本定例会において、当委員会に付託されました議案1件について、日程に従い、去る6月10日午前10時から全員協議会室において、関係課長等の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議第30号 南陽市議会議員及び南陽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを申し上げます。

本案は、公職選挙法施行令の一部改正により、国会議員の選挙の公営に要する費用に係る限度額が引き上げられたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

具体的には、選挙運動用自動車の借入日額を1万5,800円から1万6,100円に、燃料費の使用限度額の日額を7,560円から7,700円に増額するものであります。さらに、選挙運動用ビラの作成単価を1枚当たり7円51銭から7円73銭に、選挙運動用ポスターの印刷単価の限度額を1枚当たり525円6銭から541円31銭に、その企画費を31万500円から31万6,250円に改正するものであります。

委員からは、増額された理由について質疑があり、当局からは、参議院議員通常選挙が行われる年の定例改正として3年に一度、人件費や物価の変動等を考慮し改正されるものとの説明がありました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 これより質疑に入ります。

ただいまの総務常任委員長の報告に対し、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第30号 南陽市議会議員及び南陽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第30号は、総務常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

(産業建設常任委員長報告)

日程第2 議第31号及び

日程第3 議第32号の計2件

○議長 日程第2 議第31号 南陽市道路線の廃止について及び日程第3 議第32号 南陽市道路線の認定についての議案2件を議事の都合により一括議題といたします。

ただいま議題となっております議案2件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 島津善衛門議員。

[産業建設常任委員長 島津善衛門議員 登壇]

○産業建設常任委員長 おはようございます。

私から産業建設常任委員会の報告を申し上げます。

本定例会において、当委員会に付託されました議案2件について、日程に従い、去る6月14日午前10時から、関係課長等の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議第31号 南陽市道路線の廃止について及び議第32号 南陽市道路線の認定について申し上げます。

両議案は関連がありますので、一括して審査

を行いました。

議第31号は、市道1路線の廃止であります。中ノ目4号線は、市道再編により終点を変更して再認定するため、現市道を一旦廃止するものであります。

次に、議案第32号は、市道3路線の認定であります。

長岡団地2号線と長岡団地3号線は、民間の宅地開発完了後に寄附を受けた道路を新たに市道認定するものであります。

また、中ノ目4号線は、吉野川雨水第1幹線排水樋門の管理用道路と大橋架け替えに伴い、県道赤湯停車場大橋線が付け替えになったことから、旧道移管により現在の終点位置から延伸して市道に認定するものであります。

議第31号 廃止1路線、議第32号 認定3路線について、現地調査を行い、慎重に審査した結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、産業建設常任委員会の報告といたします。

○議長 これより質疑に入ります。

ただいまの産業建設常任委員長の報告に対し、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第31号 南陽市道路線の廃止について及び議第32号 南陽市道路線の認定についての議案2件については、産業建設常任委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第31号及び議第32号の議案2件は、産業建設常任

委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

(予算特別委員長報告)

日程第4 議第29号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第4号)

○議長 日程第4 議第29号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

ただいま議題となっております補正予算案1件について、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長 殿岡和郎議員。

[予算特別委員長 殿岡和郎議員 登壇]

○予算特別委員長 おはようございます。

私から、予算特別委員会の報告を申し上げます。

本定例会において、当委員会に付託されました案件は、令和4年度一般会計補正予算1件であります。

これを審査するため、去る6月16日、委員会を開催し、審査を行いました。

当委員会は、議長を除く全員で構成されておりますので、審査経過などは省略し、結果のみを報告させていただきます。

議第29号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第4号)は、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

(「ちょっと休憩していただいてよろしいですか」の声あり)

○議長 暫時休憩いたします。

午前10時15分 休 憩

午前10時17分 再 開

○議長 再開いたします。

これより質疑に入ります。

ただいまの予算特別委員長の報告に対し、質

疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第29号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第4号）については、予算特別委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第29号は、予算特別委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

(追加議案)

**日程第5 議第34号 財産の取得について**

○議長 日程第5 議第34号 財産の取得についてについてを議題といたします。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 おはようございます。

ただいま上程されました議第34号 財産の取得について、提案理由を申し上げます。

本案は、火災時の消火活動だけでなく、地震をはじめとする多様な災害現場における人命救助活動の強化を図り、消防団活動の充実のため、救助資機材搭載型消防ポンプ自動車を購入するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長 市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第34号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第34号は、委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論の希望がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第34号 財産の取得については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第34号は原案のとおり決しました。

~~~~~

日程第6 発議第3号 営農継続のための施策の見直しと支援の充実に関する意見書の提出について

○議長 日程第6 発議第3号 営農継続のための施策の見直しと支援の充実に関する意見書の提出についてを議題といたします。

ここで、提案理由の説明を求めます。

4番島津善衛門議員。

〔4番 島津善衛門議員 登壇〕

○島津善衛門議員 私から、発議第3号 営農継続のための施策の見直しと支援の充実に関する意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大による米の国内需要の減退等に伴い、米価の低迷が生産農家の経営に多大な影響を及ぼしている中、国から水田活用の直接支払交付金の見直しが示されました。

また、ロシアによるウクライナへの侵攻により、世界的に燃油及び農業資材価格が高騰するなど、農業を取り巻く環境はこれまでになく大変厳しい状況が続いております。

本市議会としましては、将来にわたって安定的な営農と農地の維持が可能となるよう、現場

の課題を十分に検証した上で、適切かつ万全な対策を講じていただきますよう、別紙意見書を国の関係機関に提出するものであります。

以上、提案申し上げますので、議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第3号は、所管の産業建設常任委員会全員の賛成を得て提案されたものであります。よって、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、発議第3号は、委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論の希望がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。発議第3号 営農継続のための施策の見直しと支援の充実に関する意見書の提出について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

#### 日程第7 発議第4号 議会ICT推進特別委員会の設置について

○議長 日程第7 発議第4号 議会ICT推

進特別委員会の設置についてを議題といたします。

ここで、提案理由の説明を求めます。

8番山口正雄議員。

[8番 山口正雄議員 登壇]

○山口正雄議員 私から、発議第4号 議会ICT推進特別委員会の設置について、提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、これまでの国民の生活様式を大きく変え、各方面において情報通信技術のさらなる活用に向けての動きが加速しております。

このような中、本市議会としましても、社会の変化に対応した議会運営のさらなる効率化とICTを活用した議会活動及び議員活動の一層の充実により市民福祉の向上を図るため、議会運営におけるICTの利活用推進について調査検討を行う、議会ICT推進特別委員会を設置するよう提案するものであります。

議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○議長 お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第4号は、会派会長全員の賛成を得て提案されたものであります。よって、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、発議第4号は、委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論の希望がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。発議第4号 議会ICT推進特別委員会の設置については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

日程第8 議会ICT推進特別委員会委員の選任について

○議長 日程第8 議会ICT推進特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいま設置されました議会ICT推進特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたします。

特別委員に1番伊藤英司議員、3番山口裕昭議員、4番島津善衛門議員、6番高橋一郎議員、8番山口正雄議員、以上5名を指名いたします。

直ちに議会ICT推進特別委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。

○議長 ここで、暫時休憩いたします。

再開は予鈴をもってお知らせいたします。

午前10時27分 休 憩

午前10時45分 再 開

○議長 再開いたします。

休憩中に議会ICT推進特別委員会が開催され、正副委員長の互選が行われました。その結果が議長に届けられましたので、御報告いたします。

委員長は6番高橋一郎議員、副委員長は3番山口裕昭議員の両名であります。

ここで、委員長に就任いたしました高橋一郎議員から登壇の上、御挨拶をいただきます。

委員長 高橋一郎議員。

〔議会ICT推進特別委員長 高橋一郎議員 登壇〕

○議会ICT推進特別委員長 ただいま議会ICT推進特別委員会の委員長に選ばれました高橋一郎です。大変ありがとうございます。

先ほど、議会運営委員長のほうから、いわゆるこの設置の目的等についてはお話がありましたので、そこは割愛させていただきますが、皆さん御存知のとおり、このペーパーレス、今、今日も当然、議案の資料等ありますけれども、そういったものについてはペーパーレス化していくというのが時代の流れになっております。それに、いろんな形で先進地視察等を行いながら、その機が熟したというふうなことで、この委員会が設置されたというふうに思っております。

来年度の運営、稼働に向けて、特にタブレットについて推進をしていくというふうな形になると思いますので、近隣の市町村も、米沢市、寒河江市、それから、長井市も今年度からやっていくというふうなことで、ぜひそういったことを、いい面と悪い面、把握しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

どうぞ議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げ、私就任の御挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

次に、副委員長に就任いたしました山口裕昭議員から、自席より御挨拶をいただきます。

副委員長 山口裕昭議員。

○議会ICT推進特別副委員長 ただいま御紹介いただきました山口です。

先ほど委員長からもお話がありましたとおり、ペーパーレス化の流れというのは非常に進んでおりまして、時代の流れとなっております。今後長く使うものですので、間違いのないように委員長の補佐をしながら、来年度からのスムー

ズな運用ができるように頑張っていきたいと思
いますので、よろしく願いいたします。

御挨拶とさせていただきます。

○議長 ありがとうございます。

~~~~~

**日程第9 議第33号 令和4年度南陽市一  
般会計補正予算（第5号）**

○議長 日程第9 議第33号 令和4年度南陽  
市一般会計補正予算（第5号）を議題といたし  
ます。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めま  
す。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました議第33号 令  
和4年度南陽市一般会計補正予算（第5号）の  
補正予算案1件につきまして、提案理由を申し  
上げます。

補正の主な内容は、新型コロナウイルス感染  
症対応地方創生臨時交付金を財源とする事業で  
ありますが、燃料価格や物価高騰対策として、  
果樹、野菜、花卉を栽培する農業者に対し、燃  
料費や生産資材の購入費用を補助するとともに、  
畜産農業者への配合飼料購入費用の補助、市内  
事業者の事業継続を支援するための給付金、小  
中学校及び保育施設等における給食材料費の上  
昇分に対する助成、感染症対策として、小中学  
校の普通学級全てに電子黒板を整備するための  
備品購入費、小中学校と幼稚園のトイレを洋式  
化するための工事費などを追加するものであり、  
財源につきましては、国庫支出金のほか、基金  
繰入金で措置いたすものでございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、御審議  
の上、御可決くださいますよう、よろしく願  
い申し上げます。

○議長 市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。質疑は予算特別委員会に  
おいて行うこととし、この際、質疑を省略した  
いと思いますが、これに御異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、この  
際、質疑を省略することに決しました。

ただいま議題となっております補正予算議案  
1件は、会議規則第37条第1項の規定により、  
別紙議案付託表のとおり、予算特別委員会に付  
託いたします。

それでは、予算特別委員会を休憩中に開催し、  
審査願います。



○議長　ここで、暫時休憩いたします。  
再開は予鈴をもってお知らせいたします。

午前10時49分　休　憩

午前11時12分　再　開

○議長　再開いたします。

~~~~~

(予算特別委員長報告)

日程第9 議第33号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第5号)

○議長　ただいま議題となっております議第33号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第5号)について、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長 殿岡和郎議員。

〔予算特別委員長 殿岡和郎議員 登壇〕

○予算特別委員長　私から、予算特別委員会の報告を申し上げます。

本定例会最終日において、当委員会に付託されました案件は、令和4年度一般会計補正予算1件であります。

これを審査するため、休憩中に委員会を開催し、審査を行いました。

当委員会は、議長を除く全員で構成されておりますので、審査経過などは省略し、結果のみを報告させていただきます。

議第33号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第5号)は、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

○議長　これより質疑に入ります。

ただいまの予算特別委員長報告に対し、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長　討論の希望がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第33号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第5号)は、予算特別委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　御異議なしと認めます。よって、議第33号は、予算特別委員長報告のとおり決しました。

最後にお諮りいたします。本定例会において議決されました議案の中で整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　御異議なしと認めます。よって、整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決しました。

以上をもって、本定例会に提案されました議案の審査は全て終了いたしました。

~~~~~

**市 長 挨拶**

○議長　ここで、市長より発言を求められておりますので、これを認めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長　6月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、提案いたしました議案につきまして、慎重に御審議を賜り、全議案とも原案のとおり御承認、御同意、そして御可決いただきましたことに厚く御礼を申し上げ

ます。

また、このたび長年にわたる議員としての御活躍が認められ、全国市議会議長会から正副議長在職4年の表彰を受けられました高橋 篤議員、在職15年表彰を受けられました板垣致江子議員、議員在職10年表彰を受けられました船山利美議長、山口正雄議員におかれましては、誠におめでとうございます。心からお祝いとお喜びを申し上げます。

今後ともますます御活躍をいただき、市政発展と市民福祉の向上のためにさらなる御尽力を賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの4回目のワクチン接種が6月13日から始まっておりますが、3回目の接種率は、市民の皆様方の御理解により、全体で87%となっております。感染者数の推移は現在のところ減少傾向にありますが、収束したわけではありませんので、4回目接種も含め、ワクチンを希望する方に迅速に提供できるよう努めてまいります。

6月は本市にとりまして大きな観光シーズンであります。双松バラ園のバラまつりが始まり、観光サクランボ園も開園しておりますが、本市の魅力を事業者の方と連携しながら発信してまいります。そして、本市の新たな公衆浴場「赤湯温泉湯こっと」が今月5日に開業いたしました。これまで地域の先人の皆様から受け継いだ公衆浴場をしっかりと受け継ぎつつ、地域の方、観光でお越しの方、障がいのある方、そして年代を問わず全ての方が憩い、楽しむことができる拠点として活用してまいりたいと存じます。

東北地方は15日に梅雨入りとなり、本格的な出水期を迎えております。今年もコロナ禍の中、市内一斉避難訓練を実施いたしましたが、この訓練を生かした災害対応を進めてまいりますので、議員の皆様にも御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、暑さに向かう折、議員各位におかれましては御自愛をいただき、御健勝にて御活躍されますことを心から御祈念申し上げます、御礼の御挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

~~~~~

閉 会

○議長 これをもちまして令和4年南陽市議会6月定例会を閉会いたします。

御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

どうも御苦労さまでした。

午前11時20分 閉 会

南陽市議会議長 船 山 利 美
会議録署名議員 佐 藤 憲 一
同 高 橋 篤

令和4年6月定例会
6月16日（木曜日）

予算特別委員会

令和4年6月16日（木）午前10時00分開会



殿 岡 和 郎 委員長

島 津 善 衛 門 副委員長

出 欠 席 委 員 氏 名

◎出席委員（16名）

1番	伊 藤 英 司	委員	2番	佐 藤 憲 一	委員
3番	山 口 裕 昭	委員	4番	島 津 善 衛 門	委員
5番	高 岡 亮 一	委員	6番	高 橋 一 郎	委員
8番	山 口 正 雄	委員	9番	片 平 志 朗	委員
10番	梅 川 信 治	委員	11番	川 合 猛	委員
12番	高 橋 弘	委員	13番	板 垣 致 江 子	委員
14番	高 橋 篤	委員	15番	遠 藤 榮 吉	委員
16番	佐 藤 明	委員	17番	殿 岡 和 郎	委員

◎欠席委員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

白岩孝夫	市長	大沼豊広	副市長
穀野純子	総務課長	嶋貫憲仁	みらい戦略課長
佐野毅	情報デジタル 推進主幹	高橋直昭	財政課長
矢澤文明	税務課長	高野祐次	総合防災課長
竹田啓子	市民課長	尾形久代	福祉課長
大沼清隆	すこやか子育て 課長	嶋貫幹子	ワクチン接種 対策主幹
島貫正行	農林課長	寒河江英明	農村森林整備主幹
長沢俊博	商工観光課長	川合俊一	建設課長
佐藤和宏	上下水道課長	大室拓	会計管理者
長濱洋美	教育長	鈴木博明	管理課長
佐野浩士	学校教育課長	山口広昭	社会教育課長
土屋雄治	選挙管理委員会 事務局長	細川英二	監査委員事務局長
安部浩二	農業委員会 事務局長		

事務局職員出席者

安部真由美	事務局長	太田徹	局長補佐
江口美和	庶務係長	丸川勝久	書

本日の会議に付した事件

議第29号 令和4年度南陽市一般会計補正予算
(第4号)

~~~~~

開 会

- 委員長(殿岡和郎委員) 朝の挨拶をしたい  
と思いますので御起立願います。  
おはようございます。  
御着席願います。  
これより予算特別委員会を開会いたします。  
ただいま出席されている委員は16名全員で  
あります。  
これより予算の審査に入ります。  
本委員会に付託されました案件は、令和4年  
度補正予算1件であります。

~~~~~

議第29号 令和4年度南陽市一般会計補正
予算(第4号)

- 委員長 議第29号 令和4年度南陽市一般会
計補正予算(第4号)について審査を行います。
当局の説明を求めます。高橋直昭財政課長。
〔財政課長 高橋直昭 登壇〕
- 財政課長 〔令和4年6月定例会 予算に関
する説明書により 議第29号に
ついて説明〕省略別冊参照。
- 委員長 この際、委員各位並びに当局にお願
い申し上げます。
質疑、答弁は、ページ数、款項目を明示し、
簡明に行い、議事進行に特段の御協力をお願い
いたします。
これより質疑に入ります。
補正予算書の予算に関する説明書により、歳
入、歳出の順に行います。

最初に、歳入全般、10ページから13ページま
でについて質疑ございませんか。

4番島津善衛門委員。

- 島津善衛門委員 歳入、20款諸収入について
お伺いします。

今年度、非常に大雪で雪害を受けたというふ
うなことで、保険により補填するものだという
ふうなことで、保険料収入が収入として上がっ
ているようであります。

今回、被害を受けた物件の修繕に関しては、
全額この保険金で間に合うのかどうか、第1点
お尋ねします。

それから第2点は、今後もこのような形が続
くのか。市のほうで、やはりもっとしっかり、
克雪という部分で対応していかなければならな
いんじゃないのかなというふうにも思われるわ
けですが、その辺の考え方についてどのように
捉えていらっしゃるかお尋ねしたいと思います。

- 委員長 高橋財政課長。

- 財政課長 それでは、ただいまの御質問にお
答え申し上げます。

まず、1点目、この金額で今回の修繕費が賅
えるかということですが、今回につき
ましては、原状回復をする分につきましては、
こちらのほうの保険金で対応になります。

ただ、今後雪害が起これないようにというこ
とで、例えば強化する部分につきましては一般
財源の対応となります。

また2点目、今後の対応でございますが、委
員おっしゃるとおり、豪雪によって雪害が起き
るということ、いつ起きても不思議ではありま
せん。

また今回、保険金につきましては100%充当
されるということではございますが、令和4年
度の雪害からは50%に削減されるというような
情報が入っておりますので、各施設を担当さ
れている所管課におかれましては、今のうちか
ら必要な手だて、また雪下ろし等の経費などを

見積っていただくようお願いをしているところ
ろです。

今後、改めて必要な予算につきましては、内
部のほうでも調整させていきたいと考えている
ところでは。

以上です。

○委員長 4番島津善衛門委員。

○島津善衛門委員 ありがとうございます。

今度50%になると。じゃ、今回と同じことが
あったら1,000万円しか収入がなくなるよね。

そうすると、市の持ち出しが、逆に現状維持
で1,000万円増えるんだというふうなことでし
ょうから、今後そのような形で各施設を管理す
る課のほうに、共通認識としてどのような形で
の克雪の対策を取るかというようなことを、財
政課のほうでしっかりまとめていただきたいと
思います。

以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 歳出でこの問題、取り上げて
やるかなと思ったんですけども、今、島津委
員おっしゃったので関連して質問いたします。

今回の雪害で、小中学校をはじめ、結城豊太
郎記念館とか、あるいはその他のいわゆる公共
施設が、軒並み相次いで雪害に遭っていると、
こういう状況ですね。

それで、各会派の説明会のとき、財政課長か
ら、カラーの修繕工事の概要等々がこのように
して配られたわけですけども、この被害額と、
なぜ今まで、こういう大雪だって分かっている
ながら対応できなかったのか、その辺どうい
うふうで考えておられますか。

市長でも誰でもいいんですけども。

○委員長 高橋財政課長。

○財政課長 ただいまの御質問にお答え申し上
げます。

まず、1点目は、予算措置のほうで、なかな

か平年ベースの予算で組んでおったというこ
ともありまして、各施設担当課の作業に、ちょ
つとこちらの予算が追いつかなかったというこ
とが1点あるかと思えます。

あと、今年の雪の状況でございますが、解け
出したときに、雪で引っ張られてというような
被害が多かったように聞いてございます。雪の
特性も、今年の雪害が多くなった原因かなとい
うふうで考えおります。

以上です。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 この写真見ただけで分かるん
ですけども、特に結城豊太郎記念館などは、
あそこは、北側のほうは雪が消えにくいのも、
陰になっているから。これは毎年のお話なんだよ、
これ。

それで、いわゆるこういう公共施設の中に責
任者の方がいやるわけだから、やっぱり大雪の
ときぐらいはしょっちゅう見て、それなりの対
応しなければ、いつ崩れても、しかも結城豊太
郎記念館はかなり古い建物でありますから、い
つ何とき崩壊するなんて、あり得るかもしれま
せん。

そういった対応をしない限り、私はこの問題
は解決しないというように思いますが、さっき
島津委員がおっしゃったように、4年度から半
額に減らされると、保険も、そういう状況ある
わけですから。

私は、大体自分の家がどうなっているとか、
皆さん、皆、個々人の方々は、皆、分かると思
うんです。だから、自分の家に住んでいた気にな
って対応しない限り、人任せでは駄目だと思
うんです。その辺、市長どうでしょう。

○委員長 白岩市長。

○市長 私も、これだけの被害額があるという
ふうで聞いたときには、委員と同じように感じ
たところでは。

今年の雪が、特別この平成に入ってから最大

の降雪量だったということはございますけれども、それは日々積み重なるものでありますので、状況を見ながらしっかり管理するというのを、来年度以降というか今年度以降、さらに徹底してまいりたいというふうに思っております。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 私は、そこにいる責任者の責任だと思います。

何語ってんだ佐藤は、と言われたって、私は、管理者であるその責任者がちゃんと、きちんとしなかったからこういう結果が生まれているんでないのかなと、私思うんです。そう思いませんか、どうですか。

○委員長 白岩市長。

○市長 最終的には、市所有施設に係る責任は、私、市長が負っているものでありますが、各担当をされている職員の皆さんには、ぜひ自分の家のことというふうに思って、緊張感を持って対応するように徹底してまいりたいというふうに思います。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

9番片平志朗委員。

○片平志朗委員 今の質問に、佐藤 明委員の質問に関連してですけれども、建築物の定期報告書ってあるんですけれども、特定建築物というか、特に不特定多数のいろんな人が使う建物を、毎年1回、建設事務所のほうに報告しなきゃいけないんですけれども、それらはある程度やっていけば、それはもちろん専門家に委託しての話でしょうけれども、かなり細かくチェック項目があるんですね。劣化状況、それから非常照明の点検状況、建物の外部、内外から。

それを見て、ある程度判断できる体制になっているのかなというふうな思いでいるんですけれども、その辺の体制についてはどうですか。

○委員長 高橋財政課長。

○財政課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

委員おっしゃいました特定建築物の報告等、規模の大きな建物が中心かと思えます。

公共施設総合管理計画の中でも、各施設のチェックができるようにということでチェックシートというものを準備させていただいて、予算要求も含めましてそちらのシートを使っていたら、日々点検をいただくということをお願いしているところであります。

以上です。

○委員長 9番片平志朗委員。

○片平志朗委員 それ以外の建物について、例えば、今お話に出ました結城豊太郎のこっこの木造のほうですか。臨雲文庫のほうの垂木が破損したということでもありますけれども、ああいふ古い建物については、やっぱりどの程度経年劣化して、どの程度の雪まで耐えられるのか。かなり積もったら折れるなという大体予想されると思うんです。

そういう各総合管理計画の、最終的には所轄の課の担当なんでしょうけれども、やっぱり建築分野に明るい人に見てもらって判定してもらえないと思うんです。

その辺の体制をつくらない限り、毎年建物は劣化していくわけですから、いかに保険で補填して修繕やるといっても、また同じことの繰り返しになる可能性が十分ある。

市内のそういう建築物に対するそういうしっかりした管理体制、総合管理計画に基づいた体制を構築していただきたいなということを要望したいと思います。

○委員長 希望でいいんですね。

○片平志朗委員 はい。

○委員長 ほかにありませんか。

(発言する声なし)

○委員長 質疑がないので次に移ります。

次に、歳出に入ります。

第2款総務費から第6款農林水産業費までの14ページから18ページまでについて質疑ござい

ませんか。

8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 14ページの2款総務費、1項総務管理費、7の企画費の地域おこし協力隊のことに関連してお伺いしたいと思います。

先日の常任委員会で本当はお聞きしようかなと思っていたんですが、農林課だけに限らないではないかというようなこともあって、この場でお聞きしたいと思います。

先頃、佐藤憲一委員も取り上げていただきました、一般質問の中で。その中で、当局からはマッチングという課題が示されました。

非常に定住につながるという意味では、非常に重大なことだなというふうに思いますので、定住につなげていくという観点でちょっとお聞きしたいと思います。

最初に、今まで地域おこし協力隊の中で、任期途中で辞められた方が3名ほどいらっしゃるというふうにお聞きしております。その3名の方がどういうことで辞められることになったのか、その辺について教えていただきたいと思います。

○委員長 島貫農林課長。

○農林課長 お答え申し上げます。

農林課のほうで担当させていただいた方の部分ですので、私のほうからお答えをさせていただきます。

それぞれ3人の方が、これまで途中でお辞めになったという方がいらっしゃいます。

お一人につきましては、ほかの、他の地域の地域おこし協力隊としてぜひ来てほしいということで要請がありまして、市のほうでも、そういったことであればということで送り出した方が1名。

あとは、もう一人は、年度途中から地域おこし協力隊として採用させていただきまして、ちょうど年度が終わって、あと残り数か月というときに、別な、いわゆる雇用先のほうからお声

がかかって、ちょうど残りも数か月ということで、そちらのほうに移られた方が1名。

あと1名につきましては、私どものほうで、いろいろ採用の際にも丁寧な説明をしたつもりではございましたが、いわゆる事業内容と御本人の思いという部分が、相違があったということで、お辞めになりたいということでお辞めになった方が1名いらっしゃるという状況でございます。

○委員長 8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 ほかの自治体の方がというか、そういう方が、ほかの自治体で働いているにもかかわらず、辞めてこいというのは何かちょっとおかしいなという感じがするわけですが、そういう意味では、何か辞めてもいいという、辞めたいなという、ある意味一方では、そんな思いもあったのかなんて今感じました。

それと、一番最後に説明ありました方なんですが、地域との関係というか、なかなかないとか、そういうことってございませんでしたか。

○委員長 島貫農林課長。

○農林課長 農林課のほうの所管ということで、私のほうからこれもお答えさせていただきます。

地域の関わりという部分につきましては、せんだっての佐藤憲一委員の一般質問の際にもお答えさせていただいたような気がしておりますが、どうしてもコロナ禍ということで、地域の方々との交流というのが、大分希薄にならざるを得なかったという部分については、正直言うとうございます。

そうした中で、御本人についても、なるべく地域の方々と接したいという御希望をいただいていたんですが、そういった場をなかなか持つことができなかったという部分がございますので、そういった状況は仕方がなかったのかなというふうには感じているところでございます。

以上です。

○委員長 8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 この3人の方は、いずれも一人で活動をされているというか、ほかの関係者を巻き込んでいろいろ事業をやるわけですが、基本的には、その人が主体的になって活動をされているということだったのでしょうか。

○委員長 島貫農林課長。

○農林課長 3人の方につきましては、それぞれ別々の内容ということでございますので、それぞれ活動いただいたということでございます。

○委員長 8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 分かりました。

私は、協力隊の皆さんが定住するという選択をするという、選択していただくという、それには3つの必要な条件があるのかなと思ったりしています。

一つは、実際おうちを借りて住むわけでございます。要するに、住んでいるその地域の方々と良好な関係にあるということ。そして、日常生活も楽しく生活できるという環境が、まず大事なんではないかなというふうに思います。

それともう一つは、様々な関係者、事業者、あるいは地域の方々との協力、連携をもって、自分の協力隊員としての成果が十分上げられるということ、それも大事なことだなと思います。

そして、三つ目は、任期終了後の収入というか、生活できるという、自立できるという、そういう見込みがあること。

この三つがないと、なかなか定住には結びつかないのかなと、そんなふうな思いであります。これについて市長、どういうふうにお考えになりますか。

○委員長 白岩市長。

○市長 委員の今御指摘された点については、いずれもそのとおりに思うように思います。

それぞれの隊員の皆さんの個別の事情、あるいは、やっているうちにまた違う希望が出てくる。様々なケースがあろうかというふうに思い

ますが、基本は、その隊員の方の思いがしっかりと生かせるように、我々市役所としては、サポートしていくということが大事かなというふうに思っておりますし、また、地域の皆さんにも、そこは温かい目で見守っていただければというふうに思います。

○委員長 8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 ありがとうございます。

例えば、協力隊員を採用するというふうに決まって、住むうちも決まって、いざ引っ越しをされるという、その段階での市としての配慮はどのようなことをなされているのでしょうか。

○委員長 嶋貫みらい戦略課長。

○みらい戦略課長 ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

まず募集をいたしまして、応募になった分につきましては、まず地域要件によっても、いろいろ住む場所も限定されるというふうな場合もございます。

そういうようなことも含めまして、受入担当をしていただく担当の課の職員さんとみらい戦略課のほうで連携を取りながら、その方を受入れ可能かどうかというふうなところから始めさせていただきます。

もちろん初めて南陽市にいらっしゃる方でございますので、住居等につきましても、いろいろな場所を一緒に探すことについて協力をさせていただいているというようなことで、まずしっかり住所を移して生活を始めるまでの部分については、今までも対応させていただいているところでございます。

○委員長 8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 例えば、その来られた協力隊員の方を、その地区の地区長さんに御紹介するとか、あるいは隣組長さんに御紹介するとか、要するに、協力隊員として来ていただいたんだと、よろしく願いますと。むしろ、隣組長さんは、逆に隣組の方々にも一緒に行って御挨拶

拶いただけるような、そういう工夫も必要なのではないかなと私は思います。

そうでなければ、いつの間にか知らない人が住んでいるというようなことでは、なかなか地域になじめないということがあるのかなと思いますので、その辺についてはどういうふうを考えられますか。

○委員長 島貫農林課長。

○農林課長 お答えさせていただきます。

このたび、私が農林課に来てから、相当7人、8人ぐらい雇用させていただいておりますが、今委員のほうからお話いただいた部分については、ケース・バイ・ケースでさせていただいております。

地域のほうに入ってください内容の方については、私どものほうでも、地区長さんなり隣組長さんのほうに御挨拶させていただいた部分もございますが、中には職種によっては、そういったことをしていないというところもあるというのが状況でございます。

○委員長 8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 職種によってというふうなことでございましたが、私は、こちらで生活する限りにおいては、その地域の地区長さんなり、あるいは隣組長さんなりに御挨拶をさせていただくことが一番いいのかなと思いますので、その辺、なお御検討いただきたいと思います。

それから、この地域に住んで、文化も違う、習慣も違う、誰も知らないということももちろんあるわけなので、悩みとか何か生活の上で、そういう部分があるのかもしれない。

そういう意味での、その方との定期的なお話合いとか相談とか、そういうふうなものは催しているんでしょうか。

○委員長 島貫農林課長。

○農林課長 お答えいたします。

地域おこし協力隊とのミーティングというのを週に1回、毎週金曜日に実施をしております。

その中で、現在の活動の内容でしたりとか、あとはどういった1週間を過ごしたという部分、あとは相談についても、適切に御相談をいただいているというふうな状況でございます。

また、スポットでも、それぞれ皆様、抱えている課題が違うということで、全体の前ではなくて、それぞれ個人ごとという部分についても対応させていただいているつもりでおります。

○委員長 8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 ぜひよろしくお願ひしたいんですが、地域に溶け込んで楽しく生活ができるということは、いい仕事ができるということにつながっていくものと思いますので、その辺、そういうことにも関心を持っていただいて対応をお願いしたいと思います。

それと、もう一つは、成果がどのように上げられるかという問題が当然出てくるわけですが、例えば、ブドウ栽培に従事する方なんかは、教えていただく、研修する、そういった方がもちろんいらっしゃるという意味ではありがたいわけですが、先ほどのように1人で活動をされる、ある人を巻き込んでいかななくてはいけない。こういう場合の支援、あるいは協力体制というか、この辺についてどういうふうになされているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長 島貫農林課長。

○農林課長 お答えさせていただきます。

隊員の活動については様々でございます。

そうした中で3年間、無事地域の皆様とともに活動できるように、その内容によりましてそれぞれの団体ですとか、あとは場合によっては地域の方々、また個人の方々、それぞれの状況には異なりますが、そういった部分では農林課としても、地域おこし協力隊と一体となってスムーズな活動ができるようには極力配慮はしているつもりでございます。

以上です。

○委員長 8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 成果が上げられるようにサポートしているということですが、これからもよろしく、その辺はお願い申し上げたいと思います。

それで最後に、任期終了後の自立というか、そういうことについてなんです、これは、和歌山県内での失敗事例のことが書いてありましたので、御紹介させていただきます。

この方は、隊員になって半年で、その市の協力隊を辞められました。それで、一つは、「自分の3年後の自立ということについて、市はどのように考えていますか」という質問を聞いたんです。その結果、市からはこのような文書が届きました。「3年後の自立については、協力隊員が地域に定住し、地域の一員として住民とともに地域活性化に取り組むことを期待しており、そのため、自立に向けても、勤務時間以外で業務に支障なければ兼業を認めています」という文書だったそうです。

なんかこれを見て冷たいなど、第一印象、冷たいなど。市としては、協力隊として成果を上げてもらえばいいんだと、任期終了後は自分で考えろと、そこまで面倒見られないというような、そんな印象に取れます、私は。

なかなか行政が、任期終了後のことをいろいろできるというのは限られている部分があると思います、難しいと思います。でも、やっぱり相談を受けるとか、アドバイスをするとか、いろいろなことがあると思います。

それともう一つ、同じ方です。この方は、いろいろな仕事の中で朝市の手伝いをしていました。野菜が売れ残ったときに捨てられるのを見て、自分で引き取って、販路を開拓してさばいたり、あるいは、なおかつ加工所を借りて、野菜スープをつくって販売したりしてしていました。

それがどんどんと拡大して、新聞に取り上げられるほどになりました。もちろん加工所に設

備もあって、細菌の検査なんかもした上での販売なわけです。

ところが、行政から野菜スープを販売することはまかりならんというお達しが出た。それで辞めざるを得なかったわけですが、要するにこの方は、出品される農業者の方のものが捨てられる、収入にならない、それではもったいないということからそんなことを始められた。でも、市のほうでは、今までどおりでよい、何も変えるなどというようなことだったそうです。

この隊員は、やりがいもなくして半年で辞められたと。この人が、ネットに投稿しているんですね。

もしかすれば、こういう収入を得るようなことが、任期終了後、自立できる可能性があったということも考えられると思います。したがって、この行政の協力体制のなさが、結局は、この人を潰しているというようなことになるのかなというふうに私は思います。うまくいけば、本当に全国の成功事例として脚光を浴びるものだったのではないかと、そんなふうにも思います。

こんなことで結局、協力隊員の皆さんは、3年間どう成果を上げるかとともに3年後の自立化、ここに定住できるかということ、本当に心配している、あるいは懸念している、そういう状況だと思うんです。

そういう意味で、任期後に定住を選択していただけるようなという意味で、担当課、あるいは市としてどのようなことを考えていらっしゃるのか、その辺についてお伺いしたいと思いません。

○委員長 嶋貫みらい戦略課長。

○みらい戦略課長 ただいまの委員の御質問にお答えを申し上げます。

当課の地域おこし協力隊の採用に当たりましては、ただいま委員から御指摘いただきましたように、何か3年間手伝ってもらおうというふうな考えではなく、やっぱりその方が3年間最長、

南陽市にいる中でしっかり何か身につけて、その後、しっかり自分で生活できるようにというふうなことを目指して採用させていただいております。

職種についても、担当の農林課さんなりいろんなところから御相談いただいたときには、3年後のその先の、この方がちゃんと収入を得られるかとか、例えば農業を継げるかとか、そういうようなことまで考えながら対応させていただいているつもりでございます。

ただ、全国的にも地域おこし協力隊の様々なマッチングだったりとか、その後の定着率というふうな問題がある中で、なのでこのたび、地域おこし協力隊のその前の、ちょっと長めのインターンというふうな制度も新しく国のほうで創設をしながら、少しでも地域を好きになってもらって、一番はやはり委員が御指摘されたように、何を活動するかというふうなことのベースになる地域との関係だったりとか、いろんな人との関わりが大事なのかなというふうに思いますので、その部分につきましては、今後担当の課ともさらに連携を深めながら、しっかり3年、その先を見つめて、地域おこし協力隊の活用を進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長 山口委員に申し上げます。

十分気持ちは分かりますが、少し長かったんじゃないですか。もっとまとめて質問をお願いします。

8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 ぜひ自立できるようにお力をお貸しいただきたいと思います。

以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 14ページです。総務費についてお尋ねをしたいと思います。

説明のところにはありません。予算の審議、

補正予算の審議というのは、いわゆる当初予算で計上されたものがどのように進捗されているか。今、山口正雄委員からもありましたように、そういったチェック機能というのも非常に大事なかなと思ひまして、あえてお尋ねしたいと思います。

私も一般質問の中でも話しましたがけれども、非核平和の夕べについてです。またかというふうな感じかもしれません。非常に大事なことで、話をしたいと思うんですが、非核平和都市推進市民会議補助金という名目で580万円、しかもこれは市単独の予算です。

したがって、その団体に対する補助金だということであれば、当然にその会議をして、しっかりと実践していく、計画していくというようなことが大事だと思うんですが、開催しているものについてどうなのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○委員長 穀野純子総務課長。

○総務課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

この580万円の予算につきましては、この非核平和の中で、事業をすることができるという条文がございますので、その中で事業をするための予算となっております。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 それは当たり前の話で、私が聞いているのは、その中で、例えば推進する際に、当然事業実施主体が市ではありませんよね、補助金だから。

ということは、その推進会議の中で会議を開催して、どういう計画になっているんですかというふうなことです。

8月には実施するというふうな、市長はそういうような話をしているわけですので、今6月ですよ。その中でどういうふうになっているのかって、会議は開いたんですか。

○委員長 穀野純子総務課長。

○総務課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

会議のほうはまだ開いておりません。

これから事業についての実行委員会等を開催する予定でございます。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 ちょっと白岩市長としては、大変お粗末かなというふうに私は思っています。

白岩市長がずっと今までやってきた予算を計上して、そして実行してきた。それは本当に、真摯に予算執行をしているというのを私は評価していますけれども、この問題に関してはなぜそうなのか、分らないです。

やっぱり私も前から言っていますように、平和センターという一つのいわゆる団体がありまして、そういったのが一番いいんじゃないか。その構成員にもなっていますし、そういうところで考えるのが一番いいんじゃないかって前から話をしています。ただ、そこにも声がかかっていないというようなことでしたので、どうなのかというふうなことで私は非常に疑問に思っております。

そこについて市長どうなんでしょうかね。同じことを何回も聞いて悪いんですけども、そういうふうなことにしか考えられないんですよ。

○委員長 白岩市長。

○市長 委員から数度御指摘いただいたことも踏まえまして、慎重に検討するようというところを担当課には申しているところです。

ということもあって、今時間を要しておりますが、この事業については、委員の御意見も踏まえながら総合的に判断して、しっかりと遂行していきたいというふうに思っております。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 そもそも予算というのは、当然何々をやるというふうなことで積算をして、そして計上をして、私たちに提起して、それを審議して決定していくわけですよ。その中で、

当然予算の積算というものはあるわけですから、その当時考えたことはあるはずなんです、まず。

その中で、580万の中でやるんですよというように言っているわけですけども、それにしても、8月15日は終戦記念日ですし、付近に合わせるといのはベストだと思いますし、私は、非核平和というふうな部分でいうと、核のない世界というふうなこと。今、ウクライナ、ロシアの問題があって、ややもすると核が使われるんじゃないかなということもあります。そういった中で、非常に大事な重点があると。

しかも、例えば小中学生に見せるというふうなことであれば、やはりいろんな意味で核の危なさというようなことをしなければならないというふうに思っていますし、以前あった「流れる雲よ」については、どうも特攻隊を意識しているものだけなので、ちょっとおかしいんじゃないかというようなことを前にも指摘していますので、そこは話はしませんけれども、そういうふうなことで、いまだもって事業実施の会議が行われていないというのは、ちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思いますが、どうなんですか、具体的には日程決まったんでしょうか。

○委員長 白岩市長。

○市長 具体的な日程については、まだ決まっておられませんけれども、そういった委員の御指摘を踏まえて、従来よりももっと慎重に対応をすべきであるということの中で、慎重にも慎重を重ねて今検討をさせていただいています。

この予算については、3月にお認めいただいたことをしっかりと踏まえまして、非核平和のつどいという趣旨がしっかりと行われるように努めてまいりたいというふうに思っております。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 私、予算執行権ないですので要望しかないんですけども、先ほど言ったように、例えば「流れる雲よ」みたいな形じゃな

くて、やっぱり教育的な形で、しっかり今まで、核を落とされた日本の被爆国としては、「はだしのゲン」のようなそういったものは、非核平和に関してはマッチングするんだというふうに思いますので、ぜひそこを十二分に検討していただいて説明いただきたいと思います。

○委員長 ほかには質疑ありませんか。

16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 ただいまの高橋一郎委員の関連もあるんですけども、当局に対して、私、予算の在り方、予算執行の在り方について何点か質問いたします。

いいですか、第1点は、予算執行する場合、必ず目的、計画があるわけですね。それに基づいて予算を執行すると、予算を計上すると、こういうことになっているんですが、私、違っているのでしょうか、答弁願います。

○委員長 白岩市長。

○市長 間違えてはいないというふうに思います。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 これは3カ年計画で、冒頭でこのように指摘されているわけです。目的あって、計画あって、予算を執行すると、こういう運びになっているわけですね。

しかし、私、3月の予算委員会、あるいは先だつての高橋一郎委員の一般質問を聞いていますと、目的もあると、計画もあると、それにもかかわらず中身がないと。

今、市長もおっしゃったように、先だつての一般質問や予算委員会を聞いていますと、何をやるのか中身が全然ないと、こういう状況なわけだね、今、市長もおっしゃったように。

中身もないのになぜ予算執行するのか、その意味が私、分からないんですよ。どうですか、市長。

○委員長 白岩市長。

○市長 各議会でその時々委員会や本会議、一般質問等でいただいた意見を踏まえて、それも斟酌しながら、その事業の内容を考えるとということで、まだ今それについては検討中であり

ます。中身がないということではなくて、御意見を踏まえて考えているところでありますので、そこについては御理解賜りたいと思います。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 私、不思議に思っ、ずっと私、今まで聞いていた。

私、発言しようかな、どうしようかなと再三迷いました。今いろいろ話聞いて、なぜ、しかも、市長、毎年、毎年、3カ年計画や第6次総合計画に基づいて予算も執行しているわけですから、これは5年ぶりというふうなお話聞いております。しかも、日程は8月の末頃かなというふうな当局の計画であるということも聞いております。

しかし、ならば当初予算でなくて、6月の今回の議会でも提案できるし、専決でもできるわけでしょう、これは。時の状況に応じて提案しているんですけども、やっぱり私は、目的があって、計画があって、事業化すると、こういう運びになっているわけですから、それに基づいてちゃんと計画、5年越しならば、もう出て当たり前の話じゃないですか。いまだもって市長は、慎重に慎重を重ねてとかいろいろ言っているんですけども、どうも私は解せない、これは。

この中身の問題でなくて、予算執行の在り方について、私、指摘しているんです。どうでしょう。

○委員長 白岩市長。

○市長 5年ごとに開催している非核平和のつどいということで、これが、令和4年度がその年度に当たるということで、当初予算で計上させていただきました。こういった類いのことは、

専決すべきではないなというふうに私は考えています。

概要についてお話をしたところ、議員から様々な御意見を賜りましたので、当初の考えに固執するのではなくて、いろいろと検討させていただいて、最終的にはしっかりと、予算を間違なく執行できるようにしてまいります。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 私、専決やりなさいと言っているんじゃないよ。

予算の在り方について、5年越しならば、もうずっと計画立てているわけでしょう。依頼先の実行委員会、検討委員会。それをいまでもって、予算議決したにもかかわらず、3月議会で、いまでもって決めていないと。これは不思議でないのかなと私思うんですけども。

何ぼ慎重に検討したとしても、大体予算執行したならば、大体その辺、頃合いってあるわけだから、だって、南陽市の事業計画見ていると、長期、中期、短期と、あるいは3カ年や第6次総合計画に基づいてやっているわけですから、その辺の理解が十分でないのかなと私思うんですよ。

ですから、やっぱりきちっとした位置づけを持ってやるべきではないのかと、そのように思いますよ。私、間違っているでしょうか。

○委員長 白岩市長。

○市長 間違っていないというふうに思っています。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 ですから、私、思うんですけども、その辺よく話合いをして、やっぱり子供たちのために非核平和の都市宣言しているわけですから、議会も当局も。

その辺しっかり理解をしていただいて、対応をしていただきたいものだなと、このように指摘をしておきたいと思います。

以上です。

○委員長 ほかにありませんか。

5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 16ページの4款衛生費のコロナワクチンの接種に関してですけれども、5月20日の全員協議会で指摘された問題ですけれども、5月1日の市報に、ワクチン接種済み者の新規陽性者数は、未接種者と比べて少なくなっていますというふうな記事が出ました。

ところが、その後、その未接種者の中に接種歴不明者、いつしたか分からないと、そういった人も含まれていたということで、改めて統計の取り直しをしたところが、年齢によっては、むしろ接種した人のほうが新規陽性者数が多いというふうな数字が出たということで、その後、私が全協で指摘した以降ですけれども、NHKのニュースで取り上げたり、それから私が知る範囲では、朝日新聞と毎日新聞にかなり大きく取り上げたりしました。

そこで、私が指摘した以降の市の対応についてお伺いしたいと思います。

○委員長 嶋貫ワクチン接種対策主幹。

○ワクチン接種対策主幹 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

高岡委員のほうから、全員協議会のほうで御指摘いただきました件につきまして、そのときに、国のほうで出されている最新の情報を掲載させていただいたということで御説明をさせていただきます。今回6月16日の市報におきまして、また新しい、6月1日に厚生労働省のほうで公開しておりますアドバイザリーボードの資料のほうを掲載させていただきました。

そこの中には、4月20日までは、接種歴が未記入の場合には未接種に分類されていましたが、5月11日以降は接種歴不明にということで注意書きも書かせてはいただいております。あとは、詳細については、厚生労働省のホームページのほうを御覧くださいということでご掲載をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 今日の市報で対応していただいたということで、よかったです。

この5月1日と同じような記事を近隣市町村、あるいは把握している範囲で、ほかの市町村で同じような記事を掲載した例は把握していますかどうか、お聞かせください。

○委員長 嶋貫ワクチン接種対策主幹。

○ワクチン接種対策主幹 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

ほかの市町村でこういったデータを掲載しているというのは、こちらのほうでは把握しておりませんが、各市町村の広報紙等におきましても、やはり厚労省の資料が見られるようなQRコードですとかそういったものを掲載しているというのは、こちらのほうでも見せていただいております。

以上でございます。

○委員長 5番高岡亮一委員、ただいま質疑中ですが、ここで暫時休憩させていただきます。

11時15分、再開いたしますので、その次をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時00分 休 憩

午前11時15分 再 開

○委員長 再開いたします。

5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 5月1日の市報に出た記事と同類の記事、これは、ほかの市町村については把握していないということだったんですけれども、私なりに把握しているところでは、千葉県の広報紙に載っていたのを把握しております。

独自の判断か、市としてこの記事を掲載するに至ったいきさつについて、判断について、できるだけ詳しく御説明をお願いします。

○委員長 嶋貫ワクチン接種対策主幹。

○ワクチン接種対策主幹 ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思います。

このたび、5月の市報に掲載をさせていただいたわけなんですけれども、そのときにちょうど、やはりコロナの流行もなかなか下がらない。そういう中で3回目の接種のほうが少しペースダウンしてきて、若年層の方が打つ率があまり上がらないというような状況がございまして、県のほうからも、そういった部分での対応を市町村で独自にやっていますかというような調査等もございまして、その際には県のほうから、成人式の際にも、成人者の方にチラシを県が配布したいというようなことがありましたので、配布をしていただいたというようにいきさつもございました。

そのときに、やはりそういった状況の中でコロナワクチンの接種というものを考えたときに、国のほうで出している最新の情報を基に御判断いただけるように市のほうで判断をさせていただいて、掲載をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 実はこの問題、厚生労働省アドバイザリーボード、そこで出したそのデータというのは、それは意図的だったのではないかと、ということで非常に大きな問題になっているわけです。

仮に、意図的にデータ改ざんだとすると、これは非常に大きな問題だなというようなことで、今いろんなところで問題になっているわけで、その点ありましたんで、私自身、南陽市ではどういう経緯でこれを掲載するに至ったかということを確認したかったところです。

あと、南陽市なりにワクチン接種3回目、できるだけ実績上げようと、その一生懸命な中でそういった判断に至ったというふうなことで、

その方向は違っても一生懸命さは、私なりに理解したいと思います。

次の質問に移ります。

6月10日、厚生労働省の発表の、日本のコロナワクチン接種後の状況というのがありまして、厚生労働省に医療機関等から報告なった分だけで1,743人死亡、副反応報告、男性重篤者が7,579人、女性重篤者が1万4,568人、性別不明重篤者295人で、合計2万2,442人というふうな数字。厚生労働省の発表、毎月審査会というのがあるんですけども、そこで発表になった最新のデータです。

こういったふうな状況、あと医療機関等を通して厚生労働省に報告のあっただけでこの数字ということで、氷山の一角とも何とも言えない、いろんな不気味な数字ではあるんですけども、南陽市として把握している副反応の実態についてお聞きしたいと思います。把握しているだけ、よろしくをお願いします。

○委員長 嶋貫ワクチン接種対策主幹。

○ワクチン接種対策主幹 ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思います。

南陽市のほうとしまして把握しております副反応については、今のところは医療機関のほうから上がってきておりませんということでございます。

以上でございます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 それでは、3月の予算委員会でお聞きしたんですけども、12歳未満5歳以上のワクチン接種も進んでいるわけですけども、その後の、次の日、学校に行けなかったと、そういったふうな子供がどのくらいあるか、学校教育課のほうで把握していれば、数字お聞かせください。

○委員長 佐野学校教育課長。

○学校教育課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

学校において、副反応によって欠席しているという、次の日登校できなかったという児童、生徒についての数を把握していることは、今のところございません。

次の日学校に登校できなかった子はいるかもしれないんですけども、正確な数字を把握しているところではございません。

以上でございます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 私のように、ワクチン、前から危ない、危ないと心配していた者にとっては、これは、私と同じ思いになっていただいたら、市のほうとしても副反応の実態を本気で調べる。学校のほうでも、教育委員会のほうでも実態がどうかと、それを本気になって調べるというのは、私としては要望したいところですけども、その辺の認識のギャップというのは、今まで何回も私これまで言ってきて切に感じしているところなんで、しょうがないということなんですけれども、何で私がこれを言ったかということ、実は当初、厚生労働省のほうも、ワクチンで亡くなった人には4,000万何がしかの死亡何という金か、その金を払うというふうなことだったんですけども、それは一例も払った例がなかったわけです。

ところが、どうもここに来て、あまりのいろんな死亡者が多くなっている実態に、厚労省としても放っておけなくなったと。県のほうに、「新型コロナワクチン接種後の副反応を疑う症状に対応するよう、既に厚生労働省から都道府県に対し、ワクチンとの因果関係の有無にかかわらず、希望する方が必要な医療機関を受診できるような体制の確保等を依頼しているところです。さらに専門的な医療機関の名称等の公表に向けた調整も都道府県に依頼しているところです。また、新型コロナワクチンによる健康被害については、予防接種健康被害救済制度により、国の審査会が因果関係を認定した場合に、

迅速に救済を行うこととしており、接種後の症状が予防接種によって起こったことが否定できない場合も含め救済の対象としています」というような通達が、厚労省のほうから県のほうには出ているそうです。

これに関して、市のほうではどのような、厚労省のほうからのこういった意向というのは聞こえているかどうか、確認したいと思います。

○委員長 嶋貫ワクチン接種対策主幹。

○ワクチン接種対策主幹 ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思います。

国から県へそういった文書が発出されているというようなことは説明会等でもあったんですけども、その後、県から市町村のほうにという文書につきましては、こちらのほうでまだ確認はしておりません。

以上です。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 今、そういった説明が県のほうからあったということなので、恐らく流れとしては、何らかの形で救済措置というのをこれから講じる方向にちょっと流れが変わってくるのではないかなと。

そういった場合に、やっぱり副反応の実態というのを、この南陽市においてもしっかり把握しておいて、そういったものに対して速やかに救済措置を講じる、できるような体制をつくっておいていただきたいと思いますが、その辺、市長に改めてお願いしたいですけれども、確認したいと思います。

○委員長 白岩市長。

○市長 厚生労働省の定めている健康被害救済制度に該当するようなものがもしあれば、それは市としてもしっかりと国の対応に倣って、救済の趣旨が行われるようにしてまいりたいというふうに思います。

ただ、市内においても、既に高齢者であれば95%の人が2回接種し、3回目も9割接種し、

4回目も、3回打った方の85%の方が今後接種する予定になっておりますが、何回打つと具体的な被害、重篤な副反応、接種による死亡が出てくるのか。

市内の被害の実態について、例えば委員が、具体的にこういうふう被害があるんだということであれば、それは厚労省の判断材料にもなると思いますけれども、そういったものがあるということは、私は今聞いていないところでございます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 数字を見れば、1,743人中、これ自体、ワクチンでこれだけの人が死ぬのかとたまげるわけですけれども、全体の比率にすれば、0.000何ぼしか分からないパーセントのあれなわけで、じゃ、これがどうだというふうな、これは具体的な例というのはなかなか一概には言えないわけですけれども、少なくとも市のほうでは、そういったことに目を光らせてしっかり把握して、対応できるときには速やかな対応をよろしく願いますということを要望して終わります。

以上。

○委員長 ほかにありませんか。

6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 18ページ、いわゆる農業振興費についてお伺いをしたいと思います。

網羅的な話ですけれども、実は今、サクランボの最盛期になっています。これからリングナリブドウなりと、南陽はフルーツの町ですので、これから非常に繁忙期になってまいります。

その中で従事者不足です。実際の作業の従事不足というのが指摘されていまして、マッチングの方法というのはどうなんでしょうと、前からちょっと質問をしているところですが、ここに来て、例えば寒河江市なり、市職員が兼業を認めるというふうな形で、実際に摘果作業に当たる、摘み取りに当たるというふうなこと

が記事として載っております。私は、いいことだなというふうに思っています。

そういったことについて、本市として考え方を持っているのかどうかをまずお尋ねしたいんですが。

あるいは、例えばもう一つは、南陽高校の南陽市役所部というのがありますけれども、そこを中心にして、例えば高校生のボランティア等も考えていく。サクランボとボランティアをかけて、さくらんボランティアなんていうふうなことでやっているところもありますけれども、これはサクランボに限定したことでなくて、リンゴの農家であるとか、あるいは果樹の農家、ブドウについても同じです。

そういったところで、ひとつ持っている人的な資源を有効に結びつけていく。そのためには、例えば市役所の職員、あるいは高校生とか様々な形でしていく方法が、今検討するべきではないのかというふうに思っております。それについて考え方を伺いたいと思います。市長に、できれば。

○委員長 白岩市長。

○市長 私からお答えいたします。

寒河江市や山形県で職員が、足りない、人手不足のところに職員をマッチングすると。その際に兼業の制度をつくって対応するというものについては、私も注目しております。

南陽市においても、公務員が地域活動にいろんな形で参画するというのを進めていきたいというふうに思っております。ぜひこの制度については前向きに考えていきたいというふうに思っています。

また、高校生の御提案もありましたけれども、それについても高校側にお話をしてみたいというふうに思います。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 前向きだということで、ぜひ前向きに。お互いにいいと、三者がいいという

んですかね、農家の方もいいですし、手伝ってくれる人もこれで貢献をしながら、いわゆる収入も入ってくるみたいな、労賃でしょうけれども、そういったものも入ってくるというふうなことになってくるといいのかなど。

そして、それが一つの、南陽市でこんなことをやっていますというふうなことで発信をしていくというようなことにもなってきますので、それは何がいいかというのは、これは検討していただくといいわけですがけれども、例えば市外の方に来ていただいているというふうなこともあるかもしれません。

それは、例えば雪下ろしボランティア、雪の何とかという、ありましたよね、お助け隊みたいな。そういったことも含めて、果樹だけに限らず、そういった方向がないのかぜひ検討していただきたいと思うんですが、今ここに来ては農業振興費というふうなことでの話したんですけども、もうちょっと広げて、議論するんであればそこも含めて出してもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長 白岩市長。

○市長 おっしゃるとおり、雪なども含めて、公務員と、それから地域との関わり方、今後、人口が減少して行って、あらゆる分野で人手不足になるときに、どういった形で公務員も、地域の一人としてその地域を支えていくのかということについては、委員おっしゃったことを踏まえて、今後制度化できればなというふうに思っています。

一方で、人手不足ということについては、委員からは人出をもっと、職員の人員を確保するようという御意見もあろうかと思っておりますけれども、なかなか厳しい状況の中で人を増やすことができないと、日中の仕事も業務が多くなっていると。その辺のバランスもよく見ながら、職員の希望に応じて、また地域の希望とも合ったようにできればなというふうに思っております。

す。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 そこで、一つだけ懸念するの
が、今、市長がおっしゃったように、いわゆる
これは労働条件ではないんだと。そして、例え
ばボランティアに行く、あるいは兼業をしてい
くということが、一つの成績の評価になるよう
なことでもありません。

そこはしっかりと割り切って、あるいは、い
わゆる労働組合等との話し合いもあることでしょ
う。労働条件の変更ではないんだというような
ことになるかもしれません。そこは、そういつ
たこともあるよというようなことを含めて、ぜ
ひ検討していただきたいというふうに思います。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

3番山口裕昭委員。

○山口裕昭委員 15ページの3款民生費1項社
会福祉費に関連して、現在、赤湯駅の西口のほ
うに透析の専門病院のほうが開院されていまし
て、市内外から多くの患者さんのほうが来られ
ているわけなんですけれども、透析患者さん
に対しては、利便性もよくて大変評判がよいとい
う話もあります。

ただ、赤湯駅の東口にいる患者さん、特に高
齢の患者さん等に関しましては、赤湯駅を通
過するのに、北側の踏切か南側のアンダーパス、
通らなくちゃいけないということで、ちょっと
利便性が悪いという話があります。

以前にここで、自由通行できる通路を造って
いただきたいとか、自由通行に関しての話をし
たときに、通路を造るには多額の予算が必要だ
ということで無理だという話も聞きました。

通行に際しては、JRと山形鉄道ということで
事業主体が2か所になっているので、なかな
かそれも難しいという話はお聞きしたんですけ
れども、透析患者の方ですとか、そういう持病
を持った方、あと高齢で自動車免許を返納され
て足がない方について、やはりどうしても東口

と西口の連絡ができないと、大変御苦労されて
いるような状況があるようですので、できれば
そういう方に関して、申請があれば通行できる
ようなパスみたいなものを新設できないかなと
いうような要望があるようです。

できればその辺ちょっと、JRですとか山形
鉄道さんのほうとも御相談いただいて、やるこ
とはできないものかなと思いますので、その辺
についてちょっと御質問いたします。

○委員長 嶋貫みらい戦略課長。

○みらい戦略課長 ただいまの委員の御質問に
お答えを申し上げます。

ただいま具体的に患者さんの御不便というふ
うなことでお話を承りました。

JR、山形鉄道のほうに、そちらのほうの対
応が可能かどうか、まずこちらのほうから御相
談をさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長 3番山口裕昭委員。

○山口裕昭委員 そうですね。ぜひ交通弱者と
いう部分でもありますので、その辺のこと、実
現できるようにやっていただきたいと思います。

市長のほうからもちょっと一言、お考えを聞
かせていただければありがたいと思います。

○委員長 白岩市長。

○市長 自由通路があればいいなというのは、
皆さん思っていることだと思います。

しかし、あればいいことと財源との間には物
すごく開きがあって、実際に財源をどうするの
か、あるいはJRや山形鉄道との協議をどうす
るのかというのは難しい課題ではありますが、
まずは投げかけてみると。市の気持ちはこうで
すということについては、できるのかなという
ふうに思っています。

○委員長 3番山口裕昭委員。

○山口裕昭委員 自由通路については、以前、
副市長から数十億円もかかるんだよという、と
んでもない予算かかるというような話はお聞き

しておりますので、難しいのは重々承知しています。

ですので、先ほど言ったように、事業主体のほうの病院さんのほうとお話いただきまして、ぜひ前向きな御検討をお願いしたいと思います。要望です。

○委員長 希望ね。

○山口裕昭委員 はい。

○委員長 ほかにありませんか。

(発言する声なし)

○委員長 次に、第7款商工費から第10款教育費までの19ページから22ページまでについて質疑ございませんか。

(発言する声なし)

○委員長 次に、その他・附属資料23ページから27ページまでについて質疑ございませんか。

(発言する声なし)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

(発言する声なし)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第29号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。よって、議第29号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました補正予算1件の審査は終了いたしました。慎重な御審議を賜り、誠にありがとうございました。委員各位の御協力に対し、深く感謝申し上げます。

散 会

○委員長 これをもちまして予算特別委員会を散会といたします。

御起立願います。

どうも御苦労さまでした。

午前11時40分 散 会

令和4年6月定例会
6月21日（火曜日）

予算特別委員会

令和4年6月21日（火）午前10時50分開議



殿 岡 和 郎 委員長

島 津 善 衛 門 副委員長

出 欠 席 委 員 氏 名

◎出席委員（16名）

1番	伊 藤 英 司	委員	2番	佐 藤 憲 一	委員
3番	山 口 裕 昭	委員	4番	島 津 善 衛 門	委員
5番	高 岡 亮 一	委員	6番	高 橋 一 郎	委員
8番	山 口 正 雄	委員	9番	片 平 志 朗	委員
10番	梅 川 信 治	委員	11番	川 合 猛	委員
12番	高 橋 弘	委員	13番	板 垣 致 江 子	委員
14番	高 橋 篤	委員	15番	遠 藤 榮 吉	委員
16番	佐 藤 明	委員	17番	殿 岡 和 郎	委員

◎欠席委員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

白 岩 孝 夫	市 長	大 沼 豊 広	副 市 長
穀 野 純 子	総 務 課 長	伊 藤 直 人	みらい戦略 課 長 補 佐
佐 野 毅	情報デジタル 推 進 主 幹	高 橋 直 昭	財 政 課 長
矢 澤 文 明	税 務 課 長	高 野 祐 次	総 合 防 災 課 長
竹 田 啓 子	市 民 課 長	尾 形 久 代	福 祉 課 長
大 沼 清 隆	すこやか子育て 課 長	嶋 貫 幹 子	ワクチン接種 対 策 主 幹
島 貫 正 行	農 林 課 長	寒河江 英 明	農 村 森 林 整 備 主 幹
長 沢 俊 博	商 工 観 光 課 長	川 合 俊 一	建 設 課 長
佐 藤 和 宏	上 下 水 道 課 長	大 室 拓	会 計 管 理 者
長 濱 洋 美	教 育 長	鈴 木 博 明	管 理 課 長
佐 野 浩 士	学 校 教 育 課 長	山 口 広 昭	社 会 教 育 課 長
土 屋 雄 治	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	細 川 英 二	監 査 委 員 事 務 局 長
安 部 浩 二	農 業 委 員 会 事 務 局 長		

事務局職員出席者

安 部 真由美	事 務 局 長	太 田 徹	局 長 補 佐
江 口 美 和	庶 務 係 長	丸 川 勝 久	書 記

本日の会議に付した事件

議第33号 令和4年度南陽市一般会計補正予算
(第5号)

~~~~~

開 議

○委員長(殿岡和郎委員) これより予算特別委員会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は16名全員であります。

なお、当局より、嶋貫憲仁みらい戦略課長が都合により欠席の旨、通知がありましたので、代わりに伊藤直人みらい戦略課長補佐が出席しておりますので、御報告いたします。

~~~~~

議第33号 令和4年度南陽市一般会計補正
予算(第5号)

○委員長 これより予算の審査に入ります。

本定例会最終日において、本委員会に付託されました案件は、議第33号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第5号)、1件であります。当局の説明を求めます。高橋直昭財政課長。

[財政課長 高橋直昭 登壇]

○財政課長 [令和4年6月定例会 予算に関する説明書により 議第33号について説明] 省略別冊参照。

○委員長 この際、委員各位並びに当局にお願い申し上げます。

質疑、答弁は、ページ数、款項目を明示し、簡明に行い、議事進行に特段の御協力をお願いいたします。

これより質疑に入ります。

補正予算書の予算に関する説明書により行います。

歳入歳出全般、及びその他附属資料8ページから14ページまでについて質疑ありませんか。

6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 それでは、全般的なことについてお伺いをしたいと思います。

この補正について、待ち望んでいるというのが実態だと思いますので、どのような形で、スピードを持って施行をしていくのかということについてお伺いしたいと思います。それと、県との併給があるというふうにお聞きしておりますけれども、その県との併給ある場合について、それについての実施主体についての困惑がないかどうか。どのような形で、受益者がどこに行けばこういったものが受けられるかというふうなことも含めて、いろんな意味でアナウンスをしなければならないというふうに思うんですけれども、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○委員長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 委員の御質問にお答え申し上げます。

私のほうからは、商工観光課関係についてお答え申し上げます。

初めに、スピード感を持ってというふうな部分でございますけれども、商工のほうでは大きく2つの給付金を用意してございます。

まず初めに、燃料価格・物価高騰緊急経営支援給付金、こちらにつきましては、山形県のほうでも、今日まで開催の議会のほうに同様の事業が提案されてございます。

山形県のほうは、売上げのほうは30%以上減少している事業者が対象となっております。南陽市につきましては、20%以上減少している事業者としてございますけれども、30%以上の部分につきましては、山形県のほうからの給付金を給付いただくというふうに考えてございますので、この申請受付時期につきましても、山形県のほうと調整をしながら行いたいと思いま

す。

結論を申し上げれば、6月の決算が出ない限り、申請先が山形県になるのか、南陽市になるのか分からないというふうな状況なものですから、こちらについては、山形県のほうと調整して事務を進めてまいりたいと考えております。

次に、もう一つのほうの道路貨物運送事業者、地域交通事業者等緊急経営支援給付金、こちらにつきましては、7月1日から申請受付を開始する方向で準備をしたいと考えてございます。

あと、県との併給というふうな部分でいいますと、道路貨物運送業、さらには貸切バス業、タクシー業、この方たちが併給の対象になるのかなというふうに考えておりますけれども、申請先につきましては、山形県の給付金については山形県、南陽市については南陽市というようになりすけれども、市といたしましては、山形県のほうでもこういった給付金が受けられますよというふうなことで、窓口等で説明をさせていただければというふうに考えてございます。

商工分については以上でございます。

○委員長 島貫農林課長。

○農林課長 農林分野についてお答えさせていただきます。

私どもの農業分野につきましては、畜産の部分及び果樹、野菜、花卉等につきましては、2つの補助のほうで対応していく予定でございます。

まず、畜産につきましては、県のほうでも畜産の支援については考えておまして、そのスキームを使いまして、私どものほうでも積み上げを行っております。

ただ、県との協調事業ということではございませんので、市単独で進められるという部分もでございます。市長のほうからも、簡素でスムーズな迅速な対応をというふうに指示をいただいておりますので、本日御可決をいただきましたら、即作業に入りたいというふうに考えている

ところでございます。

また、果樹の分野につきましても、私どものほうで一定程度の、あまり細かいような申請ではなくて、できるだけ簡素化できるようにいろいろ考えているところでございます。こちらにつきましても、迅速に支給できるように体制を整えていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 例えば私が事業者であって、商工観光課関係、それとか農林課分けた場合、私、商工関係で受益がある事業者だとすれば、まず分からないと思うんですよね、そのパーセンテージがどうのこうのというのは。

とにかくまず市役所に行くと思っておりますので、その中でうまく、例えば県だったら県に案内するとか、何とかそこらは非常にスムーズというよりも、思いやりのあるような形の対応をしていただかないと、本当に苦しんでいる中で駆け込んだんだけど、いや、県だったとか何かよく分かんなかったということでは、大変困るなというふうに思ったものですから、そこ。

それから、もう一点、農林課長からありましたように、コロナの給付金とはまた違って、本当にこれは収入が減じている、あるいは支出が多くなっているというようなことは分かるわけですよね、だれが見ても。

なので、簡素化するというふうなことでスムーズな対応をしていただきたいというふうに思いますが、市長どうでしょうか。

○委員長 白岩市長。

○市長 委員おっしゃるとおり、俗に言うたら一回しにならないように、やはり市民の皆さんが一番近いところが市役所だということで、県の方であってもできるだけ親切に、事業者の身になって対応するように指示してまいりたいというふうに思います。

また、農業につきましても、農業者の皆さん

が、迅速に給付を受けられるようにということを重ねて指示してまいりたいというふうに思います。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 12ページの教育振興費の中の情報端末・高速通信ネットワーク整備事業費3,316万5,000円、これについてちょっと詳しく御説明をお願いします。

○委員長 鈴木管理課長。

○管理課長 それでは、お答えを申し上げます。

3,316万5,000円の内訳でございますけれども、先ほど財政課長の説明にもありましたとおり、普通教室全てに電子黒板を導入するというものでありますけれども、普通教室87のうち、既にもう20台導入されておりますので、残りの67台分を今回予算計上したという内容でございます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 67で、あれ、少ないなと思っていたんですけれども、20はあらかじめあったということで。

前からこれがあるべきだという、これを設置すべきだと言ってきただけに、今回この臨時交付金をうまく利用して、今回導入になったなということ、非常に評価したいと思います。

これをフルに活用できていい教育できるように要望しておきます。

以上。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

4番島津善衛門委員。

○島津善衛門委員 11ページ、今回の緊急経済対策事業の商工観光の部分なんですけど、各分野において速やかにこの予算を本日提出いただいたということに、まず御苦労に感謝申し上げます。本当にスピーディに対応していただいているなというふうなことでありがたく思います。

ただ、県のやり方の話なんですけど、売上げ20%、30%減になった者に対して助成しますよ

という考え方なんですけど、今回の緊急経済は経費の上増しなんですけど、売上げの減ではなくて経費の上増し。

そうすると、農林課が出している対策というのは、上昇した分に対して補助しますよというふうなことで非常に明確に出ているのですが、この県が打ち出している売上げが30%下がったと、もしくは、南陽市も做って20%下がったというふうなことで申請ということになるわけですが、実際にラーメン屋さん売上げ同じだった。でも、経費が高くなった。配達する油代かかった、食材が値上がりしました、だから、利益が圧迫しています。もしくは、食材が上がったことによって赤字になっちゃいました。これに対して本来、補助すべきはずですよ。

その辺のほうで、今度、市民の事業者の方から、そういうものの救済はないのかというふうな話があつてしかるべきになってくるのではないかと思います。

この辺、商工観光課長のほうには県とのすり合わせ、もしくは、市内事業者からそのような要望があつた場合の対応というものを、十二分に今後どのような形でしていくのか。さらに苦勞をかけますが、追加して御検討いただきたいというふうなことを要望させていただきます。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

(発言する声なし)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

(発言する声なし)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第33号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。よって、議第33号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本定例会最終日において、本委員会に付託されました令和4年度補正予算1件の審査は終了いたしました。

慎重な御審議を賜り、誠にありがとうございました。委員各位の御協力に対して、深く感謝申し上げます。

閉 会

○委員長 これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前11時11分 閉 会

予算特別委員長 殿 岡 和 郎

議 案 等

(令 和 4 年 6 月 定 例 会)